

令和4年6月 金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日 令和4年6月6日
招集場所 役場議場
開 会 午前10時

目 次 6月 6日(月) : 第1日目 P1 ~ P107
6月 9日(木) : 第4日目 P108 ~ P181

4年6月6日(月曜日)

令和4年6月金山町議会定例会 会議録
(第1日目)

令和4年6月金山町議会定例会 会議録

令和4年6月6日
午前10時 開会

1. 応召議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 応召議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 2番 中村 忠行 議員 3番 大場 洋介 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	総務主幹	柴田知房

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤山一栄

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願書等の委員会付託
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 町長提出議案の一括上程
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 提出議案の説明

(第1号)

令和 4年6月 6日

午前10時00分開会

議長 みなさん、おはようございます。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、令和4年6月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番の中村忠行議員と3番の大場洋介議員を指名します。

日程第2 会期の決定

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、その結果について柴田委員長より報告を求めます。

柴田委員長。

5番 柴田清正議員 5番 柴田です。

それでは、私から、令和4年5月26日に開催されました議会運営委員会において、6月定例会の会期について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

今般の令和4年6月金山町議会定例会の会期は、本日6月6日から同月9日までの4日間とすることに決定しましたので、ご報告いたします。

以上です。

矢口 政一議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただ今、柴田委員長の報告のとおり、本日から9日までの4日間と決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、事前に委員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長

日程第4「行政報告」を行います。

町長より「行政報告」の申出がありましたので、これを許します。

町長。

佐藤英司町長

(行政報告書のとおり)

矢口政一議長

どうもありがとうございました。

これで「行政報告」を終わります。

日程第5 請願書等の委員会付託

次に、日程第5「請願書等の委員会付託」を行います。

本日までに受理した請願書等は、お手元に配付しました「請願書等文書表」のとおり、

陳情 3 件、請願 1 件です。

陳情第 2 号、国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定する意見書の提出を求める陳情、陳情第 3 号、女性トイレの維持及びその安全性の確保について、陳情第 4 号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、配布に留めます。

請願書は、紹介議員に説明していただき、所定の委員会に付託します。

それでは、請願第 2 号 令和 4 年度水田活用直接払い交付金の見直しに関する請願について説明を求めます。

寒河江宏一議員。

7 番 寒河江宏一議員

請願第 2 号 について説明いたします。

(請願書のとおり)

よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

請願第 2 号については、産業厚生常任委員会に付託しますので、宜しくお願いします。

これで、「請願書等の委員会付託」を終わります。

日程第 6 一般質問

矢口議長

次に、日程第 6 「一般質問」に入ります。

(10 時 19 分)

始めに、須藤典夫議員の質問を許します。須藤議員。

須藤 典夫議員

6 番。須藤典夫です。よろしくお願いいたします。皆さんおはようございます。

それでは、私の方から質問をさせていただきます。

まず最初に1番目ですが豪雪による家屋、作業場等の被害対策について伺います。

町内において、昨年の豪雪による家屋や作業所等の一部損壊、倒壊などの雪による被害が多く発生していますが、支援策の必要はないかについて伺います。

そこでまず、①として、町内の被害事態はどのようになっているのかを最初におききしたいと思います。よろしく申し上げます

矢口議長 柴田町民税務課長。

町民税務課長

須藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

この冬の雪それから雪害の状況でございますが、1月の初めに、町内で重傷事故が発生したことから、1月7日に雪害防止対策連絡会議を設置をさせていただきました。

その後、2月3日に積雪が142センチとなりまして、そのあとも大雪が予想されたため、同日降雪対策本部を設置したところです。

最大積雪深につきましては2月7日の170センチでございましたが、過去5年では平成29年度の191センチに次ぐ積雪となっております。

雪による被害の状況についてでございますが、町に報告があつて、県に報告しているものといたしまして、雪おろし等の人的被害が4件ありましたが、建物被害については、町への報告を受け県に報告した事例はない状況でございます。

なお県に報告が必要な建物被害につきましては、住家人の住んでいる住家の場合は全壊半壊、一部破損、これは補修を必要とする程度のものということですが、そういったものを報告することとなっております。非住家の場合は全壊また半壊のものについて報告するというようになっております。また農業施設につきましては、農機具、格納小屋の半壊として、県に報告したものが1件ございます。

県に報告した被害は以上ですけれども、実際には町に報告がなかったものの、被害の建物があるというふうに考えております。

なお町民税務課関係でございますけれども、特に固定資産税におきまして、来年1月1日の課税に反映するため、建物の増減を把握する必要がございます、これまでに、この冬の被害ということで5件の連絡きております。

おります。また雪が消えてからの確認となりましたけれども、こちらの方で確認したところその他に10件ほど、その被害の出ている非住家建物を確認をしておるところでございます。

課税上漏れがないように、広報等で届け出の呼びかけを行う予定としております。

以上です。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

この被害の状況については、申告っていうか、被害届が優先されて把握されてるようです。ということのようで、実際ですね、空き家などもかなり、被害を受けておるわけです。この空き家の場合は、もちろんこの住民がいませんので報告というのは、なされないかと思うんですが、そういう場合これはやっぱり担当課の方でこういう施設ですね。家屋を、確認して、被害状況を調べていただきたいと思ったところですが、そういう件数は入ってないでしょうね。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

空き家につきましてはもちろん管理をされている方が確認をした場合はこちらに報告があると思うんですけれども、この度については、そちらの報告はないというようなところでございます。ただ先ほどこちらの町民税務課の方で確認した際、特に非住家で破損のあるものという点では空き家については、そういった被害の出ているものを確認をしておるところでございます。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

確認作業を進めてるということですので、倒壊とか、損壊状態ですが私の方にはもっとこの報告があつていいと思うんですが、ですから損壊した程度かな。

この辺の、例えば、具体的に知るとすれば、その被害の状況でいわゆる、共済ですよ、損害補償のための、保険に加入してて、その申し入れが、例えば JA さんの方に、どのぐらいあるとかですか、いろいろ調べる手はあると思う実態をやはりきちっと調べていただきたいというふうに思います。それで家屋と非住居の捉え方はいいんですが、農業関係のですね、聞けば作業場それから、今は随分少なくなりました共同の牛舎各地に地区にあるんですがこちらの方は、産業課の方で、どういうふうな報告ということですか。

矢口議長 産業課長。

産業課長

産業課の方で今回の状況の把握をさせていただいたところ、漆野地区、春木の方の農家の方、トラクター2台を格納している小屋が倒壊してこちらは先ほど、町民税務課長からの報告の中に入っている1件こちらがその状況の内容でございます。

他にも、実は3月に地震がありましたので、そういった地震の関係も含め雪も相当多いといった状況もあつて、町内全域にわたっているいろいろ担当職員が回らせていただいたところ何ヶ所か、例えば杭がけ小屋だったり、農作業小屋のようなものが倒壊した場所が何ヶ所かはあるということでこちらとしては、その分2ヶ所、ほかに2ヶ所把握をしております。ただ所有者側の方ともう、話をいたしましたところ、こちらに関しては再建を希望しないので、もうそのままというふうなお話でございましたし、そんなに大きい建物でもないの、被害報告という形での扱いはしないということで、産業課の中では把握しているもの、そういった状況のものが今、2件ほどあります。

先ほどもありましたようにそういった施設倒壊した場合の支援策というのが正直、農業の方はございませんので、例えばパイプハウスですとかそういったものの場合だと、一定の

補助事業なんかもあるんですけども作業小屋ですとか、そういった場合だと結局、自分で
の共済とか、そういった自主的な加入にゆだねられているというのが現状です。以上です。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

これから聞こうと思ってました、修繕ですね、修繕を望む今回、崩壊或いは倒壊した、
或いは壊れたそういう家屋に関しての修繕をしたいという意思の方に対する支援、被害対
策ということで、町支援ができないと、聞くわけですけども。なぜ聞くか、このことが大
事なのかということですが、とにかく高齢化してですね、それから農業政策に関してはど
んどん農業をやめて、つまり、空き家同然の状況に管理がされているかと思えます。

当時、施設をどんどん必要としたときは、畜産振興とかですね、それで共同畜舎たり、
或いは農業の近代化の中で機械が入ってきて機械格納庫とか作業場とかどんどん、支援す
る事業もありましたし、そして農家も前向きにですね、そういう施設を建てて、農業のを
して大きくした時代があります。

ここに来てですね、やはりそれがこれはもちろん国の施策として、大きな問題があるか
と思えます。その、やはり、末端のその地方のこういう金山町においてもそれを使わな
いような状況に今陥っているわけですよ。それと高齢化で、管理さえも難しい状態にな
っているこういう経過を見ますとですね。

やはり町で最後のこうした家屋の修繕とかですね、そういう支援もやっぱり考えてあげな
いといけないなど、やるときはやれ、やれで、あとは知らないよということではよくない
のではないかという、私の考えです。

そういう支援策についてやはり、何もないということですが、もちろん共済に加入されて
る方は、一部共済で修繕することも可能だと思います。ただ、やはり町としてですね、そ
うした家屋等の崩壊の状況を、何もできないというふうに、決めてしまうのはいかがかな
というふうに思うんです。何か支援策を考えることはできませんか。よろしく、お考えを

お聞きいたします。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

須藤議員からは主に農業関係のここで支援策ということだと思われまますけれどもまず被害建物被害に対する支援策ということ一般的な部分についてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

大雪による被害があった場合の対応についてですけれども、基本的には須藤議員からもありましたように、建物の保険に入っているというふうに思われるんですけども、簡易な建物については保険に入っていない場合も多いと思われまます。これは万一、被害が出ても自力で修繕するからという理由ではないかと思われまます。

このたび、須藤議員からご提案いただきました修繕費の支援についてでございますが、先ほど、産業課長からもありましたように、パイプハウスなど農業施設被害の場合は、事業継続のための復旧に対して、過去に国県等の補助の例がありましたけれども、住宅などの破損について補助を行う単独で補助を行う他の自治体の例を、またこちらで見たんですけども見受けられないようでございます。

これは先に申し上げました、建物保険があるからということもありますけれども、私有財産への補助となりますと、大きな災害例の法に基づいたものなど多くの被害が、甚大な被害と言ってもいいと思うんですけどもそういったものが認められる場合でないと、なかなか難しいものがあると思われまます。

例えば被災者生活再建支援法という、甚大な被害の場合の補助等ありますけれども、これも全国の都道府県で基金を積み立てて、そこから支給をしているものでございます。

また仮に町独自に補助制度を設けた場合ですけれども、その被害はこの冬の大雪による被害であるか、確認がまず必要となりますけれども、被害の発生直後であれば雪の状況も含めてある程度明確に把握が可能と思われまますけれども、被害状況によってはこの冬の雪に

よる被害かどうか、被害実態や被害額の把握などが困難な場合もあるというふうに考えております。

また令和2年度の農業被害対策のように国県の補助に合わせての補助ということではなくて、町単独の補助となりますと、やはり財政的な負担も大きいことから修繕費への補助につきましては現在のところは難しいものというふうに考えております。

ただこの冬の豪雪町豪雪対策本部の設置を受けまして雪下ろし等の困難な一人暮らし高齢者世帯に対しましては除雪費補助、増額しておりまして、昨年度前の年の場合の6万4000円の当初の額にさらに増額して、9万6000円までしたところでありまして87件もの、されたところがございます。

また、これ税の方ですけれども所得税において雑損控除ということで、自然災害等で損失があった場合の家の取り壊し費用や被害拡大防止に要した費用などを控除する仕組みですとか、災害減免法というものに基づく税額の控除がありますし、また固定資産税におきましても、天災その他特別の事情により、税の納付が困難となって徴収猶予や、納期限の延長などでも救済されない場合の措置として、担税力が弱い納税者に対する減免制度も設けられております。

なお、災害の被害に対しましては国縣市町村一体で支給する弔慰金という制度がありまして、これは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもので、死亡の際の災害弔慰金ですとか、負傷に対する傷害見舞い金のほか、住居の全半壊への対応に貸し付けを行う災害援護資金というような制度もございます。ただ、災害援護資金につきましても災害救助法、というものが適用された場合のものでございまして、令和2年度につきましても北陸地方で顕著な大雪による情報というものが出されたことを受けまして全国への適用がありましたがこの冬については適用がなかったものでございます。

町としましては大雪が見込まれる際には、放送をやめると注意を呼びかけて被害の防止を、呼びかけているところですが、積雪状況を確認いただいて適切に雪下ろしなど被害を

未然に防ぐ対応をとっていただくよう今後も呼びかけをして参りたいというふうに考えておるところです。以上です。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

今、課長の最後の方の話の中にですね、呼びかけということでありました。雪害対策連絡会議が設置されています。それで新庄市でもですね、倒壊して死亡事故が発生もしていますし、やはり雪の状況によってはですね、そういう人命を失うような被害になることもあるわけです。それでこの会議の中でやはり雪下ろしの作業の危険を伴うようなことがないようにということで、ヘルメットとかですね。安全対策を十分にしてくださいという放送はされてます。そこにですね、やはりこういう倒壊を招くということで、被害が出る前にですね、その積雪の量によってもっと早くその雪おろしを促すような言葉のアナウンスも入れてもいいんじゃないかと思う。とにかく早く、屋根の雪おろしていただくということを習慣づけていくっていうんですかね。そういうふうな、対策会議の中で協議していただいてですね。できるだけ屋根の被害を少なくすると、いうことができるんじゃないかというふうに考えるわけですがいかがでしょうか。

矢口議長 町長。

町長

はい。ただいまの須藤議員の方からお話のあった件は、それ本当にそうだなというふうに思います。先程町民税務課長からもありましたが、町でも雪害に関する連絡会議、あと状況によっては対策本部ということに移行しまして、常に気象情報を提供したり、あと雪に関する安全を取っていただくように呼びかけをしております。

その中で何ですか、地区町民の方々が経験値として、今までも雪に対しては十分慣れがあるという部分の一つあると思います。ただそこに、やはり、ここら辺も温暖化の関係かどうかわかりませんが雪の降り方自体も、やっぱりこう少しずつ変わってきてると

いう部分があると思いますので、今年の冬とその前の冬では全く違いますし、それからその前ですとほとんど降らなかったということもあつたりしますので、やっぱりその冬、冬がそれぞれ振り方も違ってきているそれを考えますと、今お話があつた例えば雪おろしを早め早めにしていただくということの促しというか、そういったことについては、これまでもそういう面での情報を流すってことはあんまりしてなかったのが実態だと思いますので、まず12月に雪寒会議がありますが、その場でまず全地区、区長さん方も出席していただいておりますので、そのところで、一度そのまず雪に対する心構えというところで、従来型ということではなくて、早め早めの雪下ろしというようなことを、まずは、促しはしていきたいと思います。

そのあと、やはりなんていうか、連絡会議或いは、対策本部等での促しの中では、今お話にあつたまず早め早めの雪下ろし、新庄で倒壊にあつて死亡事故に繋がつたというのが、今年の冬1回も雪下ろしなかったといううちというふうに聞いております。その家は今までもほとんどしなかったってことがあつたらしいんですが、やはりその年で重さも違います。やっぱり湿気の不具合も違いますから、今までは大丈夫だというような経験でそのままにしてしまう。遅れ気味にしてしまうと。そういうことがあるのかもしれませんが、やはりそういったことは、まず、今までの経験は、あまり当てにならないというか、そういう見地に立つて、やはり早め早めの雪対策、雪おろしをやっていただく、そういったことを、是非とも促していきたいと思います。

あと先ほど来の雪害、倒壊とか損壊に関係しましても、いつもだったらこれぐらいでまだ本当におろしてないんだというようなこともあるのかもしれませんが、そういったことの意識も、やはり雪の質がちょっと変わつてるといふ、湿気が余計含まれているのかもしれませんが、そこら辺の促しも合わせてやっぱり積極的にやっていきたいと思います。貴重なご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

今年というか、この冬、一回り回って令和5年の雪がどうなるかわかりませんが、常にですねやはり雪に対しては、一旦壊れると当然お金がかかるわけですが、直さないですね、さらに、壊れていくということで、どんどん修繕するにも経費もかかるし、その後、倒壊すれば、それなりの対処をしなきゃならないということで、どんどん被害も大きくなるし、経費も大きくなっていくということなのですね。できるだけ、そういうことが起きないように、やっぱり、先ほど言ったようにですね、そういう建物に関しての、管理仕方等も含めて、町の方で、やはりご指導していただくことがこれから非常に大事になると思うんです。

それからいろんな支援策国の方でもあるようですが、県とかこれらもですね、随時被害によって対応できるものもあればですね、紹介していただいて、少しでもですね、それを改善できるようにお願いしたいと思っております。

とにかく、雪に関しては担当課を含めて、再三の注意を払いながら対策を講じていただきたいと思います。

次の質問にさせていただきます。

それではですね、2番目ですが、旧小学校3校の利活用について伺います。2校の小学校等も予定通りに進み新年度がスタートしております。関係機関の皆さんもほっとしていることと思われまます。

さて空き校舎となった3校について、具体的な活用策を見いだせないままになっていますが、今後の対応策を伺いたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

それでは現時点での活用策ということで最初私の方から申し上げさせていただきたいと思います。須藤議員におかれましては、全国で廃校の優良モデルというふうになりました。

谷口がっこそば運営の中心的なお立場で、尽力されたご経験から現存する廃校利活用に対しまして大変懸念されているものだというふうに住じております。

令和4年度より3月で閉校となりました。旧明安小学校や旧有屋小学校については、教育財産から、普通財産ということで、所管の総合政策課所管というふうなことに移管しておりますが、そして、そこで施設管理を行っているというような状況であります。

ご質問にあります現時点での活用策についてですけれども、まずは、現存する廃校の活用状況を申し上げます。一つは、旧中田小学校の平成26年3月に廃校となり、中田地域の若手有志の方々による特定非営利活動法人中田クラブに無償貸し付けを行い、廃校となった旧中田小学校拠点に地域運営総組織立ち上げや、地域づくりの拠点として、廃校が旧中田小学校大きく寄与して参りましたが、町補助金の廃止に伴い廃校活用もやめざるをえないというような状況になりました。

旧中田小学校の現在の状況は、旧教育文化資料館、こちらも旧朴山分校こちらも今は解体されておりますが、それから旧金山保育園、現金山ハウスで活用しております。それから西田の蔵、家の貯蔵品等に加え、防災資機材、東京オリンピック提供木材など保管しております。

今後も、農村環境改善センターの中央公民館機能移転に伴う、貯蔵品等も様々出て参ると思いますが、そういったものを旧中田小学校保管して参りたいというふうに考えているところであります。教室等を中心に、倉庫的な活用を行っているところでありその分類や整理処分を実施してこれからも参りたいと考えております。

次に、旧明安小学校並びに、旧有屋小学校についてですが、具体的な活用策は現段階では定めておりませんが、地域の方々の活用を基本とし、民間企業や団体への譲渡や貸し付けを実施していくと想定しております。

また、これから梅雨期を迎え豪雨災害など懸念されますが、災害時の避難所施設として廃校を指定しており、譲渡や貸付する場合であっても、避難所としての活用を要件として相

手方と調整していくということは必須事項と考えております。

最近の主な動きとしまして、旧明安小学校の活用につきましては、子育て事業関係者の町民有志の方々が明安地域の区長さん方に活用方針、放課後こどもプロジェクトというようなことでその際には、教学課職員も同席しておりますが、そういった意見交換の機会を設けたところですがその後、具体的な進展には現在至っておらないと思います。今後の動きを注視して参りたいと考えております。

一方、町民の方々への廃校を施設貸付につきまして、町広報お知らせ版4月号に掲載し、廃校施設貸付について周知させていただいているところであり、その後、数件の問い合わせがありました。それらは町内や町外からの問い合わせですけれども、今後、夏頃に利活用について、公募をかけていく予定としております。

その後の展開においては、廃校活用が具体化する方向となりましたら、改めてご説明を申し上げたいというふうに考えているところであります。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

はい。ありがとうございます。現時点での活用策を今町長の方からお聞きしました。具体的に3つの校舎をですね、地区の方々それから町の方の備品の管理とか、そういうふうな、これ前の説明のままだろうと思います。

それですね、進んでいるかということをお聞きしたんですが、進んでいない状態、足踏みの状態だということですよ。

現時点では、それではですね、この状態が続けばですね、当然施設の管理費は、かかっている訳なので次の外部からの活用団体等がない場合の町の管理費は、これからどのぐらいかかっていくのか、お聞きしたいと思います。

矢口議長 庄司総合政策課長。

総合政策課長

令和4年度の当初予算に計上している内容で申し上げますと、消火設備点検委託料、あと豪雪地で雪囲いを含め、除排雪経費の負担が大きく廃校3校合わせて430万円ほど見込んでいます。電気関係の高圧受電契約で電気料が想定より多くなっておりまして、実際は600万円程度で電気料が安くできる低圧受電への変更契約を現在検討しております。

今後、廃校の老朽化に伴い、施設維持費は増額していくものと見込まれます。

また、令和4年度から各廃校施設を貸し出しするにあたり、㎡当たりの貸付料を町で定めております。

算定にあたっては、令和3年度に実施した鑑定士より算出いただいた評価額をベースに、評価額に対して4%、収益事業での貸付では6%を日割りで算定し、貸付料を徴収することとしております。1年間の㎡単価を申し上げますと、収益事業者に対しましては、明安小学校で㎡当たり、土地で50円、建物で3139円。有屋小学校で㎡当たり土地で25円、建物で173円。中田小学校で㎡当たり土地で20円、建物で590円となります。以上でございます。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

わかりました。今のところの概算では600万ほど年間かかっていくということのようです。それですね、今後施設を使わないとですね、当然その都度建物ですので劣化して、修繕等も必要になってくるかと思しますので、経費はこれ以上にだんだんかさんでくる可能性もありますよね。そういうことを考えますと、とにかく早くですね、この3校について、外部からの、或いは外部でなくてもいいわけですが、利用をしないと、活用したいと。

こういうふうな申し入れ等があれば、それに今、もう料金も決まったようですので、使用していただいて事業を展開していただくという運びになるかと思いますが、その見通しというのは今どういうことで、アンテナを張ってるかということですが、何かやっていると

いますがよろしくお願ひします。どんなふうに、外部とアプローチしてるのか、お聞きしたいです。

矢口議長 町長。

町長

先ほどもちょっと説明の中にありましたけれども、外部への貸付等について情報提供を、お知らせ版でした時と同時にといたしますか、SNS等ホームページで、そういったこともオープンにしております。

そうしましたところ、問い合わせが数件、こちらに寄せていただいております。今時点ではなかなか、具体的にこういう案件ですということは、この場ではちょっと申し上げられないところですが、それで現場を見ていただくと、いうことも、数件問い合わせあったところに明安小学校とそれから有屋小学校を案内しております。

そうしましたところ、それなりのなんていいますか、感触は若干ある状況にあります。

といたしますのは特に明安小学校については、やはりこの高規格道路、或いはこれから供用開始による高規格道路、それらと近いということもあってだと思ひますが、なかなか立地についてもいい場所だと、というようなご意見もいただいております。

同じように有屋小学校の方もお見せをしているんですが、やはりその立地の関係で、やっぱりこの、国道或いは高規格道路から若干離れているということがそういったアプローチをされたその関係者からすると、そういう、そういう見方がある。

ということがありまして、どちらかというとなんていって、有屋小じゃなくて、明安小というような意向、数件の内いずれもそんな感触で、いるところなんです。

ただ、それはあくまで現場を両方見て、それで、それからその方々が自分たちのなんですが、事業展開等比べてといたしますか、そういつて、十分に成り立ちうるという判断をするかどうかはこれからだと思ひますが、そういう意味で先ほどもちょっと申し上げましたが、今年の夏ぐらいには、そういった水面下の動きがありますので、公募を改めてしたい

というふうに思います。

それで一定期間の期間を設けて、こういった先ほどの使用料の関係とか、そういったこともオープンにしながら、そこに応募をしてくれる事業者といいますか、そういった部分あるかどうか、まずは本当にそれを正式な公募することで、必ずしもその今問い合わせはある、数件のところばかりじゃなくて、あるかもしれませんので、一旦そういう形で、こちらの方もアクションを起こして、それで状況見るとそれで、ちゃんともし契約という形で進めば、これはすごく前向きなことになろうかと思っておりますので、そういったところで今時点は、そういう問い合わせがあったところについての現場を見ていただく、そして、考えていただくとか、そういった期間になりますけれどもしかるべき、夏ぐらいまだ時期ははっきりいたしません、今年の夏ぐらいに、両校の貸付或いは、譲渡関係について条件を提示しながら、改めて公募をさせていただくと、そういう動きをしたいと考えております。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

大変いいことだろうと思っておりますのでそういう問い合わせの中でですね、施工者を活用したいという方向で、夏頃まで話が進むということになります。

尚更ね、ぜひ、それが、可能な限り早くですね、締結できればなというふうに思うんです。いろんな形で情報を出されてさきほどもありましたけれども、文部科学省の、これにも掲載されてるんですが、未来につなぐもの、みんなの廃校プロジェクト。こちらの方にも3校紹介しているようです。こちらの方からは、何か問い合わせ等、あったのでしょうか。ありませんか。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

文科省の廃校プロジェクトのホームページに掲載を令和3年の途中から始めさせていた

だいておりました。その後、東京のNPO法人とかですねあとこれも東京の方のスポーツ塾をされている業者、またスマホ販売をしてる一部上場企業から3社から一応問い合わせはいただいております。以上でございます。

ただ、その後の進展といたしますか、具体的な話にはなってはおりません。以上でございます。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

はい。それでは3番目の質問にも関わってくるんですが、3番目の質問をこういうふうにしました、仮称校舎活用検討委員会を設置して、特使迎えて本腰で取り組みましょうという質問です。それで、これ文科省やつはですね窓口が総合政策の総合政策係、というふうに記載されてます。この、これは存在するんですよね。係は、総合政策課、総合政策係、しないですね。

須藤議員

存在してるんですか。

矢口議長 政策課長。

総合政策課長

それは以前ですね、令和2年度まで、存在してた係でして、令和3年度からは、政策推進係と財政係になっております。

須藤議員

これは、これは今存在していない課だと。

総合政策課長

そうです、そこは今後訂正させていただきたいと思います。すいませんでした。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

それで、いろいろアクションがあるようですので町長が直接、やっってるわけじゃないと思うんで、そのやはりきちっとですねそういうものを、その問い合わせに関して対応できるように、まず準備必要だと思います。

それには、担当課総務政策でいいと思いますが、問い合わせがくるのが、町内だったらすぐ行ってお話ができると思いますけども、今の時代はなかなかね、都心の方だと、おいそれと、その行くわけにはいかない状況もあると思いますので、もうすでにその話があるとなれば、都内にですね、そういう方を、専門に対応していただける方をお願いして、例えば営業ですね。簡単に言えば営業していただくと。そういう特使を迎えてはいかがですかと。

いう、これ3番目の質問です。それで、話はですね、年間600万ぐらいかかるという、こともありますので、それから建物も1年置けば、2年置けばどんどんやっぱり古くなってきますので早い時期に、これを形にするということが大事かと思います。

町民の方々もですね、統合されたけども残された校舎が、何も使われないというのは非常に辛いわけですよ。そういうことも配慮しながらですね、とにかく、活用したという方のパイプ役を職員じゃなくてもいいと思います。職員でもいいんですけども、そういう近く申し入れのある近くに移動して細かい作業ができるこういう特使ということでいいかと思いますが、置くお考えはありませんか。

矢口議長 町長。

町長

はい。そうですね特使という考えがないかということの前のお話で本当にできるは、できるだけ早く、今、廃校となったものを有効な活用ができるようにするのは、本当に大事なことだと思っておりまして、そのうち、先ほど、特にその問い合わせのあることについては、総合政策課の方で対応して、ある程度何ていうか単なる問い合わせだけで終わることなく先ほど申し上げました通り、現地を見ていただいて、或いはその後の反応も若干、

いい感触というか、そんなところもちょっとありますので、それで特使で営業にある程度特化したというような話、改めてそういう形で置く、ということは今時点では、ちょっと考えていないところであります。なかなか動きが全然ないとかっていうことであれば、本当に改めてやっぱりこう戦略を練り直す必要は当然あるかと思えます。

それで今時点では少し動きがありますので、その動きを少し言葉をこう選んでしゃべる必要があると思うんですがやはりそういう動きに対してできるだけ、できれば誓約が契約が成り立つような形で、こちらの方も、あんまりせかないでといいますか、かといってできるだけ何といいますか持っている情報は全部お出しする現場も見ていただく、そういったことで、とにかく感触を持っていただいて、先ほど申し上げた例えば、しかるべき時期に、しっかり公募に多くしていただくという形で今水面下のやりとりということにはなるかと思えます。

そういった動きが、ほとんどないような状況でありますと、やはり積極的に打って出るといいますか、そういったことも改めて考える必要があるかなということを考えますけれども、今時点は、まずは、そういった、そういう問い合わせ或いは、ちょっと現場を見させてくださいっていう、そういうこともありますので、少しそういった流れで、こちらとしてはまずしばらくそれらをじっくり、対応させていただくといいますかそんな感じで考えております。

なお例えば明安小学校、或いは、有屋小学校につきまして施設自体は大きいので、さっき申し上げた問い合わせのある件につきましても、明安小が一括全部ということではありません。部分的に何といいますか明安小学校も大きく分けると三つ四つぐらいの分割ができると思いますが、その中でランチルームと隣の部屋とか、そういったところを活用して、ある程度新しい業を起こしながら若干雇用という話も、その中にはありましたし、或いはあと別のところにも、若干別の明安小学校は別の部分は、別の使い方っていうことを問い合わせなども、ありましたので、そういう、特に明安小学校については、活用という

面では可能性のある程度高いことを今は感じているところです。そういう意味で公募に応募してくれると期待ができそうだなというところです。

ただ有屋小学校につきましては、今のところはちょっとまだ具体的な話として、有屋小学校ぜひ活用したいというところまで、今のところはちょっと至ってないというのが実態であります。そこら辺が、先ほどの話に戻りますと、両方ともそういう動きがないという形ですと、まず掘戦略を練り直していか、改めてする必要がありますが、今のところは少しそういうところで、逆に落ち着いた中での状況を見守りながら、あと、しかるべきときに、公募をかけていくと。そういったことでやっていきたいというふうに考えております。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

非常に町長は、その期待をしているような言い方ですので私も興味があります。8月っていう線もでましたけども、どこまで今、そういう問い合わせがきてるということはわかりました。話せる範囲でいいと思いますが、どんなそこを使うね、問い合わせ先の業種といえますかね。業者というか、その辺までは話できないんですか。問い合わせある。問い合わせがあった。今まで積極的に出てくる利用したいという、業者はどのような業者なのか、お話できませんか。

矢口議長 町長。

町長

はい。資料として今課長から、出していただいて、どの程度までこの場で申し上げることが可能かを今、判断しているところですが、新庄最上管内の食べ物に関係した事業を今時点でもさらにやられてるようですがそれを拡大をしたいと。

いうところの事業者さんで、具体的には大豆を加工した大豆ミートを製造するというのを考えてるんだというような業種のような感じです。

大豆ミート植物のお肉だと思います。よくあると思いますが、そういったことを事業展開をしたいと。そんなことをために、新しいそういう、何か廃校をぜひ利用したいということがあって、金山ばかりじゃなくて他のところもちょっとご覧なってるようです。

その中で、明安小学校のやっぱりこう立地のよさと、雰囲気のよさもあるんだと思いますが、それで明安小学校にぜひというところで今、お声掛けをいただいて、先ほど申し上げた現場を見ていただいて、それなりの感触で事業計画を進めている途中だというふうに聞いております。雇用もやっぱり若干名やっていただける可能性もあるということで、大変期待をしているところでもあります。

そんなことで、まだもちろん先ほど来何回も申し上げておりますが、その事業所にありきという形ではない形にしたい。

ある程度、やっぱり皆さんに同じような、状況で希望があれば情報提供し、現場を見ていただいてより良い使い方をしていただきたいというふうに思いますので、そういう意味ではある一定の期間に公募を改めて出して、そこに応募していただくという形をとりたいと思っているところです。

あともう一つは、ある事業建設事業の関係が、1ヶ月ちょっと事業の事務室としてお借りできないかという声掛けも来ている問い合わせもあるようです。それも現場をちらっと見ていただいたわけですので、そこでは、それなりにそれがずっと何年もという形になるかちょっとわかりませんが、当面2、3年とか、そんなスパンなのかもしれませんけれども、そういったところで、明安小学校と有屋小学校両方見ていただきましたが、やはり明安小学校の方により魅力があると、というような、それは別の先ほど申し上げた事業所と別個の問い合わせというところがもう一つございます。そういったことがありますので、明安小学校についてはそれなりの活用ということが、ある程度最終的に契約というか、成り立ち得るかなと。

あと地域の皆さんからも使っていただけるスペースなんかも是非とも場合によっては、

全部全部そういう形ということ、当然その先ほど申し上げましたが、その事業所の方も全部を使いたいということになるようですから、そこら辺はすみ分けがある程度できそうなので、そういった流れで、地域の方々も、いざというときに利用するとか、そういったことも、もしかすると残せるような気もしますし、まずは使っていただける方使われ方といえますか、そこら辺も最終的には吟味する必要があると思いますが、今のところは、そういった問い合わせあることについてはこちらの方では積極的に情報提供し、現場を見ていただいて、そのあと連絡があったらなど、今しているそんなところですよ。

有屋小学校についても、そんな形が1件でも2件でもあればいいなというふうには思うところですが、今のところ、そちらの方はちょっと静かな状態といえますか、そんなところでもあります。もう少し本当に今現場を見ていただいてそしてプラスアルファを希望する、される事業所でも再度のなんていうか、状況について調査しているといえますか、そんなところですから必要以上にこちらとしても、どうですかどうですかというふうに、セクということあまりしない形にしたいと思っています。

それでただでも、こちらのアクションとしては、しかるべきとき、夏頃に公募をかけるということで、それで一定のそこに、対するなんていいますか、応募とかそんなことで、しっかりと姿が見えてくるというようなことになるかと思えます。

なかなか奥歯に物が挟まったものになってしまいますけれども、そんなことで、ある程度可能性があるっていうところを、今時点でこちらとしては考えていることを申し上げさせていただきますと思います。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

非常時に可能性のあるお話を聞きましたので、実現をですね、期待しておりますので、課を掲げて頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

矢口議長

次に、大場洋介議員の質問を許します。

大場議員。

大場洋介議員

3番大場です。よろしく申し上げます。通告書に基づきまして、一般質問を行います。

1の学校給食と食育について、から入りたいと思います。令和4年5月に農林水産省にて概要がまとめられております。みどりの食料システム戦略の実現に向けて、ということで、持続可能な測量システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の取り組みと、カーボンニュートラルなどの環境、負荷軽減へのイノベーションを推進する方向性に今後、舵をとっていくという紙面を拝見し資料をコピーしております。その中でも、また、昨年の8月に環境省が提案しております。サステイナブルなサステイナブルで健康な食生活として関心が高まっていることから、食生活を通じて地域循環社会に関係し今回は学校給食と食育について質問させていただきたいと思います。

それで、①学校における食育の進捗状況について、社会情勢の変化や政府の動向を踏まえ、子供から高齢者まで、食と農への理解や、適切な食生活を実践し、健康で暮らせることができるように、また、地産地消を通じて、豊かな食を楽しむとともに、山形県、第三次食育、地産地消、推進計画の策定にあたって、金山町も食育推進計画の施策に掲げていると思いますが、給食内容の充実と、学校における食育の推進や、推進の現状や成果について質問いたします。

矢口議長 松澤教学課長。

教学課長

はい。それでは、一つ目の質問では、学校における食育の推進状況について、給食内容の充実と、学校における食育の推進の現状や成果はどうなっているかとのことでありますが、まずは給食内容の充実、ということに関しましてお答えをさせていただきます。言うまでもなく、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生

徒の食に関する正しい理解と、適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。そのため、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることはもちろん、食事についての正しい理解を深め、健全な食生活、望ましい食習慣を養うなど、学校給食は学校における食育の生きた教材とも言えます。学校給食共同調理場においては、学校給食の充実を図るため、給食主任の先生方による担当者会議、学校長や PTA 代表による、学校給食共同調理場運営委員会などで、各校の意見や要望児童生徒のアンケートなどを参考に、献立を作成したり、リクエストメニューを実施するなど、適切な栄養摂取を考えながら、児童生徒が喜びそうな学校給食の提供も心がけております。

また、できるだけ地場産物の活用を図っており、季節ごとにふるさと給食として地場産物を取り入れた給食として、春には山菜、ワラビやうるい、米の娘豚を使った献立、夏にはさくらんぼやヤマメ、秋にはラ・フランス、冬にはつや姫ご飯や鯉のカルシウムなどを提供しております。その時々々の金山産野菜も、献立に取り入れております。限られた給食費の中で、安全安心で栄養のバランスのとれたおいしい給食の提供。給食を通じた食育の推進。地場産物の積極的利用と郷土料理の提供。という三つのテーマを調理場の運営方針として、今後も運営して参りますのでご理解をお願いいたします。

続いて学校における食育の推進についてでございますが、学校では、毎月の食育の指導目標を定めまして、それらに基づきまして、栄養教諭や、担任が中心となって、毎月の指導を行っておりますし、バイキング給食などの機会をとらえて、給食センターの調理師にも入ってもらい、一緒に給食指導を行う場合もございます。例えば、学校での指導目標としまして、バランスよく食べようという目標であれば、栄養バランスについての情報提供や、黄色、赤、緑の食材の周知などを行っております。

先ほど申し上げましたように、学校給食は学校における食育の生きた教材とも言えますので、今後も学校と協力しながら、給食を核とした食育を推進して参りたいと考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

ご説明ありがとうございます。学校給食の重要性、また学校における食育の推進ということで、やはりバランス栄養バランスのとれた工夫が今の現場でなされているということで、まず、今後ともそのバランスのとれた給食の中でも学校給食とまた、偏った栄養摂取や子供たちの食生活などの乱れが見られがちであり、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、学校において食育の推進が全国的に課題となっていることかと思えます。

さらに、新型コロナウイルス、感染症の影響により、金山や最上管内もそうなんですけど自粛生活でのストレスや、体重増加などの問題も顕在化されております。繋がる食育推進事業に関する調査や、食を取り巻く環境が大きく変化する中にて、食育指導や、家庭での調査等の現状についてお聞きしたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。栄養摂取や、食生活の乱れについての食育指導や家庭での調査状況ということでは、金山小学校では、生活リズムアンケート、を実施しており、その中で、朝食の欠食状況などの生活リズムの調査を実施しております。調査結果によりますと、各学年2名から5名ほどの朝食欠食者がおります。

そのため、学校では機会をとらえながら、朝食の大切さを、大切さについて指導を行っており、毎月発行している給食ニュースの中でも、朝食は体のスイッチ、脳のスイッチ、お腹のスイッチ。の3つをオンにする、1日の元気の源であるということを周知しております。今後も食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身につけることができるよう、いろいろな機会をとらえて食育を推進して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいた

します。

矢口議長 大場議員。

大場議員

やはり以前ですと、その家庭での調査ということはあまり、表立ってなかったかと思えます。やはりこの朝食を抜く、子供たちが入るといふ現状があったことを、お聞きしてこの家庭での調査の実績や調査の内容を、を教えてくださいました。報告させていただきました。

また、朝食はその3つのスイッチの大切さということで、ただいま課長からあったままでありますように、朝食に対する、朝食だけでなく、その食に対する大切さを学校の方でも教育の機関として教えていただければさらに、子供たちの朝食、また、食に対する意識も変わってくるのかなと思っております。

また、小学校教育、小学校給食においては、阪神淡路大震災の日であります1月17日を、おむすびの日として、災害時の食を考える防災教育として行われているようです。また、梅雨時期の集中豪雨などの被害が激甚化している近年の状況を踏まえ、災害時や避難所での食を考えるような、防災教育や防災備蓄食として準備されている食料品など、学校給食、防災教育に活用できるような対応も考えておくべきと指摘されております。現状の取り組みなどがあれば、お聞きしたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。近年は、いろいろな災害が発生しており、防災教育は非常に重要なものであるととらえております。

当町での給食、学校給食における防災教育としては、東日本大震災が発生した3月11日、前後に、大震災を忘れずに、防災や防災食に対する議会や知識を深めてもらう目的で、災害に対応できる献立を提供しております。昨年度は、乾パンやバナナ、あと乾物、ふなど

ですね、を使った味噌汁などを提供するとともに、給食ニュースで、備えておきたい食糧食料リストや、ローリングストック法について周知をしております。

また、防災備蓄食などを学校給食へ活用する考えはあるかということですが、現在当町では、水以外の食品は備蓄しておりませんので現時点では、そちらの方は考えてございません。

町としましては、総合防災訓練の際の各種訓練で、アルファ化米の炊き出し訓練なども行っており、町全体の防災対策として進めて参りたいと考えております。

しかしながら最初に申し上げましたように、防災教育は非常に重要であると考えますので、今後も学校や関係機関と連携しながら、防災教育に努めて参りたいと考えておりますので、防災士でもあります、大場議員からも、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

矢口議長 大場議員。

大場議員

説明ありがとうございます。やはり、防災、災害があった、あればそういった備蓄品を利用した食料をも、今後検討されることかと思えます。避難所におかれましては、やはり避難された方々から、避難所運営をされるということが、防災計画の一つとなっております。また、子供たちに、災害献立や、ローリングストックといった、そうした教育、防災教育をしてる中で、子供たちへの子供たちからの評価、また、反映された言葉があればお聞きしたいと思います。

矢口議長 教学課長

教学課長

ただいまの質問についてお答えいたします。当町においては阪神大震災を機にということで3月にそういった給食を実施しておりますがまた、普段と違うそういった給食、を提供することによって災害時の大変さを改めて感じるすることができますとともに、あわせて、作る側給食センター側におきましても、災害の場合、に、このようなものだったら提

供できるといったそういう想定もできると思いますので、給食センター側、児童生徒側双方に良い効果はあるととらえております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

はい。ありがとうございます。やはり防災備蓄食、今は、町では水分、水だけを、提携を結んで、備蓄していることかと思えます。防災備蓄職として、今後考えるこういった準備のことで、防災関係の方からもご意見いただきたいと思えます。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

ただいま備蓄については水のみということでしたけれども、協定で提供をいただく予定のもの他に、ただいまのペットボトルも備蓄をしているところでございます。

ただ、食、量につきましては、今教育課長からもありましたように、食料については県との協定で、災害時には、県の方から提供がされるものもございませけれども、こういったものが、町としてもし備蓄する際に保管が望ましいのかというようなところを検討をしておるところです。以前保管しておりました、中央公民館裏の防災倉庫になりますと、夏場の室温もかなり高く、保管場所としてちょっと相応しくなかったというものも、ありますそういった保管場所の関係もありますしあと、先ほどアルファ化米ということもありましたけれども、こちらは水等でもできますけれども、基本的にどうしてもお湯使ったりしないといけないというようなものもありますので、果たしてそういったものが適しているのか、他の市町村ですと、そういったものに変えて手軽に食べることのできるパンなどを備蓄しているというようなところもありますのでそういった事例を参考に今後検討して参りたいというふうに考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

やはり防災計画の中でも、災害があった時の避難所の場所も見直させております。防災備蓄食、また防災避難所におかれましても、避難所運営する上で、スムーズに避難された方が、そういった食事の面でも心配のないようリスク食の提供を今後も検討していただければなと思っております。

また、次に移りたいと思います。次の地産地消の現状について、お聞きしたいと思います。

先ほども課長から答弁ありましたように、学校給食に旬のものを旬のうちに、食することや、有機食材の導入などを学校給食と農業の繋がりを目的に、地産地消という観点から町内における具体的な事例や現状をそれを進める上での目標と課題を伺いたいと思います。

また、学校給食の地産地消を支える上で、生産、輸送、保存に係るエネルギーを低く抑えることに繋がる可能性もあるために、生産者の方々とどのようになっているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それでは、二つ目の質問でございます。地産地消の現状についてお答えさせていただきます。

学校給食の食材におきましてはできるだけ、地産地消を目指しており、積極的に地元産、県内産の食材を使うようにしております。納入業者も、できるだけ県内産の農産物を仕入れていただくようにあわせてお願いをしているところでございます。

議員のおっしゃいますように、学校給食において旬のものを、旬のうちに食することや、有機食材の導入などは地産地消、食育という観点からも、大変重要なことであると考えており、これからもできるだけ地元産、県内産の食材を使うように努めて参りたいと考えております。

ただし、学校給食に使用する食材につきましては、原則として、見積もりをいただき、単価の安い業者に発注しているところでございます。また、町内の農産物につきましては、時期、種類が限られているという課題がありますとともに、肉類については、町内で生産される牛肉、豚肉もございますが、これらは単価の面で、日常的な使用については厳しいところでございますので、ふるさと給食などのイベント給食で活用をしているところでございます。

このように、限られた給食費の中でやりくりであり、町内産の農産物使用には、課題もありますが、今後、できるだけ旬の金山産農産物や郷土料理食材などの提供に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、学校給食の地産地消を支える上で、生産者の方々とどのように繋がっているか。ということですが、町としましては、地産地消推進委員会や、産直ネットを通して地元産食材の提供を図るなどの推進を行ってございます。学校給食で地元産食材を使用する場合は、農産物の種類にもよりますが、産直グループや、個人の方から見積もりをいただき、その結果を見ながら発注を行っているところでございます。

また新型コロナウイルス感染症が広がる前ですと学校での給食時に、生産者からもご参加いただいて、農産物の生産などについてお話をいただく機会を設けておりましたが、コロナ禍の現在はなかなか難しいため毎月発行しています、献立表の中で金山産の食材を紹介したり、給食ニュースの中で、生産者の紹介を掲載するなど、金山産食材や生産者、ひいては地産地消に関心を持って、もらえるよう努めて参りたいと考えております。以上です。

矢口議長 大場議員。

大場議員

やはり地産地消地元の農家さん、関わる生産者の皆さん、のそういったご苦労や、単価の低い野菜、生産のする上で食材を提供されるそういった取り組みの方を、まだまだ大き

く課題が残っているかと思えます。地産地消に関わる生産者の皆さんへの支援や農業支援などの現状についてもお聞きたいと思えます。

矢口議長 産業課長。

産業課長

学校給食におけます地産地消といたしましては、野菜でしたら夏場はキュウリやじゃがいも、秋はキャベツや里芋、ネギ、冬は大根、白菜、人参など、果物であれば、さくらんぼやラ・フランス、ブルーベリーいちごなどを四季のふるさと給食としてわらびなどの山菜をはじめ、ヤマメや鯉などのほか、納豆、むき豆などの町内産食材を使用いただいております。

支援についての実例や現状はというご質問であります。先ほど教学課長からもありましたように町といたしましては、地産地消推進委員会、産直ネットを通しての地元産食材を提供する推進を行っております。

また、金山産米の消費拡大に関しましては、米飯給食にはえぬきをはじめとする金山産米を使用した場合は、一等米と二等米の差額を町と農協で2分の1ずつ負担する地元産米消費拡大事業も実施して支援しております。以上です。

矢口議長 大場議員。

大場議員

今後も農家の皆さんへのそういった産直ネットもまだまだ拡充していただいて、地元の食材の方を使っただけをお願いしております。

③の質問に移りたいと思えますけども、食べることは生きることの基本であり、毎日、子供たちが食べる給食を通じて、食べることの重要性を学んだり、体に良いものを食べることが重要です。食育の面、子供たちの健康面、環境面でも、有機食材、オーガニックの活用している自治体が増えております。健康的な給食の実現に取り組んでいることを、町内外にも発信すれば町民の方々に安心していただくことができ、また、町外に向けての発

信として移住やそういった関係にも繋がるきっかけにもなるのではないのでしょうか。また、SDGs の SDGs と、地域とのかかわり合いやオーガニック給食の実現することは、意義が大きいとも考えられております。

有機栽培や無農薬栽培は、環境に負担がなく安全安心な食材の一つととらえられています。現時点での食材等の活用状況伺いたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それでは、ただいまのご質問について回答させていただきます。三つ目の質問でございます。

オーガニック食材等の活用状況についてでございますが、オーガニックにつきましては、有機農産物及びその加工食品のこととされており、農薬や化学肥料を使用しない農産物や添加物を使わずに作られた加工食品などをいまして認定機関による一定の基準がございます。

県内を見てもみますと、有機栽培米や有機栽培低農薬による農産物栽培を行っている方がいるようでございますが、町内におきましては、オーガニックの条件を満たして栽培されている方はいないようでございます。そのため現時点では、オーガニックや有機栽培、無農薬野菜ということでの使用はしておりません。

しかし、有機栽培や無農薬野菜などは、環境にやさしく、安全安心な食材とも言えますので、給食の食材として安定した量の確保や金額面で見合うようであれば、使用についても検討して参りたいと考えております。以上です。

矢口議長 産業課長。

産業課長

先ほど私の答弁の中で、納豆を地元産と言ってしまったんですが、豆腐の誤りですと訂正をさせていただきます。失礼しました。

矢口議長 大場議員。

大場議員

町内では、オーガニック野菜を生産している農家または提供してる農家がないという現実はやっぱりちょっと少し、もう少し、そういった方々と提供を結んで金山だけでなく、最上管内、そういったオーガニックにあたり作っている方々がいるかと思います。その方々からとの提携など考えてはいかがでしょうか。

給食に関わる成分においてミネラルが不足がちという町の保育施設であります、認定こども園めぐたまにて、給食に関する成分調査を2月に実施しているとの話を聞きました。食事にミネラルを取り入れることで、発達障害やアレルギーの改善になるようです。しかし、特定のミネラルを摂取したからといって改善するものではなく、アレルゲンを特定し、除去食など症状を起こさない食事を続け、成長に伴い、改善を期待するというのが基本的な対応であると考えられております。

また子供の発達障害は、妊娠中の保護者、親の食事が問題であるということや、子供に砂糖や各調味料、肉を相当量より多く与えると発症する原因になるとも言われております。そこで調査内容などを町では把握していますか。また、子供の食事を大切にすればカロリーではなくミネラル不足や化学物質が子供の健康に影響を及ぼすと言われている現状で小学校、中学校の成分調査実績などがあるのであればお答え願いたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。認定こども園めぐたまでのミネラル摂取量の調査につきましては、昨年度を実施しており、教育委員会でも調査内容、調査結果の内容については把握してございます。調査結果は、サンプルとして年長児の3日間の給食のミネラル量を計測し平均値を出したものです。

1食で取りたい推奨量を比較した場合、マグネシウム、鉄、亜鉛、カリウムは十分摂取

できておりますが、取り過ぎている成分が、ナトリウム、塩分で、不足しているものが、カルシウムという結果と聞いてございます。ミネラルは体内では、生成できないため、食事から取る必要があります、めごたまでの給食の主食は、5分つき米や玄米を使用しております。

おかずについては、豆、ごま、ワカメ、野菜、魚、しいたけ、芋などの、いわゆる頭文字を取って、「まごはやさしい」と言われるバランスのよい、食材を中心とした献立を提供しておりますが、牛乳や乳製品、については使用していないため、カルシウム量を確保するのが難しいようです。今後は煮干しやカルシウム量の多い野菜の使用や、ナトリウムについては、塩分過多にならないよう注意して献立を作成し、改善後には再度ミネラル量の計量を行い、来年度の、給食に反映したいとの報告でありました。

また小学校中学校での成分量調査実績につきましては、献立作成時に数量を入力すると栄養素の摂取量や食品分類ごとの摂取状況が、献立作成システムで算出されるため、毎月の献立作成時に、学校給食法や学校給食摂取基準に基づいた摂取量に近づくように調整しております。なお、摂取状況につきましては、学校給食調理場運営委員会や学校給食担当者会議などで公表をしております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

認定こども園めごたまの調査の方を、調査の実績も教育委員会の方では理解していることで、そのカルシウム不足、だけが基準値より足りないという状況を、またそれを補助するために、天然出しを作成した、ミネラルを取り入れた食材にはオーガニックなども取り入れたセレクトなどもやっているようでした。ミネラル不足や、農薬、化学物質とか発達の凹凸や、化学物質過敏性に関わる可能性は否めないと思っております。

学校給食の大切さを感じたところであり、セレサセレクトされた天然だしやふりかけなどのご飯への提供にも、今後も新たな展開を学校給食で望むところを期待しております。

県では、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間で計画期間とする、やまがた・人と環境にやさしい、持続可能な農業推進計画を策定しております。その計画では、特別栽培及び有機農業の取り組みを拡大するにあたり重点的な施策を展開するようですが、町では展開に向けた取り組みはどう視野に入れているのか聞きしたいと思います。

矢口議長 産業課長。

産業課長

ただいま議員からありましたように、県では、今年 3 月にやまがた、人と環境にやさしい持続可能な農業推進計画を策定しております。農業生産における環境保全の取り組みの推進という施策の中で、有機農業の推進、特別栽培の推進という施策を打ち出しております。

町としましては具体的にどのような事業が打ち出されるのか、情報収集を行っている段階でございますが、有機農業の推進、特別栽培の推進というのは、今後の農業生産におけます環境保全にとって非常に重要な取り組みであるととらえておりますので、有機農業特別栽培に取り組む希望のある方がいらっしゃれば、今後、支援については考えていきたいというふうに思っております。以上です。

矢口議長 大場議員。

大場議員

今、策定対策を準備しているわけなんですけども、こういったミネラル不足またオーガニック野菜を提供する生産者、また、有機農業を支える上で、今後の対策も期待されていることと思いますので拡充された計画の方よろしくお願ひしたいと思います。

続いて④の質問に移ります。

令和元年 9 月の私の一般質問の回答では、学校給食無償化への大きな課題は、財源の確保は難しく、当時実施してた米飯給食 1 食当たり、30 円の助成で材料費の消費税等の増額分を負担しないでもよいように、児童生徒 1 人当たり年間 5300 円の助成を継続したいとの

答弁でありました。

また、昨年の 6 月議会の一般質問の回答では、町長から、子育て支援策について、一つの施策に集中することなく、町の全体の課題と捉えバランスも考慮しながら、環境整備が必要だが、やはり財源的な観点から困難だと判断しているとの回答もいただいております。今年度より学校統合によって、学校給食配送などの様子や学校給食段階的助成引き上げなどの検討の現状を伺いたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それでは四つ目の質問でございます。経済的負担軽減のその後ということにつきまして、お答えさせていただきます。学校給食配送などの様子や、学校給食段階的助成引き上げなどの検討の現状、ということですのでお答えさせていただきます。

今年度につきましては、小学校の統合により、給食の配送は、金山小学校 1 校のみとなっております。配送時間も短縮されたため運転手兼調理員を 1 名減員して行っているところでございます。

次に、町の給食費の現状について、改めて申し上げますと、現在、給食費は、小学校が 1 食当たり 270 円。中学校は 305 円。平成 23 年度から値上げすることなく、現在に至っており、県内及び管内市町村と比較した場合、低いほうの金額となっております。県内市町村の状況を見ますと、消費税の引き上げがあった、平成 26 年度や、令和元年度、またその翌年度に、給食費の値上げをしている市町村が大半でございます。当町でも当時、消費税引き上げが物価上昇などを受けて値上げを検討した経緯がございますが平成 26 年度から、米飯給食事業拡大支援補助金事業を開始しまして米飯 1 食当たり 20 円、翌年の平成 27 年度からは、1 食当たり、10 円増加しまして 30 円の補助単価を設定して給食会計に補助金を交付して、保護者の負担軽減と給食内容の充実に貢献をして参りました。

一方、米飯、牛乳などの基本物資が年々値上がりしており、おかずなどの一般物資に充

てられる金額が年々少なくなってきたり、献立作成もかなり窮屈になっていた状況にあることを勘案しまして、同補助金の当初の目的である保護者負担の軽減と、給食内容の充実を図るため、今年度、令和4年度から、米飯一食50円に引き上げをさせていただいたところであります。

当初予算額としまして令和3年度まで、は一食、30円の補助単価で229万5000円でしたが、今年度は50円に増加していただきましたので、357万円と127万5000円の増額となって、増額をさせていただいたことにより、今年度は給食費の引き上げを行わずに提供することができました。保護者負担を増やすことなく給食の内容も昨年度より充実することができ、児童生徒の皆さんにも喜んでいただけるものと感じております。以上です。

矢口議長 大場議員。

大場議員

はい、昼すぎたんですけども、もう少しおつき合いしていただきたいと思います。

やはり昨年より、今までより50円米飯1食たり50円に引き上げされて、また児童生徒1食あたりの保護者の負担も負担なしということで今後、まだまだ家庭への負担をなるべく避けるような計画もされていることと思います。自治体の公共事業を財政支援をしております。

地方創生臨時交付金の拡充によって、コロナ禍により原油価格の高騰や、物価高騰の対応として生活困窮者やひとり親世帯へのきめ細やかな対応が期待されております。

例えば、学校給食や幼稚園での給食、食事への面での経済補助拡大や子育て世帯の給付などを実施している自治体も多くなっております。

先月、町で実施しておりました、町づくり町民説明会においても、およそ20年後の町民人口推移の変化から国や県からの補助金や交付金の削減、少子高齢化を背景とした減収の減少と歳出の増加。町の財政状況を考えて、決して余裕があるとは言えませんが、さらなる拡充を見いだしていると考えております。ちなみに、全国的に給食費の無償や負担軽減

の引き上げを実施し保護者の経済的軽減や少子化対策として、転入や移住にも繋がっている自治体があるようです。またそういった無償化を行うことになると、約 2250 万円ほどの財源確保も難しいことは存じておりますので、ふるさと納税の使い道や臨時交付金の重点項目として、やはり生活支援としても、学校給食費などの負担軽減など有意義な対応が求められていると思います。

そこで町長の考える今後の子育て支援の見解を伺いたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

昨年の 6 月議会におきましても、議員の一般質問に対しまして、子育て支援策につきましては、一つの支援策に集中することなく、町の全体的な課題としてとらえ、バランスを考慮しながら子育てしやすい環境を整備していかなければならないと考えており学校給食費の無償化等については、財政的な観点からしましても現時点では困難と考えているというお答えをさしていただいておりますが子育て支援はもちろん町の大きな課題ではありません。

そのために、いろいろな支援策についてバランスを考えながら財政的な面も考慮し、取り組んでいかなければならないという考えは今までの通りでございますが、そういった面ではご理解をお願いするところであります。

先ほどもありましたように、財政的に厳しい中ではありますけれども子育て支援策の一環として、また小学校統合の中でもできるだけ保護者負担をふやさないということを考え今年度給食費への補助を拡充をさせていただきました。

また、不安定な世界情勢による原油価格の高騰、小麦や穀物などの供給懸念、農産物の不作などからいろいろな食材、食品の値上がりが続いておりますが、給食に対する影響も少し出始めており学校給食費の負担軽減に向けて新たに拡充された新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金の活用についても現在検討しているところでございます。

そんなことで、必ず無料化までは踏み出すのは、ちょっとまだまだちょっと課題があるというふうに考えておりますが、保護者の負担をふやさないっていうところでまず、様々な支援に考えていきたいと思えます。

あと、子育て支援ということからしますと、子育て支援策自体は金山町でとっている様々の支援策も他にないぐらいのいいものもあると思っております。そういうことで、町村によって制度自体が例えば給食費の無料化、これはもちろん大場議員もご存知の通り県内でも鮭川村さんですが、それ以外は無料化に行ってるところはございません。多かれ少なかれの支援策は行っておりますが支援の状況としましても、いつかの一般質問にもお答えをしているかと思えますが、金山町の支援の度合いは高い方だというふうに認識しております。そういったところで、その部分は確保しながらかといって、無料までという踏み出しは今のところは難しいという判断をしているところであります。

そういった町村のなんていうか、子育て支援全体的にこの部分は、一番特に強化する、この部分は、一般的にというか、平均並みとか、そういった様々濃淡というか、そういったことも確かにあるかと思えます。

それで、それによって、全体的なバランスを考えて、当町の子育て支援策自体は決してその平均よりは、低くはないというより高い方だというふうに思っておりますので、それが移住定住策に繋がってないんじゃないかというところは、ルールとしてはあるかもしれませんが、やはりその、成果が上がるっていうのは、それだけの部分ではないさらに難しい複雑な要素もあるんだろうと思えます。

そういったことから、本当に確かに、給食無料化という効果の一つかもしれませんが、今申しあげましたより、全体的な子育て支援策をバランスを見ながら今後支援はできるだけやっていくというスタンスを変えていかないつもりでおりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

矢口議長 大場議員。

大場議員

町長より、今後の子育て支援展開について伺ったところでありますけども、やはりこの社会的原油価格の高騰や物価高騰といたしまして、農産物の価格の高騰も最近騒がれております。

一番食卓に並んでおります玉ねぎですとか、そういった方も高騰しているようで、学校給食の方の上の方も、今後また難儀を何にするかと思っておりますけども、義務教育を終えるまでに学校給食という、生きた教育と、多方面な角度から食育を体験していただいて、生き抜くための健康という礎をみずからの知恵や経験で培われますように学校給食と食育のあり方を、コロナ禍においても先を見据えより安心な給食の提供と、食育を推進する上で、給食が重要な役割であるということを探索していただけることを願っております。

次に移ります。子育て子供支援についてお聞きしたいと思います。①の子供の視点に立った政策展開は。ということで、2023年、来年4月に子供政策の司令塔となります。

子供家庭庁の発足が予定されており子供政策は、少子化対策や子育て教育支援をはじめ、いじめ、不登校、児童虐待、自殺、貧困など多岐にわたっており、子供を取り巻く様々な環境は、コロナ禍によって、複雑、深刻化しているものの課題の解決に向けて対応や子供と向き合う方々現場の方々です。教員、保育士にどう反映させるのかが、制度や事業展開する上で基本方針とされております。

その上で、さらに取り組むべき施策として子育てや教育に必要な経済的負担の軽減、家庭教育への支援、子供の安全確保のための環境整備が挙げられております。また、先日、子供の権利を守り、子供の最善を考えると題して、山形市長とともに考えるシンポジウムのユーチューブ動画を拝見し、国会議員の先生方や子供支援を行う民間団体と熱く議論するとともに、今後現場サイドとどう向き合うのがベストなのかを収集しておられました。その中でも、少子化、虐待、子供の貧困といった幅広く、対応に向けて小学校入学前の子育ての指針策定が考えられるとし、町がこれまでに進めてきております教育や子育て支援

に関する施策全般にも共通した点でもこれまで以上の政策や事業の展開を期待しているところであります。そこで来年のことではありますけども、現在検討されている事業や方針、方向性、それを進める上での今後の課題を伺いたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

当町の子育て政策につきましては、金山子育て応援プラン、金山町子供子育て支援事業計画に基づいて現在も進められておりこの中には、地域子供子育て支援事業の見込み量や確保策、保育の質の確保などの提供体制の充実など、町の子育て施策や教育保育全般について盛り込んでいるところであります。

計画では、人づくり、場づくり、仕組みづくりの3項目は、基本方針として定められており、子供子育て支援に係る施策を総合的に展開をしております。

まず人づくりにつきましては、町の教育理念である、適時適育を推進し、家庭の教育力向上に力を入れ特に親育ちのための支援として、子供の発達状態に応じた家庭教育に関する学習機会を充実させるとともに、子育てに携わっている保護者同士の交流を通じた自主学習への支援やネットワークづくりへの支援体制づくりに取り組んで参ります。

次に、場づくりにつきましては、認定子供園や、子育て支援活動に取り組むNPOを含め、地域の中で、子供の学びや遊び、保護者の交流や相談が促されるような安全で安心できる居場所や機会の提供に取り組んで参ります。

特に、子育て支援センターや子育て学校については、子供同士が様々な遊びの中で、自主性や協調性を育む場を提供し、保護者に対しては、子育てに関する相談や情報提供、保護者同士のコミュニケーションの場として、子育て中の保護者自身が子供と一緒に成長できる場を提供しております。

仕組みづくりにつきましては、認定子供園等の施設型給付と、地域の実情に応じて実施する放課後児童健全育成事業。いわゆる学童保育ですが、そういう事業や地域子育て支援

事業、いわゆる子育て支援センター等の地域子供子育て支援事業と大きく二つの枠組みとなっておりませんが、そのほかにも、親の働き方の見直しや配慮を必要とする児童や家庭への支援体制づくりにも取り組んでおります。

新型コロナウイルスの影響によって、人と人との関わりが希薄となり、育児に悩む人が周りの人に相談をする環境ができにくくなっているのが現状ですが、子育て学校事業や子育て支援センターの利用を促し、育児に悩む人が孤立化しないように支援していかなければならないと考えております。

また、配慮を必要とする児童や家庭への支援については、子育て世代包括支援センターと幼保児童対策地域協議会の連携が必須と考えており両機関については、現在、健康福祉課のように設置し、連携して各ケースに対応しているところです。

急速な少子化の進行と多様化するニーズへの対応が急務となっている現状ですが、家庭教育推進委員会を中心に関係機関が連携を密にし、子供たちを取り巻く課題の解決に取り組んで参りたいと考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

町長より、今後の課題、また方向について伺いました。その中で再度質問ですが、まだ確定されていないかと思えますが、家族の介護で介護や心のケアを担う子供たち、いわゆるヤングケアラーを支援するための体制強化事業の実施についても、早期の発見と適切な支援を目的とした要綱が、子供家庭局より周知されておりますが、大まかな内容と今後の検討されていることなどがあれば伺いたいと思えます。

矢口議長 健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいま、ご質問にありましたヤングケアラーにつきまして、令和元年7月4日付で厚生労働省子供家庭局から、都道府県等に、要保護児童対策地域協議会における、ヤングケ

アラーへの対応について技術的助言として設置されております。

この内容につきましては、ヤングケアラーの概念と要保護児童対策地域協議会に求められる役割について示されておまして、ヤングケアラーの概念につきましては、年齢や成長に見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や世話をすることで、みずからの育ちや教育に影響をおよぼしている18歳未満の子供と定義されております。

また、養護児童対策地域協議会に求められる役割としては、ケースを対応する際、18歳未満の子供がいる場合は、ヤングケアラーではないかという観点から家族の要介護、要介護者等の有無や、支援の状況、子供の学校の出欠状況など家族全体の状況を正しく把握し、共有することが求められるとし、支援方針等を検討する場合は関係部署との連携が重要とされており、当町の現状につきましては、ヤングケアラーとして対応しているケースはございませんが、配慮が必要な世帯に子供がいる場合は、要保護児童対策地域協議会を中心に教育委員会、学校、地域包括支援センター等が連携を密にし、よりよい支援につなげていけるように対応して参りたいと考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

はい。そういった、親や家族の介護を担ってまだまだ18歳未満の方がいないということで、何よりなんですけども、配慮しなければいけない家庭もあるかと思っておりますので、そういった面でも、そういった方向、施策の展開の方望むところであります。

昨年に発表されておりました、家庭教育に関する調査によりますと、18歳未満子供の子を持つ母親8割近く、父親6割以上が子育てに関して不安を感じると回答しているようです。子育ての正解を外に求めてしまう親が多くなっていると指摘されておまして、仕事に育児に、忙しい日々の中で困惑し親子で必死に苦しんでいるケースもあるということで、町内の子育て世代にこのような不安感を与えないためにも施策や現在実施している出産育児

一時金も、実際の出産費用が一時金を上回っているとの民間調査もありまして、一時的な増額にも目を向けるべきとされております。

子供政策を推進する体制のスタートとして、他の自治体との比較などの調査分析を実施していただいて、町に合った今よりきめ細やかな対策や対応を検討材料としていただけることを願って、以上で一般質問の方終わりたいと思います。

矢口議長

一般質問の途中ですが、午後1時00分まで休憩します。 (12時19分)

矢口 政一議長

(13時00分)

休憩を打ち切り再開します。 中村忠行議員の質問を許します。 中村議員。

中村 忠行議員

はい。2番、中村です。それでは今回は学力向上対策と、就学支援策はということについて伺いたいと思います。町長のこれまでの答弁で学力向上対策に力を入れたい。ということがありました。もちろん保護者の方にとっても、学力向上望んでおりますし、またその児童生徒にとっても、将来の選択肢が多くなるということからぜひ、学力向上には、でき得る限りの策を町でお願いしたいんですけれども、これまで教学課でも秋田県東成瀬村の視察など、学力向上に向け、誠意、努力されておりました町主催の学習塾やそれからタブレット活用による学習など、多岐にわたる支援をこれまでも行ってきております。

そのような中で、町長が今後さらに、この学力向上に取り組みたいという話ですので今後どのような取り組みを考えていらっしゃるのか。それからその学力向上によってどのような効果を見ているのか伺います。

矢口議長 教育長。

教育長

学力向上につきましては、魅力ある学校づくりとともに教育の重点の2本柱として、取り組みを進めているところでございます。学力向上対策事業としまして、算数や英語を中心としたイザベラ塾、外国語指導員を配置してコミュニケーション力の育成と国際理解教育の推進、さらに、今年度なかった取り組みであります。

英語での1日生活体験となります。グローバルミーティングですとか、英語数学の検定料補助などを行って参ります。

また、特別な支援が必要な児童生徒が増えておりますために教育支援員を、小学校に5名、中学校に3名、そして中高連携支援として1名を配置しまして、きめ細かな支援を行っており、さらには、ICT教育の推進のためのICT教育支援も昨年度から派遣しております。

こうした事業の効果につきましては何といたしても、日々の授業の充実がカギとなって参ります。小学校の統合によりまして、小中の一貫した教育を進める環境が整ったことになり、これまでも東成瀬村の小中学校の取り組みから学ばせていただいておりますけれども、本格的に実践に取り入れていくことができます。その手始めとしまして、小中学校の全教員での合同授業研究会を行って、目指す授業の共有化を図っております。

目指す授業のあり方の追求を小中一貫教育の中心に据えまして、取り組んで参ります。学校内でのこうした取り組みを支え、より効果的なものとしていくために、学校運営協議会を今月末に立ち上げます。

そのねらいとしまして、学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを推進すること。適時適育を、園、中、高が一貫して進め、社会にたくましく生き抜き、地域づくりに貢献できる、金山子育ての二つを掲げております。

その推進役としまして、コミュニティスクールディレクターを配置し、学校、行政、地域をつなぎ、一体的に活動を進めて参りたいと考えております。

3年目に入っています。コロナ禍により、これまでのやり方や、価値観、転換が求められて

きております。今までの普通が普通でなくなり、みずからが考えて行動することが、より一層求められるようになって参りました。

正解を求めるだけの学習ではなく、正解がわからない課題に仲間と協力しながら、立ち向かっていくことが必要となります。

視野を広げ、有益な人材や情報などに積極的にアプローチをしながら、課題解決に臨んでいくことが求められます。そんな探求的な学習を積み重ねながら、町の課題にも立ち向かっていけるような金山町の育成を目指して参ります。

これまでも手本としてきました東成瀬村の取り組みについて、東成瀬村の教育長や小中の校長は、学力向上の特効薬はない。磨いて磨いて黒光りをするような、実践の積み重ねこそが、今の子供たちの姿に繋がっているのだと話して下さいました。私達も目先の結果だけにとらわれることなく、目指す方向性をしっかりと共有しながら、実践を積み重ね、理想の姿に近づけて参りたいと考えております。

矢口議長 中村議員。

中村議員

教育長からも東成瀬村のお話ありましたが、東成瀬村の教育長とか、その学校長の、ネットに載っているコラムなどをいくつか見たんですけれども、やはり学力向上だけではない、間接的な取り組みっていうのがかなり考えているなというふうに感じました。町でも、グローバルミーティングとか、或いはコミュニティコーディネーターですか、こういうやつを、今後展開していくことで、教育長のお話もありますけれども、正解のない課題の解決、これ近年のグローバル企業等の採用試験。正解のない課題というのは、かなり多くなっているように聞いております。

選考の仕方としては、どうやって、その回答を見いだしたかっていうその過程を重視するようなことが多くなっているというふうに聞いております。

2008年の文部科学省の小中学校の学習指導要綱、これによりまして、これは何か生きる力

っていうのを、スローガンと、されているようです。

これも先ほど町長からあった、この正解のない課題をどうやって導き出すかという取り組みに繋がっていくんじゃないかなというふうな、ことで、これまでの基礎学力さえできれば、いいという、時代からもう人づくりの学習だんだん広がりが大きくなっている。

そういう中で ICT を活用したり、今ある技術を活用して、人間性を豊かにするっていう方向にいったんじゃないかなとこういうふうに思います。

そのような中で教学課の方では、学力向上プロジェクトチームっていうのを何か今年度を進めようとしているっていう話を聞いたんですけども、この学力向上プロジェクトチームについて、現在動いているんだったらちょっと説明お願いしたいんですけども、お願いします。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それではただいまの中村議員の質問についてお答えしたいと思います。学力向上プロジェクトについては町の諸課題解決に向けて、昨年、10月に発足した政策プロジェクトチームの一つではないかなというふうに思っております。これにつきましては、総合政策課が事務局となりまして今年度、令和4年度の重点項目を検討し、令和4年度の予算編成に反映させることを目的としまして健康づくりと、所得控除、農林支援と、学力向上の全部で三つのプロジェクトを昨年の10月に立ち上げたと思っております。

教学課が関係するということと学力向上のプロジェクトで検討した内容についてですけども、まず、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、いわゆる生きる力を身につけ社会のために行動できる大人として活躍するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康体力をバランスよく育むことが重要となります。特に生きる力の知の側面となります。確かな学力、を身につけることにつきましては、創造力の幅を広げ起業や創業できる意欲的な人材の育成や将来的

な所得向上を何よりも子供たちの選択肢をふやすことに繋がるものと考えました。この学力向上対策プロジェクトにおきましては、長年の課題であります、豊かな学力の定着に特化した事業を検討すると。

統廃合によって小学校が1校体制となる、今年度、令和4年度の当初予算に反映させ、中長期的な視点を持ちながら、事業を展開していきたいというにも昨年度を考えたところでは、

そういったところから、これらに基づきましてまず、チームの中で町における現状と課題を整理しまして、令和4年度の課題解決のための施策ということで、考えたところでは、

まずねらいとしては、学力向上ですので、確かな学力を定着させることをまずはねらいとしました。ただし、短期的な成果を求めるのではなくて、幼児期からの支援を含め中長期的な取り組みで、確かな学力を定着するような事業展開としていきたいというふうな考えです。例えば、具体的な今年度の事業の柱としては、保護者の意識の向上ですとか、幼児期における土台づくり、または、学校での指導体制の強化、あとは学習の習慣化と学習内容充実こういったところを、施策の柱として今年度は先ほど教育長が申しあげましたような事業を展開して参りたいと考えたところでございます。以上です。

矢口議長 中村議員。

中村議員

この学力向上プロジェクトチーム、令和4年度予算における単発的なプロジェクトチームってことだと思うんですけども、この学力向上という先ほども申しあげたように、その時代時代でどんどんこう移り変わっていくもんものなんじゃないかなと。

中央教育審議会の令和の日本型学校教育の構築を目指してっていうところに於いても2020年代を通して実現すべき令和の日本型学校教育、これについては、指導の個別化、それから学習の個性化、これを進めていきたいというふうに載っておりました。

ということは、小学校が統合してとりあえず、人数は多くなったんですけどもそのよう

な中でも、個別の指導とか、子供さんに合わせた指導をどのようにやっていくかってのは大変難しい問題なんじゃないかなと。そのような中で、専門員ですか、補助的教えてくれるなんか、人も、学校で置くということで支援員ですか、そのような形で個別に対応していただけるということで統合しても、これまでの明安小学校、有屋小学校の小規模校で実現していた個別の指導に対しても十分対応していただけるんじゃないかなということで、ぜひその子供さんに合った個性を生かすような指導もぜひお願いしたいというふうに思います。

それから先ほど、教学課長からありました所得向上プロジェクトチームというものもありますけれども、これも学力向上と、所得向上は、関係ないようですけども、私はちょっと関連性があるんじゃないかなというふうに見ております。

学力向上によりまして、高校の選択に進学校まずは、選択する割合が多くなるんじゃないか。この辺で言えば、新庄北などを目指す、或いは、最近ですと、山南とか、山東もあるんじゃないかな。思いますけれども、それは学力向上が成功したから、町の学力向上対策が成功したから、そういう進学校へ行けるわけなんですけれどもそうなりますと、また例えば、高校卒業進学校というのは、ほぼ大学に進学するものだと思います。そうなりますと、この金山町大卒の就職先が少ない現状にありまして、結果的に大学卒業後金山から転出する、社会減が加速する懸念があるんじゃないかというふうに思います。

それまで保護者にとっては、自分の子供が学力向上で勉強できる子供を目指し、育ててきた結果、優秀な子供に育ったことによって、金山を離れる、親元を離れるこのような事態になると保護者にとっては、デジマに陥ることになります。

一方町内の企業にとっては、即戦力の事務ができる人材を望んでいるように思われますので町にとって、進学校よりも新南金山校のような郷土愛を育み、人間性豊かな生きる力の教育をできる学校を目指していただいた方が、人口減少対策になるように考えられます。そこで、この学力向上等人口減少対策の整合性を、町ではどのように考えるのか、回答お

願います。

矢口議長 教育長。

教育長

価値観の多様化とともに、進路についての選択肢も非常に多様化してきております。また、入学者の選抜方法についても多様化して参りました。大学進学のためには、必ずしも進学校の高校への進学が条件にはならなくなってきております。新庄南金山校からも、毎年のように、大学へ進学する生徒がおります。そういう意味では大学への進学が必ずしも人口減に繋がるものとは言えないのではないかなというふうにも考えます。大学卒業後に町内の就職に限らず、最上管内の公務員でありますとか、教員でありますとか、或いは近隣市町村など町内も含めて、近隣市町村の企業へ就職するなどして町に戻る方も、少なくありません。そうしたことを考えますと、大学卒業後の選択肢を確保するためにも、学力が高いことは、アドバンテージになりうるものというふうにとらえております。

さらに、これからの時代既存の事業所の枠を超えてみずからが、起業、或いは操業することも大きな視点であるというふうにも考えます。

それらに果敢に挑戦する人材の育成面においても、探求型の学力がもたらす効果というのは、大きなものがあるのではないかというふうに感じております。コロナ禍による社会の変化の中で、リモートワーク等にも見られますように、仕事の進め方も大きく変わってきております。従来の職業感にとらわれない働き方が中央にも、地方にも変革をもたらそうとしているように思われます。

また、議員がおっしゃるように、郷土愛につきましてもこれまでの中高一貫教育の中で進めてきました。最上学や金山学というふうな、総合学習を通して育まれて参りました。生徒の中にはこうした学習を発展させる形で、大学の進路を選択した例も見受けられこのような学びを生かして将来のまちに戻り、町の資源を生かした新たな起業をしたり、新たな発想でまちを活性化されたりするような活躍をしてくれる方々が出てきてくれたらと願

っておるところでございます。

学力が高いことが脱地方に繋がるということではなくて、学ぶ力を高めることは、人生の選択肢を広げることであり、働き方も含めてふるさとのことも考えながら、自分はどういう生き方をしていくのかということが大事になってきているのではないかと思います。町の課題をマイナスととらえて、簡単に諦めてしまうということではなく、自分なりにどうしていくことが町への貢献に繋がっていくのかを考え行動できる人が、求められているんだというふうに思います。山形県の第6次教育振興計画では、人間力に満ち溢れ、山形の未来を拓く人づくりを基本目標にしまして目指す人間像として、命をつなぐ人、学びを生かす人、地域を作る人を掲げております。これらは、当町の教育においても、当てはめることができます。

当町の教育の重点として、社会力の育成、確かな学力の育成として、ふるさとをつくる総合力の育成を掲げております。

学力向上への取り組みを進め、学びを生かして、金山町をつくっていく人材を育てていくことを目指して参りたいというに思います。高い点数を取る学力を求めるのではなくて、自分の考えを持ち、周囲と協力しながら、課題に立ち向かっていくことのできる力を育て参りたいと思います。それこそが、将来の金山町を築く力になっていくはずでありますし、みんなが主役、みんなのふるさと金山町に繋がっていくものと考えます。

矢口議長 中村議員。

中村議員

ただいまありましたように、一概に学力向上が人口減に直結するということは言い切れません。ただ、全国を見ますと、秋田県これ教育圏で有名なんですけれども、実際県から転出率これも一位です。これは関連性あるかどうかわかりませんが、教育県が転出する率が一位という残念な結果になってるということも現実にあります。

教育長がおっしゃるように、起業や創業するような優秀な人材、もうできれば本当に金山

町望んでいるんですけどもそれのごく一部です。金山中学校卒業した、子供たちがすべて金山に残って起業するっていうのは、実際難しいです。

考えられる最良のパターンは、その一部が起業されて、そこにまた後輩とか、それがその会社を作ってそういうケースがもう理想的なんですけれども、私の住む三枝地区にもNシップという会社があります。若手の農業団体すごい実際優秀な若者です。その若者が起業してそれを応援するというか、同じ道を歩みたいという若者が集まって、その会社を盛り立てて、やはりその経営者の方もかなり学力は高いです。基礎学力ももちろんですけども、コミュニケーション能力とか、それからこの臨機応変したような対応、それから0から1を生み出す、新たな発展型の思考ができる。本当に優秀だなあというふうに私も思っております。

そのような人材をどうやったら、この金山町から生み出せるか。やはり教育長がおっしゃる探求型の学習っていう点がやはりこれから重要なんじゃないか。だとしてももちろん、基礎学力ある最低限必要です。基礎学力、それもネットの情報ですけども、近年の教育においては、学力のできる子供とはあまりできない子供、やはり最近問題になっているのがその中間層というふうに載っていました。

できない子供っていうのは、やはりテレビなどのメディアの時間体が多くて、その点を改善したりすればいいんですけども、なかなか学校教育ってのは、全体主義的なところもありますので、中間層を押し上げるっていうのがなかなか色々な問題があるっていうふうなコラムがありました。

この金山町で臨まれる教育っていうのは、全体を押し上げるっていうのが、これまでも優秀な方金山から出ていらっしゃる。学力をこれから底上げするっていう点においては、教育長あの先ほど申し上げた中間層これを上位に持っていくような教育ってのは、どういう形があるのか。ちょっとすいませんけどお願いします。

矢口議長 教育長。

教育長

町の小学校中学校ではこれまで、7.8年ぐらいになると思うんですが、取り組み始めてから対話と共同の学びっていうふうな形で、自分1人で課題を解決、問題課題に向かうっていうことではなくて、自分なりのまず最初は、課題解決に自分なりの考えを持つ。それを、グループで、考えを述べ合って、さらに全体でそれを高めていくっていうふうなスタイルの形を、だんだん、浸透してきたっていうか、そういう形になってるんですが、先ほど個別の支援というふうなお話もあったんですが、それはそれであるんですけども、そのグループの学びの中で、俺わからないなっていうふうな子供がいた場合でもグループで、ここどうなんだろうかというグループの学び合いの中で引き上げていくというふうなことが、実際見受けられます。そういうふうな積み重ねによって、その上位層だけでなく、下も引っ張りあげ、それから中間層もレベルを上げていくっていうふうなことが、十分可能なのではないかなというふうに思っています。

ちょっと話変わりますが、2年ほど前に、まだコロナ禍の始まる前の段階で世田谷区の桜ヶ丘中学校という校則のない学校の決まりの校則のない学校というのを当時の中学校の校長と2人で視察してきたこともあるんですけども、びっくりしたのは、職員室前の廊下で、携帯ゲームをして遊んでる生徒がいたり、あとは校則がないので女の子が化粧してたりとか、制服も一応あるんですけど着崩してたりとか、或いは制服全く着ていない生徒とかいったんですけども、聞いてみますと学力は高いんだっていうふうにおっしゃってました。

学校規模としては、500名ぐらいの生徒をいたかと思います。なぜかという、その校則をなくする段階で、生徒と先生たちが、話し合って、なぜ校則を、この校則は必要なんだろう、例えば靴下は白でなければならないとかっていうふうにし合って、説明できないんだったらやめようか。こうだからしょうがないねじゃなくて、どうしたらこれからいいんだろうかというふうなことで、みんながそれぞれの考えを述べ合って、状況を改善して

いくというふうなことで、結果的に校則がもうほとんどなくなってしまうようなことだったんですけども、生徒の様子を見てみますと一年生はガヤガヤごちゃごちゃしていました。つまり、小学校から、規則がある、校則のある小学校から上がってってきたばかり、3年生になるともう、本当に自分たちの考えをしっかりと述べて、本当にしっかりした学びしてるなというふうにかう変わってる様子がよくわかりました。

何を言いたいかと申しますと、やっぱり自分たちで考えて行動する力をつけていくことが学力のアップに繋がっていくんだなと、いうことを強く感じてきました。ですから、子供たちにさせるということよりも子供たちと一緒に考えて、どうしたら、自分たちの持つる力をよりかう高めていくことができるかというふうなところを、一緒になって考え行動していくというふうなところが大事になってくるのではないかなというふうにかえ、その辺のところもこれからの中で、何とか、そういう姿を目指して取り組んで参りたいなというふうにかえています。

矢口議長 中村議員。

中村議員

大変参考になりました。ありがとうございます。

今、教育長が話したような自分、子供たちが自分で、新たなルールを作るこのようなこと。例えば、新南金山校でもうできるんじゃないかなというふうにか思います。今の校風とか、現状を見ますと、新南金山校現在、存続に向けていろいろ厳しい状況にあるようですけども、その中で金山校の魅力化コーディネーター、これを配置されるっていうこともありましたけれども、この魅力化コーディネーターというのはどの分野で、魅力をアップしようとしているのか。

これまでの最上学とか、中高一貫教育の良さとか、そういう、これまでやっていることを広くアピールするためのコーディネーターなのか、或いは新たなこの魅力をアップするような、以前ありましたスキーの県外からの申し込みを受け付けるようなことも、今後魅力

アップに繋がると思うんですけども、この魅力化コーディネーターのような活動をされているのか、ちょっと説明をお願いします。

矢口議長 教育長。

教育長

はい。金山校の魅力コーディネーターにつきましては、昨年度からの配置ということで動いていただいています。

昨年度は、三上準一教育指導主幹は兼務というふうな形で、取り組みまして、県内の先進校小国高校でありますとか、遊佐高校でありますとか視察させていただきながら、金山校としてどんなことが取り組めるのかというふうなことを模索しながら、生徒たちの地域探究サークルというふうなものを「僕たち杉の子元気な子」いうふうなものを立ち上げて子供たち、生徒たちが主体となって、金山で何ができるんだろうかっていうふうなところで、いろいろ去年、試行錯誤しながらコロナ禍もあってなかなか活動予定通りにいかなかったところが多かったんですけども取り組みました。

今年度、教育指導員を1人体制するというふうなことから、三上先生には、魅力化コーディネーターのみ、週2日というふうなことで勤めていただいております。

今年度地域探究サークルの人数も増えてる中、ちょっと正確な数字わかんないんですが10何名かに増えていたようです。

金山校の先生方も非常に協力的で、非常に活動に協力的で、今年さらにいろんなことができそうじゃないかなというふうな、昨年度の模擬議会の中でも取り上げていったことなんかも含めて、何ができるかというふうなところで、今動き出してして、そのコーディネーター役というふうな形で、動いてくれていますし、さらには金山校存続に向けて県内生の募集に向けた環境整備っていうようなことで、コーディネーターとあと、コミュニティスクールディレクター2人協力していただいて、今、何とか下宿引き受けてくれるところとあっていうふうなことで、その辺の県外から来る生徒の住環境何とか整えないかと、いう

ことで動いてもらっておりますし、去年の魅力の取り組みの中で、やっぱり情報発信、もっともっとしていかなければならないのではないかというふうなことも大きく出されておりますので、金山校のホームページも大きく変えるというふうなことで動いているようです。近々、新しいホームページになるのではないかなというふうに思われますけども、そんなふうなことでか生徒自身による、そういう発信、活動の情報発信なんかも、当然出てくると思いますし、そんな形で昨年度非常に今年度、いろんな活動行われ、さらに情報も発信されていくのではないかなというふうに期待しているところでございます。

矢口議長 中村議員。

中村議員

はい。この金山校をぜひ、これからの町を支える人材、先ほどありました起業するような人材、育てていただくように存続するように、教育長のご協力お願いしたいんですけども、それでは2つ目の質問に移ります。

2つ目が就学支援策についてですが、町育英会の育英資金についてです。育英資金については毎年、多額の寄附金をいただいて、運営されておりますけれども、この奨学金制度、現状に即した制度運営になっているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

この育英資金の返還の仕方です。現在、振り込みや教学課に直接お金を持ってくるっていう方法をとっているそうなんですけれども、この育英資金を利用する方は、町外在住がほとんどだと思います。

一部親御さんが支払いをするというケースもあるかもしれませんが、この町にとっても町職員ができれば、できるだけ現金を扱わない方がいいんじゃないか。

県内でも何か水道料金が「あーだーこーだ」たっているニュースもありますんで、このような現金を扱わず振り込みするか。或いは、振替えしてもらうか。このようなやり方、例えば水道、上水道の料金のようなやり方にできないかっていうことなんです。

育英資金振り込みすれば手数料かかるそうなんですけれども、振込手数料これ町で何とか

捻出して負担していただければ、振り込みなり振り替えなり町の事務事業にとって、いいんじゃないかなと思いますけれども、この点ちょっとお願いします。

矢口議 町長。

町長

はい。それでは、2つ目のご質問。奨学金関係についてお答えをしたいと思いますのですが、奨学金事業につきましては、日本国憲法第26条及び基本教育基本法第4条第3項に基づき、経済的理由により修学に困難があるすぐれた学生などに対し、教育の機会均等及び、人材育成の観点から、経済的支援を行う重要な教育政策の一つに位置付けられております。

金山育英会は、昭和47年に発足し、今年で50年を迎えます。多くの皆さんから貴重な寄附金と返還金を再度原資として使用することで、これまでに646名の奨学生に総額でおよそ9億5000万円を無利子で貸与して参りました。

当初出身の多くの若者の人材育成に大きな役割を果たしてきているものと感じております。金山町育英会奨学金の特徴としまして、他市町村で実施している奨学金と若干異なり、採用人数、定員がなく、要件を満たす学生に対し広く貸与を行っております。

発足当時の対応額は、4年制大学において、月額1万円、奨学生も年間数名だったものが、大学進学率の上昇など、社会状況の変化に伴いまして、平成に入ってから、現在と同様の月額4万円となり、さらに平成11年度からは4年制大学だけではなく、2年制3年制の短期大学や専門学校に進学した学生に対しましても、月額3万円を貸与することとして、対象範囲を拡大してきました。

さてご質問の中にありました、奨学金の返還方法についてであります。現在行っている返還方法、で申し上げますと、卒業後1年を経過した後から返還の開始となり、2年制短期大学や専門学校にあつては5年、3年制の学校にあつては7年、4年制大学においては、10年以内としており、原則奨学生それぞれが作成した返還計画に基づいて返還することになっております。

続いて、実際の奨学金返還につきましては、教育委員会へ返還金を直接持参いただく現金納付と、金融機関から金山町の指定口座に振り込んでいただく銀行振り込みの二通りがあり、本人の返還計画に基づきいずれかの返還方法で対応していただくこととしております。

昨今の公金をめぐる事故防止の観点から、現金納付の場合には、当事務局職員が現金を取り扱わない方法取るべく、金融機関が直接納付していただけるように少しずつ移行していく方向を、検討を進めているところであります。

また、口座振替につきましては手数料、ただいまもありませんでしたが、手数料の問題や、奨学生によって返還月や金額が違うなどいくつかの課題がありますので、他自治体の今の状況を参考にしながら、安全でかつ効率的な住民サービスに繋がる方法を引き続き検討して参りますので、今時点ではこういったやり方でしておりますが、より良い方法ということで今模索している途中であります。よろしくをお願いします。

矢口議長 中村議員。

中村議員

返還方法に関しては、大体わかりました。ぜひ今後、これからの事務改善とか、そのような中で検討していただきたいと思います。

この育英資金については、県や町の返還免除制度をありますけれども、一つがこれまでどのような効果があったのか。それから、返還免除制度これ特定の職種に、限定されるということで職種によっては、優秀な人材の確保に効果的だと思いますけれども、前段で申し上げた人口減対策と学力向上の整合性を考えますと、町内に定住すれば、何年なり、何割、町から返還を免除するような制度に移行した方がいいんじゃないかな。

特定の職種につけば、奨学金を返さなくていいっていう制度そのものもうちょっと、今の時点ではどうかなっていうふうに思いますし、これから PDCA サイクルのチェックの段階だと。毎年事業見直しで検討されてると思いますけれども、ぜひ返還免除についても、職

種にかかわらず、町に定住するという要件で見直しをお願いしたいというふうに思っております。まずここまでお願いします。

矢口議長 町長。

町長

奨学金の返還免除制度についてが、主なご質問内容だったと思いますのでお答えをしたいと思います。町では、医療や福祉に従事する優秀な人材を確保するために、医師、看護師、介護福祉士の国家資格を取得し、卒業後1年以内に金山町に居住し、新庄最上地域に5年以上勤務する方に対し、奨学金を全額免除する制度を平成26年度から実施しております。これまでに看護師2名と介護福祉士1名が免除対象となっております。

さらに県では山形県における将来の担い手となる若者の県内回帰定着を促進するために県と市町村が連携して、奨学金の返済を支援する山形就職促進奨学金返済支援事業、山形若者定着枠を実施しております。

この事業は、日本学生支援機構奨学金もしくは県内自治体で実施している奨学金の貸与を受けている学生を対象として、卒業後に山形県内に3年間以上居住、かつ、就業することが要件となります。月額2万6000円を県と市町村で半分ずつ負担し、在学月数最大4年間だと48ヶ月乗じた金額。金額的には最大124万8000円を支援金として返還補助することができるものです。なお、公務員、医師、看護師等、保育士、介護福祉士は対象外となっております。

これまでの当町における実績としては、県内居住者が5名で、うち1名が金山居住者となっております。

このように、これまで町育英会におきましても、貸与する増額や、対象学校の範囲拡大、返還免除制度策定、県の返還支援事業の活用など、その時代の社会状況に応じた形で制度拡充を行って参りました。

しかしながら、免除制度における効果という面では、対象となる職業を目指す学生にとつ

て大きなモチベーションとなり、経済的負担軽減に繋がっているものの、金山町への回帰や定住を促すという観点では、必ずしも大きな効果がえられていないのではないかというような、そういった現状にあるというふうにとらえております。

そこで、人口減少対策として、今後さらに金山町への回帰、促進する方策の一つとして、既存の返還免除制度の見直し、ただいま、中村委員からのご質問ですけれども、それらの返還助成度の見直しも図っていく必要があると私自身も考えております。

現在、免除対象となっている医療、看護、介護分野だけでなく、幅広く対象を見直し、卒業後金山に居住した場合など、返還に対しての一定の支援を行うような制度を検討して参りたい、そんな思いであります。ただ、今現在では、例えば5年間を居住した場合は全額免除とか、年数においてその免除額を少しずつ減ずるとか、そういったことになっておりますが、私自身が、これから本当に本格的にその見直しを議論をしていきたいと思っておりますが、必ずしも全額免除っていうのは、あまり進めたくないという考えを持っています。

私自身も育英資金をお借りしましたが、やはり社会人になって、就職して生活をして、奨学金を返還していくという、役割という義務、それはきちんと果たしていくのが社会人だという思いもあります。ですから、必ずしも全額を免除ということにはこだわらない、例えば2分の1、最高で2分の1とか、そういったことは考えられると思っておりますが、余りにも育英会自体が支援をしております。進学する上の支援策でありますから、その時点である程度優遇されているという考えを私は持ちます。

私も大学進学をいたしました。必ずしも家自体が、豊かではありませんけれどもそこで仕送り受け、そして、その育英資金も借り、何とか生活をして、そっから今度就職したら、借りたものについては、やっぱり責任を持って義務を果たすといえますか、そういったことも、先ほどらいの教育の中でも生きる力というか、考える力、社会力、そういったことからすると、全部をとにかく、支援をするという考えに私は必ずしも訓したくないという思いがあります。

ただ、でもあと効果の面はきちんと捉える必要があると思いますから、それらをバランスを考えてやはり今の、さっき申し上げましたけど今の職種でいいのかという部分と、逆に私からすると、農業に戻る、勉強して高等教育を受けて農業をまたやりたいという事の場合なんか、本当に推進をしたいと思うんですが、農林業とか、それから例えば商工業を進めたいとか、そういった方でしたら本当によりその地元でこうやっていただける可能性も高いと思いますから、そういった部分の支援とか、そういう広がりを持たせながらでも、どういった最大限どういうその返還免除の具合を全額ということは、私の個人的な考えとしては、今申し上げたような状況ですが、そこら辺をバランスを考えながら、よりそれからの金山の育英会制度が、進学をするためにその支援という部分では、是非とも効果を発揮しながら、より戻ってきていただける方も効果が見えるというような方法がどういふのかということ、改めて見直しは図っていきたいと考えております。

矢口議長 中村議員。

中村議員

この件に関しては見直す考えでもあるということなんで、ぜひ、人口減少対策と連動したような施策展開お願いしたいと思います。

それから先ほど申し上げた返還の仕方、これ振込手数料とかおそらく、町でも財政負担いくらか出るかもしれませんが、町長からもできるだけ現金は使わないようにしたいというお話もありますけれども、現時点で、ちょっとこれ出納室長にちょっと聞きたいんですけれども、現時点のこういうお金のやりとり現金で使用料なり、こういう育英資金なり、受け取ったりするっていうケース、どのようなケースがあるのかとか、或いは、先ほど申し上げたような振り込みに移行した方が、事務改善に繋がる可能性はないのか、そのような点ちょっと現時点で出納室長にちょっと伺います。

矢口議長 古澤会計管理者。

会計管理者

それでは簡単はございますが、説明させていただきたいと思います。

現在、奨学金に関しては先ほど町長から説明ありましたように、現金振込と、現金をお持ちいただいて納付していただく方法ございますが、銀行振り込みにつきましては現在 ATM ですとか、あとネットバンクなどを利用して、大分利便性の方は向上しているかと思いますが、やはり手数料の問題が残るかと思っています。そういった手数料の問題を避けるために、現金をお持ちいただいて、納付していただくような例があるかというふうに認識しております。

現在奨学金の返還のほかにも使用料などの様々な取り扱いが現金で行われているかと思っています。税の徴収等につきましても、赴いていただいてくる場合もございますし、そういった、公金の事故防止のためには、職員が現金を取り扱わない方法を検討すべき時期かというふうに思っております。またあわせまして納付いただく皆様に、納付しやすい仕組みの構築を検討すべきというふうに思っております。

一般的にはコンビニ収納ですとか、クレジット収納、あと電子マネーですとか、QR コードの決済など、様々な公金の決済がありまして多様化している状況にございますが、公金についても、現金を取り扱わない決済の導入を検討すべきというふうに考えていますが、公金となりますので安全性の担保が必要になるかと思っています。

そういったことから、多額の投資ですとか、運用コストがかかってしまいますので、費用対効果を考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

あとふるさと納税のように、外部の決済サービスを、利用するというのも、そういった可能性を含めて検討していければいいのかなというふうに考えています。

いずれにいたしましても町民ですとか、利用者の皆様の利便性の向上と、あと、事務の効率化を図るためには、町として全体的に統一したキャッシュレス化が望ましいかと思っていますので、公金収納対策委員会等で全体的に検討させていただきまして、まずは勉強をいろいろさせていただきたいというふうに思っております。今後も会計につきましては、適切

な会計処理と出納業務、努めて参りますのでよろしくお願ひいたします。

矢口議長 中村議員。

中村議員

はい。ただいまの回答でやはり育英資金、現金お持ちいただくというケースには、やはり手数料をもったいないと思っている方が一定数いらっしゃるということなので、できるだけ現金を扱わないためには、手数料を町で負担する。

手数料についても、教育負担の軽減補助金のような形で、考えていただければなというふうに思ってますんで、ただ単に、こういうどちらにしても、それほど差はないのかもしれませんが、これからはやはりリスクの少ない方を選択するべきでありますんで、できるだけ、現金振込、或いは、上下水道に引き落としなんかしてもらえれば、もう最高なんですけどこの点ちょっと、今後、事業見直しなど、検討していただくようお願いしまして、質問を終わります。

議長 次に柴田清正議員の質問を許します。柴田議員。

柴田清正議員

はい。5番柴田清正でございます。今私たちは、多くの苦難に直面しております。

新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大により、多くの尊い命が失われ人々は、深い悲しみの中にいます。また戦争、貧困格差などの社会化、近年いつ来るかわからない自然災害は、私たちに大きな痛みをもたらしています。そのとき、物事を正しく見判断するのが大切であると近頃思っております。助け合う意思の心が育まれると思えます。

しばらくぶりの質問になりますが、質問事項といたしまして、時代の変化、脱炭素化を見据え、地域の活性化、持続可能なまちづくりの観点から、再生エネルギー事業への取り組みについて、というようなことについて質問をお願いします。

金山校の皆さんがきました、席につきましたので、続けさせていただきます。

原油価格の高騰から政府では、補正予算で価格抑制対策などを行っているものの、ガソリ

ン石油価格が高止まりが続いており、その影響から電気料金をはじめ、石油製品等の価格値上がりし、ウクライナ情勢の影響もあり、食品や数多くの日常用品の物価が上昇し生活を圧迫している状況にあります。

また、地球温暖化の影響により、豪雨台風等の発生が多くなり、大規模な災害が毎年のように、全国各地で発生しており被害も甚大になっております。

つい最近でしたが町にも雹が降り、被害などが発生しておると聞いております。政府では、昨年の菅政権時代、化学燃料からの、離脱、脱炭素化を目指すため、2050 カーボンニュートラル宣言を行い、再生エネルギーや電気自動車の普及を推進することにしており、環境省では、令和3年12月に、脱炭素先行地域づくりガイドブックを示し、具体的な事例も示しております。あわせて、全国的に少子高齢化、人口減少が地方にとって大きな課題となっており、地域と共生を図り、町の活性化、さらには、エネルギーの地産地消は、地元からお金が流れないことになり、地域資源を生かした再生エネルギー事業の取り組みが、持続可能なまちづくりに繋がるものと考えますが、町としてどのように推進していくのか、次の点について、伺います。

まず初めに、町長は、町議会3月定例会の施政方針の中で脱炭素化を推進していくため、ゴミの減量化、リサイクルの推進、LED化など最初は小さなことから町民への啓発を行い、全町的な運動にするため、令和は4年度に、ゼロカーボンシティ宣言を行うと述べております。いつ頃どのような形で宣言を行い、脱炭素化をどのようにして推進していくのか。はじめに町長の考えを伺いと思います。

矢口議長 町長。

町長

はい。それでお答えをさせていただきますが、初めにゼロカーボンシティということについて若干申し上げたいと思いますが、環境省では、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長みずからが、または地方公共団地方自治体として公表した地方

自治体をゼロカーボンシティとしておるところです。

4月28日現在で全国696自治体がこの表明を行い、県内では山形県を含んだ16自治体が表明している状況にあります。表明方法も、各自治体が様々な形態をとっておりイベントや議会で首長が表明したり、プレスリリースでの主張表明や自治体ホームページでの表明など、そういったことが一般的な方法であるようでございます。

また、表明前には、環境省の担当課に相談する必要もありますので、宣言文や方法、時期につきましては、すでに表明をしております。県内の自治体の内容などを参考に、現在準備を進めている段階であり年内中に宣言を行いたいというふうに考えております。

宣言の表明後は、環境省への報告を行う以外に、特に定められた手続きはありませんが、町民の皆さんに、金山町が2050年までにカーボンニュートラルを目指すという方向性を示しながら、全町的な運動につなげていくために、最適な方法を示していきたいというふうに考えております。

なお、今後の脱炭素化の進め方につきましては、先程にも触れていただいておりますが、ごみ減量化やリサイクル運動、省エネなど、家庭でできる取り組みを推進して参りながら、金山町緑の憲章に謳われておりますように、四季を彩り、清らかな水や爽やかな空気を、もたらすブナや金山杉をはじめとした森林資源の適正管理で効果を高め、最上川の支川の最上流域に位置する水清き町を、次代を担う子供たちに引き継いで、いくことが大事な責務だと考えております。

また、5月31日に設立されました、カーボンニュートラル山形県民運動推進会議に金山町としても参画し、日本一空気の綺麗な県の維持など、様々な運動を通して、県と連携協働しながら、脱炭素化を推進して参りたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

ただいま町長から、答弁をいただきました。ゼロカーボンシティ宣言については、年内中に行うという大変心強いお話をいただきました。

この間、森の感謝祭我が町で、盛大に行われました。その折知事からも、山形県は、全国で一番綺麗な町なんだとそのうちでも、特にこの金山はその県内でも、筆頭する、その値すると、いうふうな言葉をいただいて大変うれしく、感じたところでございます。

町長もその辺しっかりと、胸に刻みながら、今の答弁をされたというふうに、思っておりますので、この点はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次、順をおって進ませていただきますが、令和3年8月に策定されました。山形県過疎地域持続的発展方針この冊子にこれあるわけですが、県の方に出しております。この方針、令和3年度から利用は7年度までというふうなことの中にですね、発展方針の、11の中にあります。再生可能エネルギーの利用の推進の中で、四つの項目で具体的に定めておりますが、町の過疎計画では、10年以上も前に策定した木質バイオマス計画による木質バイオマスに関する、記述だけとなっております。

全国的な流れとなっている脱炭素化を全町的な運動にするため、或いは再生エネルギー事業に取り組み、関係機関から補助等を受ける場合ですね。補助を受ける場合、具体的な計画を策定しておく必要があると思っておりますが、この件について町長の考えを伺いたしたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

はい。それでは二つ目についてお答えをしたいと思います。ただいま柴田議員からもお話ありました昨日のやまがた森の感謝祭で、吉村知事が日本一空気の綺麗な県だというふうなことのお話をされました。

それで、特にももちろんその感謝祭を催した場所が、町内の有屋稲沢地区ということで、知事もマスクを外したときに、特にここの空気はすごい新鮮だ、綺麗な感じがしたという

ようなことで、本当に美味しそうおいしいというような表現で空気を言っておりました。それを聞きまして、私もマスクしてましたけれども、一旦とってみて、改めてやっぱりそんな感じも受けたところでございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、金山の町内が、森林の大体、町内の3分の2ぐらいが森林だ。

その中で、森林も適正に管理されていると思いますし、特に金山杉は当然そうですが、ブナなんかもちあちらこちらで当然あります。そういったことで、本当に山形県が日本一空気の綺麗な県であるわけですが、その中でも、最上、或いは金山もそれに誇れるような綺麗さ、があるというふうに改めて昨日感じたところであります。

前段そんなことをちょっと今思い出しましたので申し上げさせていただきますが、ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、地域脱炭素化事業を行うに当たりまして、活用が考えられます地方財政措置の地方債といたしましては、過疎対策事業債や、防災減災国土強靱化緊急対策事業債など、充当率100%事業債がありますが、それぞれ過疎地域持続的発展計画などの計画に実施事業実施内容を記載する必要があります。

また、地方公共団体の温室効果ガス排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する、地方公共団体実行計画の事務事業編は、平成30年3月に策定しておりますが、環境省の補助事業を実施するためには、町内の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画となる実行計画の区域施策編の策定が必要であり、さらに、計画の中に再エネ利用促進等の施策に関する事項や、再エネ利用促進区域、地域の環境保全のための取り組み、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組みを定める必要があります。

町といたしましては、本定例会に補正予算として提案させていただいておりますが、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に取り組むことで、区域施策系を策定し、2050年までのカーボンニュートラルを目指すために、再エネ導入の道筋や地域再エネの導入を図って参りたいと考えております。

いずれにしても、国、県からの指導助言をいただきながら、順次推進をして参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

ただいま町長からも、これもこの取り組みについてまず2050年までに、遅れてをとらないようにちゃんと示していきたいという力強い言葉をいただきましたが、関係課としてはですね、担当する課としては、この辺のこういう今町長が申したことなどを、どのように捉えそして、順序をですね、どのように計画しているのか。詳細にこの辺計画ありましたら、お願いしたいと思います。

矢口議長 佐藤環境整備課長。

環境整備課長

ただいま町長の答弁にもございましたが現在町では、町有施設の事務事業編を平成30年3月に策定しております。ですが様々なこれからの補助事業を受けるに当たりまして、町全体の状況を把握しなければなりません。

そのために、実行計画であります、区域施策編を策定する必要がございますので、最終日、補正に提案しておりますけれども、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入ための計画づくり支援事業に申請いたしまして、こちらの方で区域施策編の方を策定してそこからまず始めたいというふうに考えております。以上でございます。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

課長から、いろいろ計画を立ててという話も今ありましたが、まだちょっとその段階でもないようだなというふうに受け止めましたが、やっぱり補助金を受けるにあたってはですね、そう簡単なものではないと思います。しっかりと、そういった方向性を示しながら、そして対処していかなければだなぁというふうに思いますので、この辺もですね、先ほど

町長もありましたように町全体で、こういった運動を、広めながらですね。具体的に、計画を立てて、していただきたいなというふうに思います。

次ですが、国では脱炭素化を推進するために、公共施設の脱炭素化について、地方財政計画に盛り込むとともに環境省では、脱炭素感染地域づくりガイドブック、ここにありますが、私もこのガイドブックを見させていただいておりますが示しております。これは令和3年12月環境省で出したものでございます。そういったものもですね、これから必要になってくると思いますので過疎地域など小規模町村にあった。国からの支援対策等について、町村会、或いは開発協議会などで、国からの支援を要望していくことが財源の確保に繋がると考えます。

また、町から出身された方からお話を伺いすることもあります。生まれ育った金山に対する愛着はとても深いものがあると感じております。代表する東京金山会までなどありますが、再生エネルギー事業や、廃校を利活用これは先ほど須藤議員からもありました。地域資源を生かした事業に取り組んでいく場合、町からの出身者の情報発信を行いまして参加を呼びかけていきその方々が、参加されることは、町の活性化また、先ほどお話もありましたが、ふるさと寄付の増加に繋がることになると思いますが、この辺の考えも町長から伺いたいと思いますのでよろしく申し上げます。

矢口議長 町長。

町長

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。町からの情報発信ということでは、ICTなどの進化によりまして、主には、町ホームページはSNS等により情報発信を行っているところであります。出身者の多くの方々もこちらの方をご覧いただいているものだと思っております。

また、ただいまもありましたが、東京金山会の会員の方皆さんや金山出身者の皆様につきましては、首都圏等におきまして、長年にわたりご活躍されている方々でありますし、

今月 19 日に総会が開催され、コロナ禍ということもありまして、3 年ぶりの開催と今回なるわけですが、その際には多くの会員の皆さんが参加されるものだと思いますし私も議会の皆さんとともに出席をさせていただく予定としております。

総会出席時におきまして、町の状況報告並びにふるさと納税についてのお願いなどに加えまして、ただいま柴田議員のご質問にもありました。

ゼロカーボンシティ宣言のことや廃校利活用等につきましても話題として触れていきたいというふうに考えております。

ふるさと納税につきましては、これまで東京金山会事務局を通じましてふるさと納税パンフレットを会員に配布していただいております、今年度はその予定はちょっと予定しておりませんが今まではそんなことをしております。金山町出身であろうと思われる方を含め、多くの方々から町にふるさと寄付をしていただいております、大変ありがたいと思うとともに、貴重な財源として活用させていただいているのはご承知の通りであります。

柴田議員のおっしゃる通り、今後も東京金山会の会員の皆さんや金山出身者の皆様とは、連携を図りながら町ホームページ等を含め、東京金山会事務局を介しました金山出身者への定期的な情報発信に努めて参りたいと考えております。

また、令和 3 年度に実施しました、関係人口創出事業に関わるこれはふるさと納税を介しました。ガバメントクラウドファンディングという方式で行ったわけですがその時、82 件、120 万 7000 円の資金調達ことができました。それによりまして、再生可能エネルギー事業や廃校利活用等が具現化していく段階において、今申し上げた、クラウドファンディング制度なんかも同様に活用して、広く資金調達を図っていくことなども、有効な方法ではあるかと、いうふうに考えているところでございます。

引き続き、東京金山会の皆さんももちろんそうですがその他、関西圏や仙台圏におきましても、金山出身の方が多数いらっしゃいますので、その方々とのネットワークによりまして、掘り起こしを含めて、より広く関心を持っていただく方策などを模索していくこ

とも検討して参りたいと考えております。

そのためにも、出身地この金山町を誇りに持っていただける町づくりを進めていくことがこれからも肝要ととらえておりますので、ご理解とご協力をお願いする次第であります。よろしく願いいたします。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

はい。町長から答弁をいただきました。東京金山会のことも町長から触れられましたが3年ぶりに、6月19日、東京金山会に我々議員全員参加することになっております。

本当にあそこの会場に行ってみますと、東京金山会に来る皆さんは常にですね、ふるさとをこよなく愛していつも辛い時、悲しいとき、ふるさとを思い出すって言ってるんですね。ふるさとを思うと、また元気が出て、仕事ができるというふうなその愛着心ですね。やっぱり生まれ育った、ふるさと金山をいつも忘れることなくいつも活力となっているのだなというふうなことがわかります。

これちょっと情報でございますのは、東京金山会の皆さんもまた、向こうから東京から金山に、何人かに常に、常時、最近はこのコロナで来ておりませんが、来ております。

私にも連絡受けまして、今月末、金山の蛍みたいっていうんですね。

金山のホテルを見る会と称して、いつ頃ホテルが飛ぶのかというと今月末から来月7月の上旬あたりがホテルが来るというので、予約を取らせてもらっております。今月末ホテルですね。

そういうこともあって常に、東京にいる皆さんは、我が故郷金山を思っているわけですよ。

今日は新庄南高校金山校の皆さん、大勢傍聴に来ております。皆さんも、議会をやられて、町民ホールで議会をやられ、町の発展のために、いろいろな質問されております。この我が金山がいつまでも、発展続けるように、という願いがこもっていると思います。

そういうことでふるさと寄附に関しても、決してこれ強制するものではなく、金山は他の町村から見ると、多いと思ってたんですが、決して多いわけでもない、普通ぐらいですかね、町長。

そのぐらいの寄附をいただいておりますがこの寄附についても、金山会に行って私も直接町の方ということで受けとったこともあります。そういう、心からですね、そういう気持ちで寄附していただく。という気持ちを持った人たちがだんだんこれ多くなってくれば、ふるさと寄附も増加に繋がるというふうに思います。

この辺もこの綺麗なわが町、まず、先ほどもありましたように空気が綺麗であると。水も綺麗である。そして蛍が飛ぶと。というようなこの我が町をいつでもですね、いろんな方から、町外からの皆さんが訪れるような町に先ほど、話をさせていただきましたが、そんな町にしていだければなという思いでございますがこの辺のことも、町長からしっかりと、答弁をいただきましたので、次、くどくどとは申しませんが、次の質問に続けさせていただきますが、県では過去に、再エネ発電事業者、大規模な風力発電ということで再生エネルギー事業に取り組む場合、地域住民から反対運動が起きたんですねあの頃、それで地域住民は理解を得られるよう山形県再生可能エネルギーと、地域の自然環境、歴史、文化的環境等との調和に関する条例を制定し地元住民への説明会の開催など義務化しています。そんなことを義務化しているんですね。

また、町内でも、売電を目的に、太陽光発電事業に取り組んでいる方も、少なからずおります。例えば、例えばです。

NPO 法人が、地域と一体となり地域資源を活用し、営利目的ではない水力発電など再生エネルギー事業に取り組んでいく場合は、わが町としてですね、支援もいただかなければ駄目だと思いますが、この辺もちょっと考えを伺いたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

前段のふるさと寄附の関係についても、柴田議員の方からお話がありましたのでふるさと寄附につきましても、寄附自体の制度の発足当初は金山町も大変高額に納税を寄附をいただいた町村でありました。県内でも本当に上位に入っておりましたが、それが徐々に他の町村頑張るといいますか、なってきましたそしてしかもその返礼品の状況にすごく力を入れてき始めたら町村もいっぱい出てきました。そんなことで、現在のところ県内では、寄附額としては、下の方だというような状況になっておりますので、そこら辺を少しでも上向きようにいいますか、この4月からそれらについて、全般的な事務やらそれからそういうPR活動から含めた事業として委託をして何とか、少しでも寄附をよりいただけるような体制づくりに転換を図らせてもらいましたので少し下位の方から、中ぐらいに上がればいいなというふうに思っているところでもあります。

よく最近新聞でも報道された例ですが、米について新庄市が東北で一番人気があるということが出ておまして、そこら辺は、新庄隣である金山も米の質はほとんど変わらない。もしかしたら、金山の方が勝っているのではないかということをお願いしたいぐらいですが、そういったことも、何て言いますか返礼品の見せ方とかそういったところによるところも多いと思いますので、そこら辺、これまでのやり方でない形でより魅力のある返礼品というようなことで、何とか今年度から新たな展開をしておりますので、期待をしているところであります。

それではただいまのご質問にお答えをさせていただきますが、柴田議員も理事となられている特定非営利活動法人かねやま電雪に、関しまして若干こう述べさせていただきたいと思いますが、太陽光パネルの設置や雪室に加え、水力発電の導入検討など地域温暖化への対策となる再生化の可能エネルギー事業の先行団体として、果敢に先進的な活動されておりますことに、深く敬意を表するものであります。

町では、これまで、特定非営利活動法人が主導し地域活性化に寄与するNPO法人地方創生活動支援事業費補助金を創設しまして、5団体、総額660万円の交付実績があります。

当特定非営利活動法人電雪には令和元年に 30 万円を交付し、設立初期段階での支援を実施をいたしました。

この支援事業につきましては、5 年の年限つき、平成 27 年度から令和元年度の 5 年の年限付きという事業でありましたので、取り組み期間とさせていただいたところであります。

当町の公共施設では、再生可能エネルギーについては、役場庁舎やグリーンバレー神室圧雪車車庫への太陽光パネル設置をしておりますが、グリーンバレー神室のホットハウスカムロの熱源供給のための木質チップボイラー設備については、機器故障発生や木質チップ高騰等により、令和 3 年度より休止しているところであり、現段階では、町の新たな再生可能エネルギー導入について、少し、少し時間を要するものにとらえております。

ご質問にあります水力発電の導入検討をしている特定非営利活動法人金山電雪におかれでは、水力発電能力等の施設規模により施設整備となると、億単位の整備費となることも想定されますので、国や県の補助事業を導入し町の上乗せ補助を実施いたしましたとしても特定非営利活動法人単体での自己財源もかなりの多額に上るものと考えられ、営利を追求できない特定非営利活動法人になりますと、施設整備費及び運営費の確保に苦慮されることが懸念されます。

以上のことから、現段階では、地域一体的な取り組みによる地球温度温暖化対策はもちろん急務の課題ではありますが、町が水力発電等の再生エネルギー事業に着手できる町の財政基盤や水力発電事業に近隣では、昨年だったと思いますが大蔵村が株式会社を設立した事例がありますが、取り組み自治体が少ないことなどから、少し時間をかけて気象条件や取り巻く環境などさらに検討する必要があると考えております。

当町により適した形での再生可能エネルギーの創出に向けた取り組みの可能性については、引き続き情報収集等行って参りますが、柴田議員におかれましても引き続き有益な情報など今後も、お寄せいただければありがたいものだと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

町長から答弁をいただきました。ありがとうございます。町長からもはっきり NPO が法人金山電雪。これも大分5年ぐらいなりますかね、一番下向有屋の奥一番外れてございますが、小沼正和さんという人が、地区から離れて、塩釜の方に今出ているんですが、これをまた町を離れていてもですね、いつでも思うのは金山町だと。家も、これはなかなか空き家になって、取り壊しを試みたんですが、そんな時に、同級生である水戸部先生ですが、今オンコール診療で町長の方からも頼んでおります。水戸部秀利先生です。

早坂議員の同級生でられますが大変優秀な人で昔のこと言えば、中学校で9科目、10点と駄目下ほどはないと言われるほどの後にも先もないほどの学力については優秀ですが、今考えもそうなんです。

あの人が一緒になって同級生でありますので、同級生がだいたい十数名おります。

理事として私も大場議員も入っておりますが、そういったことで古い家を古民家を下を雪室にして、2階を思い出の部屋として、議員の皆さんも、皆さんも、いつか見ていただきたいと思いますがそういうものを展示してこの間も、雪室からいろいろワラビであるとか、金山の酒であるとか、それを仙台の方に発送してるんですね。確かその後だと思いますが、山新の方にも取材をしてると思います。

そういったことで、まず何とかそういった再生可能エネルギー、先ほど私も紹介しましたけども、小水力発電、神室から流れる神室山系から流れる水、堰を下向堰であったり入有屋堰あの水を利用した水力発電ですね、これまた戻りますんで、水はどこにも行くわけではないんです。

そしてあそこに電気を作って東北電力によれば、10年後には、それは戻って地域の家庭に流すことができるというそういうことを目的に、皆70過ぎておりますんで、その若い世代にそれをつなぐという、ここで今のその息子さんとか、まだ若い人も入ってますが、それ

とそういったものを見いだして持続可能なやっぱり、そういったものがこれから必要になるんじゃないかなというふうなことでやっておりますぜひ皆さんも、機会があったら行ってみてもらえたらなというふうに思います。

再生可能エネルギー事業そしてまた様々お話をさせていただきました。こういう、こういったこれからの、時代に沿うような脱炭素化そして地域の活性化。持続可能なまちづくりについても、これから試みながら我が町のいつまでも続く発展につなげていけば良いなというようなことで、しばらくぶりにこれは言わないと思いましたが、19年ぶりに質問させていただきました。大変ありがとうございました。慣れてないのでちょっと、言葉もあまり続かなかったと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

矢口議長

一般質問の途中ですが午後14時50分まで休憩します。

矢口議長

休憩を打ち切り再開します。

早坂憲明議員の質問を許します。早坂議員。

早坂議員

9番、早坂です。通告通り持続可能なまちづくりについて続編第4弾となりますけども、よろしくお願ひします。先ほど、金山校の中に孫がおりまして、孫の前で質問するのかなとちょっとびっくりして、ちょっと緊張したような感じで、いなくてちょっとほっとしております。まずよろしくお願ひします。

持続可能な町は、子供たちを産み育ててくれる若い女性の方が多く存在してしかも、未来を引き継ぐ子供たちが大勢存在して初めて可能となります。その土台は今現在、町に存在する家庭であり、家族が身を置く地域が最も重要な役目となります。

家庭なくして、また地域の関わりなくして、持続可能なまちづくりは、不可能と思われまひます。また、この世を営むすべての人間、家庭、土地、国、時代にそれぞれの運命実体が

存在します。

金山町を含む山形県にも人には見えない運命実体が存在します。

その運命実体の姿とは、このうち、山形県の実体真実は、仕合せ薄い地心満たされず、家庭の愛、和心育ちにくい、孤独の色濃く 愛薄く、不実に、心のまれる者多い、心淋しい秋のように 仕合せ薄き この地の方々 この地に枯葉を、 見る枯れゆく姿、寂しきものなり。

家族と一緒に暮らしていても家庭は冷たく、愛が育ちにくく、孤独を味わいまた、知識や、過剰な情報、人の動き、人の言葉に惑わされて、心のまれるものが多く、心迷い心満たされず、仕合せ、薄く、子孫繁栄かなわず、枯れてゆくし、これが山形県、また、金山町の運命実体の姿となります。

命の始まりは、人間、皆、同じ場所から始まり、人間の自由にならない、人間が介入できない、神秘的な世界の中で、命が始まります。そして、生命の誕生は、家庭に始まりますが、与えられた運命、先祖親、自分の心の動きが生み出す、良い実体、悪い実体が、それぞれの人生を決定づけて、子孫に、因縁として残すこととなります。

生まれ出た一人一人の人生は異なりますが、人生最後の終日には、神秘的な世界の中で、の命を閉じていくこととなります。これが人間の一生であります。

人間が満開の花咲く仕合せのもとには、和のある家庭の中に存在します。人間の心、魂が、一番安らぎの世界拠り所である家庭が大崩壊を起こしております。金銭的、物質的な豊かさ、儲かる世界を、幾ら求めても、化学、医学、教育、情報など、知識の、力に頼っても、山形県、また金山町の運命実体の、解決には、及ばない世界であります。

わが町でも、儲かる農業を目標に、掲げておりますが、経済優先、儲け追求の世界は、金と物が優先となり、人の心、狭くするという末恐ろしい魔物でもあります。貧困の格差を目指して、心の貧乏という人間にとって、一番尊い宝物、会話のある夫婦、和のある家庭、心の豊かさを失う原因になっております。そして、少子化を生み出しております。

山形県、または、金山町の運命実体を、解決する手段として、人間の原点である 1 人で生きられないという、基本に立ち返る必要があります。命ある人生一時の、時代の中で会う人々の大切さ。お互い様の心で、ともに生きる、調和した家庭と、地域社会の土台を、構築する以外に、解決策はないものと思われま

わが町から 5 つの分校、3 つの小学校が消えました。町の未来を託せる、子供たちが廃校、統合の分だけ家庭、集落町から消えたこととなります。地域や町が、活力をうしなっていく、前兆でもあります。上台地区は江戸時代の初めに、31 軒ありました。最大 61 軒でしたが、現在では、53 軒となっております。

その 53 軒のうち、未婚の若者、そして、孫がいて、次の代も継続できるだろうと思われる世帯が 27 世帯となっております。仮に、江戸時代の初めと同じ 31 軒とすれば、2020 年の国勢調査、我が町の一世帯の平均が 3.11 となっておりますので、それで推計すれば、28 年後 2050 年には、団塊ジュニアが私と、同じ 75 歳を迎えるころの上台地区の人口推移は 97 人となります。

その半分、約 50 人が、高齢者となり、江戸時代と違うのは、若者がいないということになります。

山形県、また、金山町の運命実体が示ように、枯れ葉を見つめ、枯れゆく姿が、現実の姿となります。回覧版は回らず、消防団組織など、地区の維持も無理な時代が想定されます。28 年後、2050 年、私の息子団塊ジュニアが、75 歳を迎える上台地区の軒数は、江戸時代初期の 31 軒よりも、減少する姿が、想定されます。

ここで質問となります。

空き家が急増して、集落が弱体化し、町が機能しなくなる時代が想定されます。また、兼業農家の多い我が町において、規模の大小にかかわらず、町に与えられた自然の器は、生活基盤の土台を、維持、管理、継続するために、老若男女、年齢を問わず、地域みんなが参加活躍できる。集落営農を立ち上げて、後世残す必要があると考えますが、町の考え

をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

矢口議長 町長。

町長

それではただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、地方自治体の多くで人口減少が続く状態となっており、議員のご質問にもありますように、空き家が急増して集落が弱体化するような事例は、限界集落というキーワードで表現されていることから、農村の大きな課題だと課題の一つだととらえております。

仮に限界集落となれば、地域運営もそうですが、農地や山林などの地域の生産基盤や、地域環境の維持の面でも大きな課題となりますし、議員が危惧されます。町が機能しなくなる時代の到来は、通称増田レポートで、2040年に全国896の自治体が消滅可能性都市自治体になることを指摘し、されております。必ずしもそうならないといった論調も一方ではございますけれども、そのように大変危惧されるものととらえております。

当町も、消滅可能性自治体になりうる自治体の一つとして指摘されておりますので、深刻な課題としてとらえているところです。

そこで、国では、これらの解決の糸口を見せ目指すために、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すものとし、地方創生を定義し、まち・ひと・しごと創生法を整備したところと認識をしております。

次に、集落営農の現状をご説明しますと、最新の令和2年度の統計では、全国で1万4832件の組織が、存在し、地域的には多い方から、東北が3325件。北陸が2368件、九州が2321件の順となっております。

集落営農の構成農家数は10から19戸で構成されている組織が全体の26.6%と一番多く、次は9戸以下で19.8%。20から29戸は19.1%の順となっております。

各集落営農の活動内容につきましては、非常に多岐にわたっており、営農活動のみを行うほか、地域商社のような幅広い活動を行っている事例もあります。

1例を申し上げますれば、議員からのご質問にありましたように、集落営農で農業を行いながら、冬場は対価をもらい、地域の除雪を担うことによって、集落営農も含めて、通年雇用がなされている事例もあるようです。

当町でも、現在町が行っている道路維持を主とした除雪に加え、細かい路線や間口除雪などは、各家庭にあるスノーブローヤバケツなど装備したトラクタヤにより、各組織が除雪対応するということが考えられます。

さきに申し上げました通り、集落営農は、活動内容や形態がバラバラ、言い換えれば、各地域の実情に即した組織の立ち上げが可能むしろそうする必要あると考えますので、農業以外の分野も十分取り込めると思いますが、もちろん、組織の本来的な目的であります農業がおろそかにならないようにすることは言うまでもありません。

議員からは、生活基盤の土台を維持管理、継続するために、地域みんなが参加活躍できる集落営農を立ち上げ、後世に残す必要があるとのご意見であり、町はどう考えるかということですが、町といたしましても非常に重要な課題ととらえております。

生活基盤の維持管理のための担い手には様々な形態があると考えられ、農業が盛んな集落では、大規模農業法人、大規模農家或いは集落営農組織などが担い手になりうるとともに一方で、農業者が少ない集落では、地域協議体や地区そのものなどが担い手になりうる場合もあると思われます。

なお、集落営農組織の組織化にあたっては、各地域で農地を守るための共同作業等を担っている多面的機能支払交付金制度の活動組織を母体とし、そこから発展させた新たな組織が集落営農を担うといったことも考えられます。

いずれにしても大切なことは、その地域が何を課題とし、何を目的に、どのような団体を設立させるのかであり、そこには多くの地域集落住民の意向が反映されるべきものである

ととらえており、地域での話し合いがとても重要なことだと思います。

このような中で、当町では、今年度当初予算の中で、集落への取り組みに力を入れたいと考えており、新型コロナウイルスの感染状況や、農繁期などを考慮した日程で、まずは農政局から、集落営農担当の方を招きし、参考となる集落営農団体の概要をお話しいただいた上で、参考としたい集落営農の希望を調べ、各集落営農の関係者から直接話を伺う機会を設定して参りたいと考えております。

その際は、職員はもちろんですが、議員の皆さん、区長、農業委員、認定農業者など、幅広く呼びかけをさせていただきたいと思います。

その後、集落営農へ具体的な興味がある集落については、話し合いの中で、国、県、JAなどの協力をいただきながら、目指すべき集落営農あり方をイメージしていくとともに、どのような支援が有効についてもあわせて検討して参りたいと考えております。

矢口議長 早坂議員。

早坂議員

はい。ありがとうございます。実は、集落営農、私も集落営農立ち上げまして、4年で駄目になりました。

駄目になったのは、残念ながら役場職員の対応のまずさから、駄目だったね。本当は今、悔しくしているんですけども、本当に今この質問内容したことをやろうと思って立ち上げたんですけども、ちょっと職員のまずさから駄目になった。あと、詳しい内容は、今日これ控えます。

本当に、私の場合は、当然ながら法人で、法人の方が地域集落のその担い手としてやる方式ではなくて、今、質問した通りの姿を、当然ながら、将来的には、全くもって、明治時代のコストが少ないとそういうようなもの。ほとんど見えてるわけですし、ぜひそれを、みんなで、無くしないで、維持して、そして地区から出た長男、長女の方が、土地さえあれば、いずれ関係人口していずれ戻るんじゃないか。

というような期待感も含めて、集落営農を立ち上げて、そしてしかも住みやすい集落そういうことをしておれば、必ずどっかで孫やその次の代の方が、土地さえあれば戻るだろう、というような期待感を持って、この集落営農立ち上げたんですけれども、これもみんなやっ
てる農地ある人も貸してる人もしかも、現役でやってる人もみんなでやろう。そして、退職してからでいいから、みんなで力を合わせようというような感じで、始めた事業でありますけれども、残念ないろいろ県の研修を3年受けましたが、ある一時の、対応のまずさで、上台衆は解散。

組合長もいなくなったことです。私が辞めざるを得なくなったんです。

そういう経過もありまして、ぜひですね、私は金山町が残る一つの生活基盤、或いは、農地の基盤として集落営農以外はないと私は思っております。

たまたま集落営農、今現在の名目ですけれども昔から言えば共同作業ですね、基本的には。そうしてみんなでまとめて、やっぱりよりよい金山町にあった農業のやり方で、それをやはり、模索して、そして維持していくと、それが私は、町の持続可能なまちづくりになるだろうというふうに考えるものであります。

学校が消えるということは、地域の軸、人が寄り添う土台を失うことでもあります。繋がりや活気を失うことになります。持続可能なまちを目指すには、それぞれの地域、核となる土台が構築されてなければ、私は無理だろうと考えるところであります。生活の拠点が必要になると、そして心の拠りどころが必要になる。生活の基盤も、大事になるということでもあります。

観光庁の推計によれば、定住人口、1人当たり、年間消費額、124万円となり、外国旅行者、10人分、宿泊、国内旅行者26人分、日帰り国内旅行者83人分に、相当するという推計をしているようでもあります。

交流人口、また関係人口、移住対策も、とても大事な施策ではありますけれども、見えない世界を、町外の人々に、追い求めるよりも、またその場しのぎの政策よりも、町の未来に、

腰を据えて、今現在、この町に住んで、いる人たちが暮らしやすいと感じて、親が子に、その旨を伝えて末広がりに子孫繁栄が叶う、未来永劫不変となる土台を築くことが、私は何よりも、優先すべきことだろうと考えます。

この先、若者が不足して、人口減少が招く弊害として、近くのスーパー、銀行、介護施設や会社、農家の倒産、地方からは、ほとんどの店が消える時代が来ると言われております。

免許証のない一人暮らしの高齢者が買い物がかたわぬ時代となります。

また、冬の間口除雪、屋根の雪下ろしも、人手不足となり、消防団の維持も叶わぬ世界となり、集落の維持さえも困難な時代が想定されます。令和 24 年、2042 年頃には、団塊ジュニア世代が、すべて、高齢者となります。就職、氷河期世代の無年金、低年金の貧しい高齢者が増えるとされる 2040 年問題。

そして、貧しいおばあちゃん大国に変化していくと言われております。

40 年後には、団塊ジュニア世帯が世代が、90 歳をも迎え団塊ジュニアのジュニアが、60 歳を迎える。令和 47 年、2065 年には、外国人が無人の日本国土を占領すると言われております。それから 2 年後、令和 49 年、2067 年には、生まれる子供たちよりも、100 歳以上の高齢者の方が、多くなると言われておりまして、人生 120 年の時代に突入していきます。あっという間に 45 年はやってくると思われまます。

ここで質問です。

町の中心部に町民生活の主軸となる、地産地消市場を構築して、各地域の集落の集落営農で育てた生産物や加工品を、販売できる仕組みを作り、そして商店が顔となる取引先から、輸送による直接販売の仕組みを構築して、スーパーや店に拘らない農家も商業も中小企業も調和した町独自の町づくり、そして活性化に取り組む必要があると考えるが、町の考えは。

また、地産地消市場の中、また、或いは、集落営農の組織の中で一人暮らし世帯などに

料理を作って、食材提供するという、仕組みも構築してその組織の中で、消防団、冬の生活の間口除雪、雪下ろし、そして、介護、福祉、配膳など、自助、共助、公助により、内堀が循環する仕組みづくりも、今後必要と思われるが、町としてはどう考えるか、お伺いします。

矢口議長 産業課長。

産業課長

はい。ただいまのご質問等にお答えいたします。

ただいま、大きく二つのご質問があったかと思いますが、産業課といたしましては、特に前段の方に関しましてお答えをさせていただきます。

地産地消市場の構築と、輸送による直接販売についてということですが、簡単に地産地消市場につきましても、いわゆる産直施設の設置、あとは、輸送による販売については移動宅配販売といったような方策ととらえまして、そういった方向性でお答えをさせていただきたいと思います。

町中心部での産直施設の設置につきましても、現在建設計画中の高規格道路、8市町村合同での道の駅建設など周辺環境の大きな変化が予想されておりますが、他にも、町の財政状況や施設の採算性、或いは庁内プロジェクトチーム会議での議論も踏まえまして、様々な方向で検討していく必要があるというふうにも考えております。

中央公民館跡地に関しましても、その候補地の一つとして考えられるものだと思います。併せまして、平成29年度を商工会に委託して行いました、買い物に関するアンケートによりますと、移動販売があれば、利用するとした方は約35%。この中で、当時70歳以上の方だけを見ますと、50%となっており、現在、5年を経過しておりますことから、当時にも増してニーズがあるのではないかというふうにも考えられます。

課題として考えられます。配達業務の担い手や個人店舗との調整、実際現に販売をされている方でございますが、そういった方との調整、或いは産直施設の設置の有無などによ

って、その宅配に関しては事業の可能性を大きく左右されるものと考えますし、改めまして、町民の皆様のニーズ、或いは採算性などで、につきましても十分把握しながら、引き続きの検討とさせていただきますと考えています。

議員からご提案をいただきましたことは、農業を守るという切り口からの、の集落を守る、或いは住んでいる人を守る、ひいては金山町を守る、といった目標についてだと理解させていただきました。

町といたしましても、その目標を達成するための手段として、集落営農組織によるものがあるのか、別組織があるのか。或いは地区組織そのものが受け皿になるべきかなど、地域の実情に合ったものを、町民の皆様と一緒に見出していく必要があると改めて感じたところでございます。産業課としては以上です。

矢口議長 健康福祉課長。

健康福祉課長

それでは私の方から、早坂議員のご質問の後段の部分について、お答えさせていただきますと思います。

お互いを支え合うための仕組みづくりにつきましては、現在、地域包括支援センターの小さな拠点づくり事業、や、社会福祉協議会のはちまきくらぶ。こちらは有償ボランティアになります。等の事業等を行っております。

小さな拠点づくり事業は、やくし苑を中心に健康づくりや介護予防のための運動を行い、元気になった高齢者の方が、ボランティアなどの担い手として、生活支援サービスを提供できるような仕組みづくりを目的に行っております。

また各地区においても、活動拠点を地区公民館などにおいて、みんなの居場所づくり事業として、地区内の支え合い、仕組みづくりに取り組んでおり、また社会福祉協議会のはちまきくらぶ事業では、サービスを提供する側とサービスを受けたい側のマッチングを行いまして、配食サービスや、受診や買い物時の送迎と、日常生活で、ちょっとしたお手伝い

などの生活支援サービスを提供しております。

地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが、各地域のサービスのニーズを把握し、その方とはちまきくらぶをマッチングするというも行っております。

はちまきくらぶのサービス提供スタッフの中には、小さな拠点づくり事業に参加して、はちまきくらぶにスタッフとして登録した方も数名いらっしゃいます。

このように、地区の拠点に、様々な年代の人が集まりまして、集まっている中で、助け合いの芽が育ち、近隣の人で、地区の課題を解決できるようになれば一番いい形だと思っております。

集落営農などの、各地域の実情に合わせたものが、組織化され、高齢者の支援組織と一緒に活動できるようになれば、地域支援の大きな財産になると考えております。

今後も気心の知れた人たちが住みなれた地域で安心して、暮らせる仕組みづくりについて取り組んで参りたいと考えております。以上です。

矢口議長 早坂議員。

早坂議員

はい。ありがとうございます。今、健康福祉課長からも答弁ありましたけども、今現在の施策というか、展開というか、そういうふうを受けとめました。私はですね、本当にこれから、人口がまだ半分ぐらい町としては、少なくなるだろうとその半分は高齢者、その中で今度、子供がいないわけですが持続するにはどうするか。

やはり、集落そのものに拠点を設けるといようなそれが私は一番の支え、支えあっても人が住むような状況にならないわけです。

本当に町長が言ってるそういう、住んでよしが訪ねてよしが、非常に、すごい言葉であるけども、中身がですねやっぱり重要な、その底辺ていうのがあって初めて、住んでよし、訪ねたよという、そういう感じのものができ上がると。

ですから、簡単に、そうした町は、私は生まれないと思う。きちっとした、みんなが、住

民の多くの方がそういう認識のもとで生活して、初めてそれを家庭で実行して、地区や地域で実行して、それで初めて私は、住んでよし、訪ねてよしという町に変化するんだろうというふうに思っているところでもありますけどもこの、スーパーにこだわらないで、ちょっとこの辺私、質問のなんていう、仕方がちょっと間違っただかなと思ったんですけど、実はまだ金山町にいろいろ個人でやってる店があります。おそらくその店も私は、後継者がいなくて、なくなる可能性があると思ってますね。そのためにも、今からですね、そういう集落営農組織等々、或いは集落営農という名前じゃなくていいです。

その中で、要するに地区か、或いは地域でたもの、或いは今現在頑張っているお店の方の顔として取引されているそのものの顔つなぎとしても、そっからいろいろこの拠点となるこれは何でもいいです地産地消市場、これは何でもいいです。

そこで、月1回、或いは2週間に1回とか、そういうふうな事業の展開というか、直接、農畜産物地産地消の農産物だけじゃなくてですね、そのつながりによって、海の方からも、直接金山町の本当においしいそのものを、販売というのは、調達できるというそういう組織づくりできないかなというふうな考えであります。

ですから、当然ながら移動販売というようなことを、先ほど申し上げたようでもありますけども、実際なかなか移動販売は、集落が、人がいなくなったり高齢的になった場合にはほとんどどんなふうに専門家は思っているかという、122歳になった場合も、女性の方が不健康の女性の方がいっぱいウヨウヨすると言われてます。

男性はどっちかっていうと、平均寿命が短いですから、女性は長いですから、女性の方がどういうふうに住んでいけるかという、当然100歳以上がいっぱいいる時代になりますので、それ夢のような話ですが、実際なるというデータ出ていっておりますので、そのための、今から下地を作っておかないと。

慌てふためくと、団塊ジュニアが亡くなって空き家が全く増えて、そしてその団塊ジュニアのジュニアがいなくなったところで、活力が低下するというような流れをですね、実際

だからそれを本当に捉えているのかという、そのものが、人口問題研究所の所長さんが国会議員でさえ人口減少しかわかってないとですね。ですからその辺、できるだけには早い、早めにそういう、なんていう先取りをしてきちっとした、人の町ではない、自分たちの町ですから、自分たちで、自分たちの家や、地域はまず良くないと駄目なわけでありますので、ぜひですね持続可能な町づくり、なかなか、大変だと思います。長く時間を要するものだと思っております。

人の世の中ですから、簡単に行くはずありませんので、是非ですね頑張って、町長のおっしゃるように、住んでよし、訪ねてよしという、町づくりをできるだけ近い線で頑張っていただきたいと思います。

そこですが、病院と学校のないところには、人が離れていくとよく言われておりますけれども、生き残る町、持続する町は、当然ながら子供が生まれる地域、町ということになります。若い女性は、住みよい町として何を望むか。これは重要なポイントであります。人材育成は持続可能なまちづくりには、欠かせないものであります。先ほども町長も色々な答弁、育成会のよもぎで、いろいろ答弁なさって、後継者人材育成というものを強く重要視しておったわけでありますけれども、当然ながらこの人材なくしてですね、町の発展が続くわけないんでありますんで、当然ながら少子化の時代と言いながらも、子供を安心して産み育てる環境でなければ、若者には住み続ける理由は私はないと思う。

昔は産婆さんがすぐ近くにおりましたが、産婦人科も少なくなっております。

生き残る町、持続する町の土台は、子供を産める環境があるのか、いなか。子育て環境が満足度 100%であるのか。重要な課題であります。

質問となります。

産婦人科医者や小児科医師を町独自で人材育成をして、どの町よりも子供を安心して産み育てられる環境を整えるべきではないかと考えますが、町はどう考えるかお伺いします。

矢口議長 町長。

町長

ご質問にお答えさせていただく前に、最上地域の医師を取り巻く状況について若干ご説明をさせていただきます。山形県医師確保計画に医師偏在指標によって、県内 4 地域の医師の多寡を示したものがあります。

医師偏在指標は、人口 10 万人に対する医師の数に、地域ごとの医師医療事業や患者の流入、医師の供給体制を考慮した医師偏在の度合いを示すものですが、これによりますと、最上地域産科医につきましては、全国の周産期医療圏、284 のうち 111 位となっており、医師偏在の状況としては、少数ではない地域に分類されております。

また、小児科につきましても、全国の小児医療圏の 311 のうち 170 位、医師偏在の状況としては、少数ではない地域に分類されております。

これらの指標は、分娩件数や子供の数など、地域ごとのニーズや人口構成等を反映した指標となっております。一般的に考える認識からすると、少数である地域に思いますが、指標としては、少数ではない、地域の方に、今のところ、分類されているということのようです。

なお、計画の産科医小児科医の確保方針としては、相対的に少ない地域には分類されなけれども、医師の長時間労働が懸念されるので、医師の増加を方針としているところであります。

ご質問にあります産婦人科医師や小児科医師を町独自で人材育成することにつきましては、県内の他科の医師確保の状況を見ましても、十分とは言えない状況の中、出産件数の減少や、これに比例した子供の数の減少、医師を育成するための費用等を考えますと、町単独でこの問題に対処するのは非常に厳しいものがあると言わざるをえない状況です。

まずは県の医師確保計画に基づいた確保策の動向を注視していくのが現実的なものと考えております。

現在、町立金山診療所には小児科医が週 2 回勤務していただいております。外来の他、公衆衛

生的な部分の健診や予防接種でご協力をいただいております、大変心強く感じております。

子供を安心して育てられる環境は、二次医療圏内の医療体制や町内に医師がいることもそうですが、子育て応援してくれる体制づくりが重要だと考えております。

現在、高齢者の生活の自助、共助、公助、互助は、少しずつ動き出していますが、今後、子供世代も一緒に活用できる仕組みづくりも検討していきたいと考えております。

ただいま申し上げましたように、医師確保自体は、県としても大変難しい課題となっております。その中であって、産婦人科医小児科医というのは、より難しさがあるような状況があらうかと思えます。

その中でこの町が独自で人材を確保するというのは、至難の技、と言っていると思えます。

医師、確保ということで、先ほど町の育英会、育英制度についても、ちょっと話がありましたが、医師、看護師については、それなりの優遇を図ってはいるものの、なかなか人材そのものが、はっきり言ってなんていいますか、河原のところから、ダイヤモンドを探してみたいなもので、そう簡単にはできないというのが現状だと思います。

そういう意味では、県の医師確保対策の中で、やはりそれらを意識していただきながら、医療圏の中で、新庄最上はこういった形の人数そういったところを確保するということですが、現実的な今のところの、見方かなとこれが今考えているところであります。

矢口議長 早坂議員。

早坂議員

難しい、至難の業、重々わかって質問して言ったんでありますけど、当然ながら、産婦人科少なくなったというのが、いろんな生んだ時のなんていうかな、いろんな災いがあったら賠償請求が非常に今強い時代になってるらしたので、産婦人科の方が、なる方がいないというのが私は現状だろうと思っております。

当然ながら、厳しく至難の業でどっかが止めないと、これは事業展開できないという、

それ重々わかりますけどもこれをやるかやらないかは非常に難しいけども大事と思っております。

特にですね、診療所の医師数が毎年変わるわけでありまして、非常に、苦勞されて、当然、診療所に行きたいという方がいないかった場合には、大変な事態がくるとおもうんですね。そうした場合ね。

産婦人科と小児科、小児科の先生はもう当然子供だけでなく大人も診れるというような事態になりますので、安心して、診療所の医師として長く続けられるというふうな、いうことになるわけでありまして、中には、当然ながら先ほど柴田前議長おっしゃいましたが、私の同級生とんでもない、同級生がおりまして、そういう子供もですね、これから先ある家庭に生まれないということはないと思うんです。生まれる可能性もありますので、

特に昔ほど貧しいければ、貧しいほど優秀な子供が出てそこを、盛り立てるとというのが、一つの家庭の成り立ちと言うかな。

貧しいさ、一生懸命頑張ってるその夫婦の姿、先祖の姿を見て、当然その家計の流れの中で、そういう子供もそこに、育つというか、そういう一つの間界の流れっていうのもありますので、是非そういう子が金山に出て欲しいなっていうことも踏まえて、私質問したんですけど。

そういう機会があればですね、是非、取り組んでいただきたい。これ以上に、子供たちっていうか若い人が、住み育てやすいっていうか、住むっていうかその意欲を立てる、当然ながら仕事というのはありますけども、その住む人の仕事ということもありますけども、子供ちょっとすぐあれば、見てもらえるというふうな、環境にあるってことは、例えば一番安心していける町だろうというふうに考えております。

いずれ、子供が金山町のどっかの子孫中に私はあらわれるだろうという期待を込めて質問しております。

現在、我が町の人口 5000 人となっておりますけども、これは大正 9 年の国勢調査よりも、

2800 人少ないというふうな人口となっております。人口は、明治時代、或いは江戸時代と逆行して昔に戻っているというふうな姿であります。

人口だけがですね、明治時代、或いは、江戸時代の姿に戻るのではなくて、同時に集落全体、町全体のあり方も、昔の姿に戻る必要があるだろうと、原点に立ち返るってかな、そういうことも必要だろうというふうに考えております。

当然ながら、本当に子供がいないということは、果たしてどこまで町が、持続可能なのかという保証もありません。

明治時代には、歴史的に、それぞれ金山村、有屋村、下野明村、安沢村、上台村山崎村、中田村、そして朴山村、飛森村、漆野村、谷口銀山村という、11 の、区域が、異なった軸を成して、集落を、形成した、その姿を顧みる必要があると思っております。

なぜか。

その土地に、またその地域の成り立ちに異なった運命実体が、存在しているはずだからであります。

この先社会は、明と暗に、分かれていき、世界の姿が不実の姿と。人として正道を歩む姿に色分けされていくと言われております。

時代にも、それぞれの運命があって、その運命が、時代に変化を起こして流れを形成すると言われております。

人間が時代に、変化を起こしているのではないんですね。

そのために、時代には逆らえませんが、時代の先を読み取って、経済優先、儲け主義という経団連組織が優先する人間知識に惑わされない、運転、かじ取り、そして羅針盤操作を期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

矢口議長 町長。

町長

はい。医師確保に関連して私もちよっと、思うところを少し述べたいと思いますが、や

はり医師確保自体が一番難しい。人材いとしてもそれを求める場合に、一番難しいと思っています。金山出身の方で、現在医師という形で活躍されている方が、私を知る範囲は二名かと思います。

もしかすると島先生のご親族の方が、岩手県で、まだ医師をされてるという方が、葛巻町の隣、勤めが葛巻町で実施をされてるという方がお1人などもおります。

或いは桜本先生と三名になるかもしれませんが、とにかくそれほど、何年もかかってそれぐらいです。先ほどちらっとチラッと出ておりました。

町内の診療所の小児科で来ていただいている藤山先生は、金山出身といえば金山出身です。

あそこの書かれています、私は藤山純一先生ですが私の父は稲沢出身です。母は檜台出身です。檜台出身は確か教育長のお母さんとお姉妹ですね。

ですから、いここになります藤山先生が。

そんなことで、何年にいっぺんそういう人が出るという、或いは先ほどお話のあった水戸部先生なんかも、金山に縁があって大変優秀な方で医師をされて、私も薫をもすがの思いで水戸部先生にオンコール医師体制の一角を担ってもらうようなことをお願いしたいと。

ということで、とにかくやっぱり医師になるには、もう、最上級の学力が当然必要ですし、学力があったからといって、医師と必ずしもならないこの難しさがあります。

私も知っている人で、私のちょっと後輩に、それなりの学力があったんですが、山大医学部受けようとしたところが、血を見ると怖くなって医師辞めましたという人もいますし、或いは、それなりの大学に行くときに、医学部じゃなくてやっぱり工学、文学部、法学部、それやっば適正、自分のこの目指すものといいますか、そういったものがやっぱり学力があっても、やはり自分が求めるものはこちらだというのは当然ありますから、必ずしもなかなかそういうような医学部に相当の学力を持っていければいけるかもしれないという人でも、なかなかマッチングがピタとこないというのが普通だと思います。

そういう意味からすれば、かなり難しいことであるんですが、でもやっぱり学力を、先ほどの充実をさせていくと、その中からそういう人材も出てくると思いますし、できれば、私たちのなんていうか、家族、或いは親戚、縁者や地域からでもそういった人が 1 人でも出ればと思いますし、議員みなさんの身内或いは縁者からであれば大変いいことだと思いますから、確か昔の西川町長さんが、やはり医師不足を、ずっと前の西川町長さんですが、やっぱり悩んでそれだったらと、自分の娘さんを医師にしたっていう例があります。名前、女性の医師なんですけれども、そういった今度は、固い意志のほうですが、そういったことなどがあって、それがぴたっと合ってそして、それを、娘さんが、学力もあってそういう気持ちもあって、医師をやられて、西川町の中で医師をされたというのが、昔のこととして伝わってきている理由がありますから、これからも金山とにかくその、学力をつけるという中で様々な分野で活躍するということをすごく期待するわけですが、その中に一つとして、医師を目指して頑張ってもらおうというような人材もぜひ出ていただきたいというようなことを期待を申し上げて、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長

これで一般質問を終わります。

(15時45分)

(15時45分)

日程第7 町長提出議案の一括上程

矢口議長

休憩を打ち切り、再開します。

次に、日程第7「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第46号 令和4年度金山町一般会計補正予算(第3号)

議第47号 令和4年度金山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第 48 号 令和 4 年度金山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 49 号 令和 4 年度金山町後期高齢者医療特別会計予算（第 1 号）

議第 50 号 令和 4 年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 51 号 令和 4 年度金山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 52 号 金山町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議第 53 号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第 54 号 権利の放棄について

以上、 9 件を一括上程します。

日程第 8 提案理由の説明

次に、日程第 8「提案理由の説明」を求めます。

町長。

佐藤町長

本日、金山町議会 6 月定例会の開会にあたり、提案いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

提出議案は、議事日程でございますように、議第 4 6 号から議第 5 4 号までの 9 件であります。

その内容は、 令和 4 年度補正予算 6 件条例改正 2 件、その他（権利の放棄） 1 件でございます。

最初に、議第 4 6 号から議第 5 1 号までは、各会計の補正予算となりますが、全会計に関わることといたしまして、令和 4 年 4 月 1 日付け人事異動により、昇任、昇格した職員の給料、期末手当、共済費等を増額いたしますとともに、会計間移動による特別会計の人員費の増減調整をさせていただいたところであります。

また、不足が見込まれる部署の時間外勤務手当を増額した一方、会計年度任用職員につきましては、当初予算で措置した職員数より実際に任用した職員数が少なくなったことから、その差額分等 6 4 1 万 6 千円を減額したところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備分に係る職員の時間外勤務手当等については、令和3年度補正予算に計上し、令和4年度へ繰越明許費としております。

また、60歳以上及び基礎疾患をお持ちの町民に対し、第4回目接種を7月下旬から予定しており、実施に向けて、医師委託料及び送迎車両使用料等の必要経費843万3千円を増額したところでございます。

財源としては、国庫支出金の接種事業費負担金及び接種体制確保事業費補助金により全額対応いたしております。

次に、先の町議会3月定例会におきまして、議員並びに特別職の給与等の特例減額条例が可決されたことに伴い、議員報酬144万円を減額し、今後、新型コロナウイルス関係事業に充てることとし、同額を財政運営基金へ積立てさせていただくこととしております。なお、特別職(町長、教育長)分については当初予算で措置済み(322万3千円)であります。

次に、各会計の補正予算の概要を申し上げます。

先ず 議第46号 令和4年度金山町一般会計補正予算(第3号)について でございますが、歳入歳出にそれぞれ4千飛び73万2千円を追加し、総額を41億飛び270万円とするものでございます。

各課の主な内容を申し上げますと、総務課関係では、令和5年度からスタートする地方公務員定年延長に伴う町例規改正業務委託費に132万円、当初予算に計上しておりました役場庁舎エアコン工事について、今般のウクライナ・ロシア紛争に伴う急激な資材高騰や屋外機の景観対応として、121万円を増額したところでございます。

続きまして、総合政策課関係は、県補助金であるくらすべ山形移住対策調査事業費補助金による移住定住促進事業に係る調査委託料67万8千円を増額させていただきました。なお、すべて県支出金となります。

次に、町民税務課関係は、令和5年度に固定資産税に係る評価替えを予定していること

から、土地鑑定評価業務委託料331万9千円の増額、住民基本台帳ネットワーク事業関係では、国庫支出金となる個人番号カード事業費負担金328万9千円の皆減に加え、コンビニ交付システム導入事業に1,131万5千円を増額し、令和4年12月からの稼働を予定しております。

また、火葬場管理として、益子義弘/益子アトリエが設計し平成7年に竣工しました火葬場が公営社団法人日本建築家協会の「JIA25年賞」受賞を記念し、記念陶板レリーフを取得する経費7万9千円や、第4分団第2部第2班(持越)の防火水槽給水管設置工事において材料費の上昇に伴い各分団部地域防災活動用施設整備事業費補助金14万円をそれぞれ増額したところでございます。

次に、健康福祉課関係でございますが、まずは新規の県単事業となります出産支援給付金につきまして内容が固まり、示されてきましたので、一人当たり5万8千円を交付し、予算上では28人を想定して出産支援給付金162万4千円及び消耗品費2万8千円についてそれぞれ増額したところでございます。

そのほか、所管する3つの特別会計への繰出金につきましては、診療所においてはコロナワクチン接種医師委託料を受けることから運営費及び人件費を合わせて928万1千円の減額、介護保険特別会計についてはシステム改修及び会計年度人件費を合わせて33万9千円の増額、後期高齢者医療特別会計については人件費分で209万5千円の減額等、それぞれ繰出金の減額調整をさせていただきました。

産業課関係では、畜産所得向上支援事業として畜産機械整備に伴う事業費に対し、県12分の5、町が12分の1、合わせて2分の1の補助率となる事業を予定しており、県の内定前ではございますが、早期着手が可能となるよう629万6千円を増額したところでございます。

次に、森林経営管理・林業振興事業につきましては、国庫支出金であります林業・木材産業成長産業化促進対策補助金がこのたび不採択となりましたことから、歳入・歳出予算

からそれぞれ1,500万円を皆減といたしたほか、森林環境譲与税(一般財源)を財源とした林道路網整備維持等工事550万円や、今年度予定しております森林パトロール車の購入時諸経費(手数料、自賠責保険料、自動車重量税)5万円が不足することからそれぞれ増額したところでございます。

また、行政報告で説明申し上げましたが、神室振興公社のスタッフ不足により営業や企画部門を補完するため、産業課商工交流係の兼務職員を配置したことにより、観光PRや営業等の出張旅費30万7千円及び公用車燃料費10万2千円を、それぞれ増額したところでございます。

さらに、観光交流施設や神室スキー場施設関係では、ポスの自動ドア交換修繕38万5千円やホテルシェーネスハイム金山のレストラン内に設置している業務用冷凍庫の更新に伴う令和4年度分のリース料16万3千円及び旧神室放牧場の不用となった牧柵撤去工事175万2千円をそれぞれ増額したところでございます。

また、農業委員会関係では、農地の流動化が進展しているなか、農業委員等が農地や権利等の情報収集の効率化を図るためのタブレット端末導入経費9万4千円を増額したところでございます。

次に、環境整備課関係は、例年のことではありますが、水道事業の資本費に係る高料金対策基準額が、国からの通知により変更となりましたので、水道事業運営費補助金68万9千円を増額したところでございます。

また、今般の世界情勢により輸入木材の確保が困難となっているなか、国内の木材価格の高騰は町内住宅建築業にも影響を及ぼしており、新庄最上総合建設組合金山支部より要望のあった住宅リフォーム総合支援事業費補助金へ、一件当たり上限額へ3万円の上乗せ交付を行うため210万円を増額したところでございます。

さらに、今冬の豪雪により町民の方々には大変なご苦労があったものと存じますが、町道除排雪等に万全を期しているものの、間口や敷地内につきましては、個々の小型除雪機等

により対応いただいておりますことから、最上管内の実施団体を参考とし、小型除雪機等を購入する際に、一台あたり10万円を上限に助成するための除雪機械購入費補助金といたしまして200万円を増額したものでございます。

環境マネジメント対策といたしましては、令和4年度中にゼロカーボンシティ宣言を実施する予定であり、2050年の地域脱炭素実現に向けた再生エネルギー導入計画を策定するための業務委託料1,100万円を増額したところでございます。

最後に、教学課関係では、4月5日に有限会社星川建装 代表取締役 星川昭男氏から10万円のご寄附をいただきましたので、ご本人の意向に沿い金山町育英会基金に繰出金として支出し、育英基金で活用を図って参りたいと考えております。

また、同日、星川建設株式会社 代表取締役 星川広喜氏から、200万円のご寄附をいただきましたので、ご本人の意向に沿い金山小学校の校旗更新や教材購入費として支出し、統合となった金山小学校の学力向上や学校環境整備を図って参りたいと考えております。

新庄南高等学校金山校魅力化推進事業につきましては、これまで会計年度任用職員として魅力化コーディネーターを配置して参りましたが、全体の会計年度任用職員の配置等を考慮し、同コーディネーターにつきましては業務委託といたしましたことから、週2日勤務に伴う委託料131万2千円、地域連携協議会の運営費6万円をそれぞれ増額したところでございます。

また、4月から新しい体制でのスクールバス運行を実施しておりますが、乗車密度や運行時間に若干の支障が生じ、関係課で調整を行い、快適で安全な運行を図るためバス運行車両を増車することといたしましたので、3月までの車両借上料300万円を増額したところでございます。

さらに、中央公民館機能を農村環境改善センターへ9月上旬を目途に移転できるよう準備を進めており、運搬業務等の委託料94万6千円、電話回線及び電話機器整備費126万2千円をそれぞれ増額したところでございます。

以上が一般会計の補正予算内容となりますが、財源につきましては、国庫支出金、雑入を減額する一方、使用料、県支出金、寄付金、繰越金を増額して調整させていただきました。

続きまして、議第47号 令和4年度金山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、直営診療施設勘定予算の補正で、歳入歳出予算の総額から532万3千円を減額し、総額を2億2,597万7千円といたすものでございます。

内容は、令和4年4月1日付け及び5月1日付け人事異動及び会計年度任用職員人件費で532万3千円を減額したほか、歳入では新型コロナワクチン接種受託料395万8千円を増額する一方、一般会計繰入金928万1千円を減額調整しております。

次に、議第48号 令和4年度金山町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入債歳出の総額に57万2千円を追加し、総額を9億2,567万2千円とするものでございます。

その内容は、人件費及び会計年度任用職員人件費22万1千円及び介護報酬改定等システム改修費を増額したところでございます。

財源につきましては、国庫支出金及び一般会計繰入金を増額して調整しております。

続きまして、議第49号 令和4年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、人事異動による職員人件費209万5千円を減額するもので、補正後の予算総額は6千860万5千円となります。財源は一般会計繰入金を充当して調整させていただきました。

次に 議第50号 令和4年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出の総額から78万6千円を減額し、総額を1億6,291万4千円とするものでございます。

内容につきましては、明安処理施設において処理槽の内面補修が不要となったため工事請負費78万6千円を減額するものであります。

財源につきましては、国庫支出金678万6千円を減額し、町債600万円を増額して調

整させていただきました。

次に、議第51号 令和4年度金山町水道事業会計補正予算(第1号)について でございますが、20万5千円を減額し収益的収支及び支出総額を1億9千489万5千円とするものであります。

収入につきましては、国の高料金対策基準額の変更により一般会計補助金68万9千円を増額し水道使用料89万4千円を減額して調整し、支出につきましては人件費及び会計年度任用職員人件費で20万5千円を減額するものでございます。

続きまして、議第52号 金山町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、一般会計補正予算(第3号)の説明でもふれさせていただいたとおり、中央公民館機能を農村環境改善センターへ移転することに伴って所在地を変更するものでございます。

また、議第53号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例に制定につきましても、中央公民館移転に伴う対応といたしまして、現施設の使用料記載部分を削除するものでございます。

最後に、議第54号 権利の放棄について でございますが、水道料金に係る債権の一部で、債務者本人が死亡しているなど回収が困難な、個人55、法人9、金額にして合計5,680,849円について、権利を放棄するものであります。

以上、9件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

矢口議長 ありがとうございました。

日程第9 提出議案の説明

次に、日程第9「提出議案の説明」を求めます。

総務課長。

丹敏雅総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

診療所事務長。

三上裕一診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

健康福祉課長。

正野学健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

総務課長。

丹敏雅総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

以上です。よろしくお願ひ致します。

矢口議長

ありがとうございました。

次に休会についてお諮りします。

明日7日は、議会活性化・財政健全化・ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会、総務文教・産業厚生・広報の各常任委員会が開催されるため、8日は議案審議のため本会議

を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、7日と8日は本会議を休会とすることに決定しました。

これで、本日の会議は、全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

どうもご苦労さまでした。

(16時22分)

令和4年6月 9日（木曜日）

令和4年6月金山町議会定例会 会議録
（第4日目）

令和4年6月金山町議会定例会 会議録

令和4年 6月 9日
午前10時 開会

1. 応召議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 応召議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 2番 中村 忠行 議員 3番 大場 洋介 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	総務主幹	欠席

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤山一栄

8. 議事日程

- 日程第1 議案審議
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議員派遣の件

- 追加日程第1 町長提出議案の追加上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 提出議案の説明
- 追加日程第4 議案審議
- 追加日程第5 議員提出議案の追加上程
- 追加日程第6 趣旨説明
- 追加日程第7 議案審議
- 追加日程第8 閉会

(第2号)

令和 3年 6月9日

午後 13時13分

矢口 政一議長

みなさん、お疲れ様でございます。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

日程第1「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、議第46号から51号までの6件、議第52号から議第53号の2件、議第54号の1件、とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を、議第46号から51号までの6件、議第52号から議第53号の2件、議第54号の1件に分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第46号から51号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

栗田議員。

栗田議員

はい。1番栗田です。私からは、議第46号、一般会計補正予算の説明する34ページ。10款教育費の中の、スクールバス運行費について、またそれに関連した質問をさせていただきます。

それに先立ちまして昨日ですね、金山小学校に有屋小学校明安小学校が統合してから、2ヶ月あまりになりますが、両常任委員会で視察をさせていただきました。ちょうど昼休みの時間で、授業の様子は残念ながら見られませんでした。その中で、同級生そして下級生と上級生が一緒になって、仲良く遊んでいる姿を見まして、統合のなんていいですか正解であったなというような思いで、安心してきたところでもあります。

それでは質問に移らせていただきます。

この件について町長の提案説明では、統合に伴い4月から、新しい体制でスクールバス運行を実行しているが乗車密度や、運行時間に若干の支障が生じたことから、関係課で調整を行い、快適で安全な運行を図るために3月まで、バス車両を増車するという事でこの金額が300万円は車両の借上料という統合に向けては万全の体制で移行したわけだと思えますが、この経緯についてもう少し詳しい説明をお聞きしたいと思います。それから来年度もまた、車両の借り上げなのか、それとも新しく購入になるか。まずその辺についてひとつお答えをお願いします。

矢口議長 松澤教学課長。

教学課長

はい。ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。スクールバスにおきましては、昨年度の7月からですね、小学校統合に伴うスクールバスのあり方につきまして、関係課であります町民税務課、総合政策課、バスの運転手さん、教育委員会とあと町長も含めて会議を重ねて検討をしてきたところでございます。

統合に向けて明安線が新たに追加するという事で、今年度新たにバスを1台増便しまして、5台体制で今年度運行となっております。

合わせまして、この統合を期に中学生につきましても無料で乗車できるように、検討を行ってきて今年度から実施をしているところでございます。また準備段階におきましては、中学生が一体どのぐらいバス利用するそれを把握するために、アンケート調査なども実施

をして参ったところです。

それで路線や時刻表をですね、決定するに当たりましては、大前提としてその 5 台のバスで、路線バスと、金山の場合スクールバスと、混乗型になっておりますので小学校と新たに加えた中学生また、一般の含むお客さんも含めて対応できるように、熟慮を重ねて検討を行ってきたところでございます。

普段、バスの運行していただいております運転士さん方や小中学校の先生あと区長さんにも意見をいただきまして、最終的には、保護者説明会も開催し、今年度の新しいバスダイヤを決定したところでございます。そういった形で、万全ということを想定して 4 月スタートしたところですが、やはり、実際運行スタートしてみると想定通りにはいかないという部分が、実際出てきております。

例えばですね、朝の便ですけれどもまだ小学生が乗り降りに慣れていないという部分もあると思うんですけれどもある線では、5分から10分の遅れが発生したところもございます。また、これも朝の便ですけれどもある地域では、ある路線ではバスが、満席状態となっていた便もございます。もう一つは例えば、帰りのバスにつきましては、1度にその5台のバスで1度に全部帰すことができないということでピストン輸送となっております。その間、ピストンで最初に帰れた人はいいいんですけれども、そのピストンで2回目になった子供たちについては、20分から30分近く待たなければいけないと、ということが生じておりました。

その点につきまして、児童本人や保護者からも改善の要求が出されていたところでございます。

それらの状況を受けまして早急に解決が必要だと判断しまして、4月の年度当初から関係課とこちら町長も含めまして検討を行ってきたところでございます。

そこで、まずできるところから改善していこうということになりまして、先ほど申し上げましたうちの運行の遅れという部分と、満席状況になっているという部分については、5

月の連休明けまでに解消しております。

ただ、もう一つの課題であるピストン輸送に関しては、現状の体制ではなかなか解決ができないということで今回、そのバスの借上料としまして 300 万円、マイクロバス 1 台を増便するというので借上料を計上させていただいたところです。

この中身ですけれども、基本的には、町で所有しております。総務課バスが、路線バスの他に 1 台ございます。そちらのバスの使用を考えておるんですが、その総務課バスにつきましては、今ある 5 台の路線バスの車検、車検は毎年ありますのでその車検時の代替バスとして使用したり、総務課バス自体での運行も年にかなりの回数あります。

そういったところで、総務課バスが使えない時の分として、民間事業所にバスを借り上げをお願いするというので、今回の補正の計上になっております。現時点では、一応 3 月までの 115 日間、総務課バスが使えない 115 日間ということで、想定をしているところでございます。そういった中ではございますが、スクールバスにつきましては、いろいろ課題ございますので、そういった課題に向けて合わせまして冬季間になると、またちょっとバスの運行が道路狭くなったりの関係で時間遅れたりする場合がありますので、そういった時刻表の改正の準備を進めているところでございますので時間ですとか、ルートを変更することによって、現在の 5 台体制で上手く運行できないかということで、検討をしているところでございます。

そこで上手くルートが検討できれば、今回の補正に計上させていただいた部分は、今年度ですとか新たに時刻表改定するまでで、大丈夫なのかなというふうにも考えております。

以上です。

矢口議長 栗田議員。

栗田議員

はい。大変詳しい説明ありがとうございました。そうすると、車両の購入新しい購入はないというところでございますね。はい。

それでは関連してでございますが、現在スクールバスでの登校は、役場で降りて、学校に向かっております。下校時におきましては、現在、中央公民館がスクールバスの待機場所になっているわけでございます。中央公民館は、9月に農村改善センターに移転となります。

子供たちの安全を考えた場合、現在は、公民館の職員の見えるところで、安心してバスを待っているわけですが、中央公民館の移転後の待合場所を含め、また子供たちの安全面も含めてどのような考えをしているか、お聞きしたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

では、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。結論を先に申し上げますと、現在検討している最中でございます。おっしゃいます通り、現在朝は、役場前でバスを降りております。帰りにつきましては、すべての小学生は、中央公民館でバスを乗っている状況でございます。いくつか候補地を現在考えておるんですけども、いずれの場所につきましても、それぞれ課題がございまして、そういったこともあつて決定には、現時点で決定には至っていないのが現状でございます。

どの場所を選定するにしましても、例えば、見守り隊の方ですとか、また或いは職員ですとか、必ず人をつける必要があるのではないかなということで事務局の方では考えているところです。児童にとってより安全で、利便性の高い場所が選定できますように、早急に検討して参りたいと思っているところですので、よろしく願いいたします。

矢口議長 栗田議員。

栗田議員

はい。まだ検討中ということでございますので是非ですね、本当に子供たちの安心して安全なスクールバス運行ができるようにぜひ、万全の体制を考えていただきたいと思えます。

またこれ、ちょっとお願いになるわけですが、子供たちが本見たり、遊んだりしていてですね、現在バスに乗り遅れて学校に戻るといようなケースがあると聞いております。

その辺、運転手さんに乗ってる子供たちもいるわけですから、みんな揃いましたかというぐらいの声掛けが必要ではないかと思えますので、その辺もお願いをいたしまして一つよろしく申し上げます。終わります。

矢口議長 他に。大場議員。

大場議員

はい。3番大場でございます。私からは、一般会計補正予算になります。ページでいいますと、32、33ページの8款、2項、3目になります。

除雪体制の強化ということで、除雪費購入補助金についてお聞きしたいと思います。昨日一昨日の常任委員会の産業厚生資料を見させていただきました。また議会運営委員会で開かれました総務課長からの説明もお聞きし私からは何点か、質問したいと思います。説明によりますと、やはり今年の冬は雪が多く、また間口の除雪の方も多く難儀された町民の方々がいらっしまったようです。

それに引き換え、それとともに、個々の除雪機械などの対応によっていただいたことから、最上管内の実施団体、同規模団体、等を参考して、除雪機購入をするということを決めているようです。また、1台当たり10万円上限に助成するという事で補助金の増額をしているようですが、もう少し詳細並びに対象者の基準、また、説明では個人ということでありましたけども、個人でも協力された方等のその要綱の基準にも入っているのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

矢口議長 佐藤環境整備課長。

環境整備課長

はい。ただいまの大場議員からの質問にお答えさせていただきます。

この度、計画しております除雪機購入の補助金ですが、実際に既にこの補助事業を行って

いる自治体の例を参考にさせていただきながら、まずは対象機械等を選定させていただきました。

他の自治体であれば、家庭用の小型除雪機や農業機械用の除雪用アタッチメント等を指定されているわけですが、除雪機に関しましては様々な種類がございますので、当町の対象といたしましては、除雪機械等をすべてを対象にさせていただきたいと考えております。

また、一般的に機器の償却期間というのは、7年間となっていると思いますのでその期間、必ず保有期間とするような内容が他の自治体ではございますが、そういう設定もしない予定でございます。

また購入先の業者といたしましては、町内の業者で扱える業者も限られておりますので、この業者に関しましても設定はせず、すべての購入先からというふうにさせていただきますが、あくまでも法人商店からの購入ということで、個人売買は考えておりません。また、補助対象を個人とさせていただきましたが、そして、この度は補正予算 200 万円 10 万円を上限ということで、20 件を想定しているわけですが、新しい事業となりますので、正直どの程度の申請があるかわからないために、管内の自治体を参考に 20 件 200 万円というように設定させていただきました。

また今年度からいきいき雪国やまがた推進交付金の変更点の中で、この家庭用除雪機に対する助成を受けられることにもなりますのでこの度新たにこの事業の計画をさせていただいたものでございます。まずは、以上でございます。

矢口議長 大場議員。

大場議員

はい。説明ありがとうございます。やはり個人、個々のそういった除雪機を買う上で少なからず助成されることは大変いいことかと思えます。しかしながら、他の自治体といたしますか同規模の自治体といたしますか、舟形の除雪機事業の補助金要綱をちょっと見ました

ところ、補助対象者ということで、すべての条件を満たすものとして、ここに書かれていますけども、町内に居住を有するもの、また、町税及び、上下水道料金に滞納がない世帯、過去に除雪機械を購入補助を受けていない世代世帯すべてに該当しないと、こういった補助の対象にならないという要綱となっております。

町においても、そういった要綱などが今、今現在示される計画されている中での内容となっていればいいんですけども、こういったそういった対象者の要項、条件つきみたいなものがあれば、お聞きしたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

ただいま大場議員からは、舟形町の例をご紹介いただきましたが、当町といたしましても、補助対象者は、町内に住所を有する者と考えております。

ただし、世帯分離をした上で、同じ家屋に住まれている場合は、どちらか一方の世帯とさせていただきます。予定でございます。

また、この助成を受けられるのは 1 回限りということで、今後一度受けて、助成を受けた場合は補助を受けられないというふうに設定させていただきます。

また、先ほど申し上げましたけども、補助対象の要件といたしましては、除雪機に関するすべてのものとしまして年度を、期間といたしますので、あくまでもその年度の 3 月 31 日までに納品された場合ということでさせていただきます。

ただし、今年度に限りまして、除雪機等申し込みしてから納品されるまで時間を要することが予想されますので、4 月 1 日から見積もり申し込み契約等をされた場合には、申請を受け付けることにしております。

また交付金の状況でございますがこちらの方は、特に設定をしておりますませんが、申請をした場合に、未納が確認されるような場合はその都度、交渉させていただくような形で対応をさせていただく予定でございます。以上でございます。

矢口議長 大場議員。

大場議員

はい。説明ありがとうございます。先ほど、対象者におかれましても、町内に住所を所有する者世帯ということでもありました。

除雪機購入の今まで過去に、除雪機控除を受けてないものということで最後の公金等の滞納がない方の条件はそういった申請された場合にそういった時に、対象となるかならないかっていうのを審査するのであれば、もう最初からその対象者の条件として、もう明記されていた方が除雪控除を受ける方々も、スムーズにじゃないですけどもまた、この申請が通らなかったってということのないように心がけるような気持ちとなるかと思っておりますので、そっちの方を十分に明記した上で、対象者の基準を選定させていただければなと思っております。

また、ここには新車、中古の場合と違って書いてないようなんですけども新車、中古車問わずということで、なっているようなので先ほど言いました個別の案件、個別での売買はないということだったのでこちらの方は安心しております。先ほど言いましたように、条件要綱をもう少し厳重にさせていただいて、最初から今回 1 回目最初なんですけども、最初のその基準を緩くしてしまうと、今度、今後の申請される方への情報も曖昧にならないような形になるかと思っておりますので、やはり厳重な審査と、対象者の方を舟形町さんのような規模でやられてはいかがでしょうかということをご提案いたしまして、質問を終わりたいと思っております。

矢口議長 町長。

町長

はい。ご意見もいただきましてありがとうございます。公金の未納関係については、再度、そういう取り扱いをどうするか、要綱最終決定する段階で、ちょっと改めて考えたいと思っております。もちろんその補助は様々ありますがその中で、公金に未納がないことって

うものを課してる部分と、科してないそういった補助制度もありますので、今回新たに作る制度ですから再度そこは吟味してちょっと検討したいと思います。

若干申し上げたいのが今回このような、除雪機械の購入補助という形で打ち出させてもらったというのは、この前の町まちづくり緊急アンケートをいたしましたの中で、自由記述として、やはりこの冬の過ごし方というかそれについて、やはり厳しくて、ここにいるのは難しいというような表現とか、或いは除雪をもっとしっかりしてくださいとか、或いは、1回自分の家のところに雪をよく置いていくことがよくあるとか。それぞれ個別、個別でやっぱり全部が一律に町の町道の除雪としてはかなり自信をもって整備しているつもりではありますけれども、やはり住宅事情ということも当然それぞれあります。

そうしますと、流雪溝的なものが近くにあるところは、本当に町の除雪ありがたいというぐらいの気持ちで、思ってくれる方が大半だと思いますがそれがやはり除雪は町道はしてくれるけれども、捨て場所がやっぱりないと、いうところの方も結構いらっしゃるようです。

そうすると冬のこの状態だと、お年寄りなんかはもうその対応は難しいとか、或いは若い人の意見だと、私の今は上の代の人がやってくれてるけど自分の時は、そういうことはしたくないとか、そう言った、自由記述ですから、思うところを存分に書いてくれてるんですが、そんなことを考えると、やはりその町道の除雪ということで、除雪体制でできるはやっぱり当然限界があります。

そうした場合に、自分ところをよりきめ細かくするには、やはり自宅で除雪機械を購入するとか、実際そういう方も結構いらっしゃると思います。自前でもちろん購入して、それでそういうことに対応してる人もいっぱいいると思いますが、なかなかそこまで踏ん切りつかないというか、今まで踏ん切りつかなくて、自分でそのスノーダンプを中心だと思えますが、何とかやってきた。

ただそれが、なかなか今年ぐらいの雪だと大変だとか、或いは年齢的にもう大変になって

きたとか、そういったことなんかも様々、人によっては本当に要件があると思いますが、その中で少しでも、何て言いますか除雪機械を購入するきっかけにはこの度の補助制度によって、きっかけづくりには十分なるのではないかと。

そうして、全部 100%カバーできるわけではありませんで、そのカバーできないところはそういった、自助といいますか、そこを自助のために、少しでも支援できるものがないかということで今回このような制度を考えたところですので、そういう流れで考えた制度であります、いざ、この制度やってみてどれぐらいの申請ケースあるかもちょっとわかりませんが、そういった冬の生活っていうのが一番大変だということは、今年の冬を過ごしてみて改めてそんな感じた人がまた結構いらっしやると、そういう声が寄せられたことを、鑑みての制度だということも一応ご承知おきいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

矢口議長 大場議員。

大場議員

ありがとうございます。丁寧な説明いただきありがとうございます。やはり冬に来る、また例年、こういった大雪になる可能性もありますので、そういった方々の助成への補助金にされる方は、大いに結構ですのでそっちの事業の方を、皆さんから好評をえられるような事業となりますようご期待しております。以上です。

矢口議長 他に。星川議員。

星川議員

はい、8番星川です。議第46号金山町一般会計補正予算35ページの10款教育費、2項の、金山校魅力化コーディネーター活動業務委託料で出ています、今年度から専門に魅力化のコーディネーターを配置したということで、魅力化については広報で少しお知らせいただきまして、町民の方でも少し話題になってるんですけども、この進捗状況と、あと、週に2日の勤務というふうに伺ってるんですが、具体的にどのように動いているのか、今

のところお願いいたします。

矢口議長 教育長。

教育長

金山校魅力かコーディネーター昨年度から配置しまして、昨年度の場合は、教育指導主幹に兼務をしていただいております。

ただ、今年度小学校も統合になり1校になるということで、今までの教育指導員2人体制から1人体制にっていうふうなこともございまして、三上教育指導主幹の方に、教育指導員の方は降りていただいて、魅力化コーディネーターの立場での仕事のみを委託するっていうふうな形で、週2日の勤務っていうふうなことで、今年度は、動いていただいております。

特に今年ですけども昨年度から継続しております。地域探究クラブの方の活動、さらに盛り上げていきたいということで、昨年度は1年生と2年生で8名ですか。

このクラブ員で活動を行っていたんですが、コロナ禍もあってなかなか計画通りいかないところあったんですが、今年度、新入生15名のうち7名の方、生徒が加わってくれて、合計17名というようなことで活動、が始まっているっていうふうに聞いております。

合わせまして、県外生募集っていうふうなことで動き出してございまして、それに向けて一番、肝になるところはやはり、住環境の整備というようなことになってきますので、広報の中でも下宿先、受け入れてくださるところありませんかというふうなことで、掲載させていただきましたけども、その辺のところを、コミュニティスクールディレクターと一緒に、現在、何とかできないかなというふうなことで、動いてございまして、なかなかやっぱり下宿、個人の家庭で下宿生っていうふうな形で置くことがやっぱり、なかなかハードルが高いようでして、これ1日3食で毎日というようなことになると、なかなか、ハードルが高くちょっと難しいような状況があるようでして、今のところなんとか町の住宅、官舎空いているところを活用して、それにハウスキーパーみたいな形で賄いと夜間

の管理っていうか、その辺を交代制などにしながらできないかなというようなことで現在ちょっと動いてるところがございます。

何とか五名くらいの受入体制とれないかなあというところで動いているところがございます。あと今後に向けて、昨年度の魅力化の会議の中でも、発信の部分もっと必要なんじゃないかっていうようなことも、委員の方々からも出されていまして、金山校の方のホームページも、大きく変えていったりですとか、この魅力化の取り組みについても、どんどん発信できるようにということでも、現在動いてるところがございます。

矢口議長 星川議員。

星川議員

はい、ありがとうございます。魅力化この事業を成功して、本当に県外から来てくれるようなことがあれば、本当に嬉しいと思うんですが、魅力化の仕事は私たちも見守っていきたいと思うんですが、もう一つ、今年度から配置、配置いたしました、CS ディレクターこれもCS ディレクターこれ日本語でどう、どういうのがわからないんですが、どういうふうな仕事をしてるのか、ちょっとお聞かせください。

矢口議長 教育長。

教育長

はい。CS ディレクター、コミュニティスクールディレクターというようなことで、名称そのものは、小国町のやつを参考にさせていただいて配置してるんですが、中身としましては、学校運営協議会というふうなものを立ち上げるんですけども、以前は、学校評議委員というようなことで、それぞれの学校で評議委員の方から、学校運営のあり方についてご意見をいただいて、それを、参考意見として校長が学校経営運営に当たるっていうふうな体制だったんですけども、このたびの学校運営協議会と申しますのは、校長が示す学校経営の方針、それから運営計画みたいなところを学校運営協議会の中に示しまして、それについて、委員の方々がいる、意見を述べると。で、その校長の方針に対して、これ

はおかしいんじゃないかっていうようなことで、委員の方々から修正を求められたとすると、それに応じなければならないというふうな仕組みになります。

その校長によってそれぞれの方針がそれぞれあるので、今までのものとあまりに違って、これではちょっとうまくないのではないかなあていうふうなことになるれば、校長に対してその修正を求めるといような、ちょっと学校評議委員よりも、もっとこうレベルが上がってくっていますか。そういうふうな形で、結局は町の、学校教育方針、町の教育方針、継続性というものについて、より関与していくっていうか、そういうふうな体制になってきます。

そのかなめとして、コミュニティスクールディレクターというふうな形で、事務局長的な立場で仕事をしていただくんですが、その為にはやっぱり学校のことがわかっている、行政のこともわかって、そして何より地域の、とについて詳しいというふうな、学校と地域をまず結ぶ

役割というふうなこと、ちょうど、昨年度までの佐藤教育課長が適任ではないかなというふうなことで、今年度CSディレクターというふうなことで、週3日というふうな形ですけども、勤務していただいて、本格的にはこれから、今月末に設立総会という形になりますので、動いていただきますが、学校での例えば、総合学習あたりでこういう人材がいないだろうかなというときに、今までですとか学校単独でこう誰かないだろうかなって探してこう動いてたところを、CSディレクターを通して、こういう人がいるからCSディレクターから、連絡を取って学校につなげていくとか、そういうふうな形でよりこう教育活動が充実していくと学校の方にとっても負担軽減になるし中身が充実していくというふうな形になりますので、そのようなところで、まずはCSディレクターに活躍していただくというふうに考えております。

議長 星川議員。

星川議員

はい。ありがとうございます。私この内容ねよくわからない。ただのそのネーミングが、ちょっと複雑な名前だなというふうなことで中身聞いてみたんですが、そのような、そのCS ディレクターのその方が悪いって言うてんじゃないんですよ。ただそういう仕事、臨時的に今回新しくしたので、臨時的にね、今年だけ置いたのかなという感じしたんです、統合したので、それが何かやっぱり、永続的に必要なポジションではないかなというふうに、今私受け取ったもんですからこれからもずっとそのポジションを置くようでしたらやはり、正職員として、それが必ず必要なポジションであれば、おいた方がいいんじゃないかなというふうに今伺って、感じたんですが、これ今年だけじゃなくて、ずっと、臨時がそういう仕事を賄うという、いうふうな方針なんでしょうか。

矢口議長 教育長。

教育長

当面はっていうふうなことでは考えてますけども、さっきのスクールバスと同じように、実際に動き出してみても、この仕事はどれぐらいまでに広がっていくのかっていうふうなところ、まだあくまで机上プランでしかありませんので、先ほどの小国町ですとか他のところも参考させていただきながら計画をしているところですので、今後状況を見ながらそこは、町長はじめ関係、ちょっと相談しながら今後ことについてはまずは、考えていく必要があるかなと思いますが、現在の中でまずこれで、やってみようというふうなことでスタートするところでございます。

矢口議長 いいですか。他に、寒河江議員。

寒河江議員

7番寒河江でございます。私からは、一般会計補正予算第3号についてお伺いします。12ページ13ページになりますけども、歳入で14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目で衛生費国庫補助金、ということで、地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業補助金ということで、国から750万円いただいております。

そしてまた、支出の方で、26、27 ページでは、衛生費ということで、委託料ということで先ほど言いました地域脱炭素実現に向けた再生エネ再エネ導入のための、計画策定業務委託料ということで、町でも 350 万を出して、1100 万円の委託料ということで、予算がなっております。

一般質問でも、柴田議員も質問してしまいましたが、大変いいことだと思うんですけども、そのこの事業のですね、目的とといいますか、内容にもありますけども、実施計画とありますけども、その目的とですね、その業者の選定はどのような方法で行うのか。

そしてまた、この策定後の町としてのどのような町づくりというか、この脱炭素に向けた計画があるのかお聞きしたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

はい。ただいまの寒河江議員からのまず 1 点目のご質問事業の目的と、業者の選定についてでございますが、柴田議員からの一般質問の回答にも若干触れさせていただきましたが、今回この事業を使って、現在持っております町の事務事業編でございます地球温暖化対策実行計画の事務事業編これに合わせまして、同じく実行計画の町内の全域の状況を把握して計画をいたします区域施策編を統合して一体的に策定した上で、金山町の地球温暖化対策の総合的な計画として位置づけるということを目的にするものでございます。

業者の選定に関しましては、事務事業を策定した際にも、公募型のプロポーザルで選定させていただいたわけでございますが、基本的には今回も公募型のプロポーザルで行いたいと思いますが、併せまして指名競争入札も視野に入れながら、進めて参りたいと思っております。

策定後の計画になるわけですが、2 点目の策定後の計画ということになるわけですが、この今回、採択を受けてこの計画を策定する際に、どのような内容を盛り込むかということになると思います。

当然、このたびは、町内全域の状況を把握するわけでございますので、町内の自然、経済、社会的な条件を整理した上で、まずは町内のエネルギー需要量や、CO2の排出量を把握する必要がございます。その上で、将来のそのCO2排出量の推計や、削減目標の検討、そして、将来の排出量の推計などを踏まえまして、将来ビジョンを検討し、また、再生可能エネルギー等、町におけるふさわしいようなものは何かというようなことを含めまして、再エネ導入の目標及び目標量の検討をするということになります。

その上で、一般質問の回答でもお答えさせていただきましたが、将来に向けた金山町におけるゼロカーボンに向けた推進計画というふうな位置付けでただいま検討している状況でございます。以上でございます。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

はい。課長の方から、実行計画を作ることによってですね、町長もその時の一般質問でも答えておりますけれども、ゼロカーボンシティということで宣言をするという、今年度中にという話もありました。

作るのがいいと思うんですけども、結局、今までも様々な計画を立ててきたわけですが、温室ガスに関してもそうですよね、やってきたわけですけども、それが金山町にとって、どういう事業を持ってきて、どういう、補助金を使いながらこの町づくりをしていくとかってというのが、計画だと思うんですけども、そういう町づくりの目的を持ちながらそういう、事業するといいいんですけども、そのゼロカーボンを宣言しないと、国からの補助がないとか、であれば、やはり作る必要もあると思うんですけども、この計画がなければ、町としての計画のなければ、これを推進する必要もないと思います。そしてまた、このメリットですね作ることによってのメリットということですね。

あと、選定方法ですけども、プロポーザルということでもございました。その選定方法についても、今までのそういう木質バイオマスとか様々なあれで、大学の先生方がずっと作

ってきたわけですが、その選定方法を公募型ですといたしますけども、なかなか難しい面もあると思います。

多分、大学の先生かなと思いつつながら、プロポーザルっていうのは、提案者を選定するって、評価するっていうことなんで、実績がないとできないということもあると思います。コンペ方式だとやっぱり、金山にあったものを提案するというのが、提案の中身を審査するということがありますので、その辺も含めてですね、町として、これからただ、指名入札とかなんかちょっと言いましたけれども、やっぱりそういう、どういう方法でプロポーザルならプロポーザルでいいんですけども、その私たちにも、どういう方々がこの手を上げてきたのか、1人だったら何も意味ないと思うので、そういう複数の方々が金山町を思っこの提案していただければ、大変いいことだと思うので、是非、そういう方向でですね、お願いしたいと思っております。

このプロポーザルに関しても、是非、1人じゃなくて、そういう形に複数でなければならぬということもないと思うんですけども、上げるような努力をお願いしたいんですけども、どうですか。そこらへんに対して。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

はい。当然、公募型のプロポーザル方式を行うに当たりまして、複数の方々のお考えを、伺うというのが一番の策だと思います。

事務事業編を策定した際の参加業者も5社というふうに認識しておりますので、少なくともその際に参加された業者の方には直接でもまず声がけをさせていただいて、様々な提案の中から、最良の策ということで、こちらの方も考えさせていただきたいと思っております。

またこの計画を策定した上でのメリットでございますけども、様々な環境省の補助事業を、申請するに当たりまして、この計画が必要になる場合が多々ございますのでそちらの事業に手を上げる場合の一つの条件ということになります。回答させていただきます。以

上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

今、選定についても 5 社ぐらいであるということで、どういうものを選ぶか、誰が選ぶかっていうのはあります。

やっぱりどういうものがあつたのかなというのが私たちも興味あるところなので、是非です、いい提案型を選んでいただいて、いただければと思います。質問を終わります。

矢口議長 他に、質疑ありませんか。早坂議員。

早坂議員

9 番、早坂であります。議第 46 号令和 4 年度金山町一般会計補正第 3 号について、ちょっとお聞きしたいです。

町長の提案理由です。火葬場、その管理として受賞されたというふうな提案があつてです、すね。

それでちょっとお金がかかるというようなことでもありますけども、これ、応募は町がしたのか、それとも本人がしたのかそれまずお聞きしたいです。

そして、この受賞したということによって、いろいろ管理上なんか、要するに 25 年たつての受賞でありますので今後とも、今現在のそのものを継続すれば駄目なるっていうのは、謳い文句などがあるか、ないかその辺をお聞きしたいと思います。お願いします。

矢口議長 柴田町民税務課長。

町民税務課長

早坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず応募は、町がしたのかということでございますけれども、この応募資格につきましては、この応募要領を見ますと建築の建築主ですとか設計者というようなことになっておりまして、この度は、設計をされました益子先生の方で応募をしたものでございます。

なお、この日本建築家協会と言いますのが国内唯一の建築家の団体ということで、約 5000 名の建築家から成るものなんですけれども、そういったところで行っているということで、益子先生の方で応募されたものでございます。

今後、この部分というところでございますけれども、まず建築から 25 年経過したものを対象の表彰ということなんですけれども、一般的な表彰が建築された際に、表彰というのが多いかと思うんですけれども、これについては 25 年間のその建築物の、価値ということで、やはりそういった点で、非常に重みがあるというふうに感じて、そういったものだと思っております。

受賞の理由としましても、金山杉の産地だということですか、金山杉を使った金山住宅等の町づくり、そういったものを行う中で町を象徴するような杉の森に囲まれた火葬場というそういった中で、町民として慣れ親しんだ、そういった杉に、杉の森に囲まれて最後見送られるという、そういったささやかですけれども町民にとってかけがえのない施設だということで、表彰を受けたものでございまして、こちらとしましてもその建築家協会という大変由緒ある団体からそのような評価を得たということで、非常に誇りに感じているところでございますので、建築物火葬場を今後も大切にしてくださいね使っていききたいというふうに管理等きちんとしながら使っていききたいというふうに考えておるところです。以上です。

矢口議長 早坂議員。

早坂議員

なかなか、火葬場、受賞されないというケースは、恐らくは全国たってもあまりないんじゃないかなというふうな感じが受けておりますけれども、実際ですね、今課長おっしゃったように、杉材の丸太の柱ですね、そして作られていて、森と一体感で杉なんかありますので一体感で、金山町で暮らす人が、親しい人と最後の別れを果たす際に忘れぬ思い出としての場所になるだろうというふうなことで、そしてですね 25 年以上経っても、ほとんど

木は伸びているけれども、建物そのものがもう新しいような感じだというふうな評価があるようでもありますけども、実際非常にね、このまま、大事な火葬場でありますので、長く継続していただきたいと思っておりますけども、当然ながらですね当時は木が、まだ大きくなかったというような、ことありますんで、今現在かなり伸びております。それによってですね、杉から出る渋といいますかな、それによって、屋根とか建物が痛むというケースがかなりあります。そうしたその管理についてのこのなんて言う、杉の中、林の中にあるというその中に火葬場があるという、非常に珍しい建物の状況であります。そうした場合にその管理について、ちょっと、苦勞している面がないのか。意外と渋は屋根をやっつけますので、或いは建物の外壁などのちょっといじくりまわしますので、なかなか長くていうか、補修しないで長く、存続するのは大変な状況であります。

そうした苦勞はないのかという事をお聞きしたいと思います。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

今、管理、維持管理の苦勞がないのかということでございますけれども、そうですね、今早坂議員がおっしゃいましたように、林に囲まれているというようなこともありまして、様々やっぱりこう、早坂議員がおっしゃったようなこともあるかと思われまして。

ですので、こちらもそういった点もですねちょっと注視ながら、ちょっと今後も点検を、適切に行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

矢口議長 早坂議員。

早坂議員

最後になりますけども、個人的に設計者が応募したというふうな話でありますけども、応募する前に当然ながら町の方に、「出すよ」というような連絡そのものは、あつての受賞なのかをそれをお聞きして終わりたいと思います。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

益子先生の方からは、このような賞があるということでちょっと応募したいというようなお話がございます、実際益子先生もこちらの方にこられて、応募のための写真撮影も含めまして、実際こちらの方で来ていただきまして、私の方も立ち会いをさせていただきまして、様々なお話等もさせていただいたところです。

そのあとに、また審査ということで、これは建築家協会の審査員の大学の先生等ですけどもその方と一緒に益子先生、またそのあとも来られまして、町民税務課としても立ち会いをさせていただきまして、その際には町の方からも現在の使い方ですとか、町民の方に、どのように使っていただいているかというのを、ご説明をさせていただいたということで、そういった形で益子先生といろいろやりとりさせていただきながら、応募をしていただいたということがございます。以上です。

矢口議長 町長。

町長

はい。やりとりについて今、町民税務課長の話の通りであります、今回、こういう受賞というか、それなりのやっぱり威厳のある建築家協会の賞ということで、やはり建っただけで、景観がどうのこうのとか、デザインとかそういったところのことと違って、25年経ってから、再度価値を認めていただいたということで、これこそ使いながら、使い方も当然あるわけですから、それらを総合して、良い評価をいただいたということで大変うれしく思ったところですが、あと、今回予算として7万9000円ほどのレリーフ記念陶板レリーフ代ということで計上させていただいておりますが、実際その受賞をすとなれば、こういったものも贈呈かと最初思ったんですが、これらについては、贈呈ではなくて、受賞記念は購入をしていただくか、後、結構ですということもあり得ることはあるんですが、先ほど来課長が申しあげました通り、25年このような使い方をしてそれを評価していただいたあとこれからも末永く使っていくと、それで25年賞をいただいた記念で、新聞

記事をそのままちょっと載せるだけということではなくて、やはり本来だったら贈呈でいただきたい気持ちは十分あったんですが、購入しなくちゃいけないというこの仕組みの中で手を挙げさせてもらいました。

今後の使い方もそういうことで、なんて言いますか使い方にも気をつけながら先ほど早坂議員からもありましたが、林の中でだとやはり痛む部分も正直、確かにあるというふうにも思いますし、そこら辺を管理を適正にやっていくと、というようなことを特にこれはやっていく必要があるなということも、そういうことに改めて思いをめぐらして、今回このような形で購入をさせていただくというようなことを思っている次第ですからよろしくお願ひしたいと思います。

矢口議長 他に質疑ありませんか。柴田議員。

柴田議員

はい。5番柴田清正でございます。令和4年度金山町一般会計補正予算の中から、32ページ33ページになりますが、8款土木費の、3項、冬期交通対策費、18節先ほどの、これ大場議員からいろいろ質問除雪機の購入の補助金のことについて説明を受けましたが、私からちょっと違う観点からお聞きしたいなと思いますが、町長からも、課長からもいろいろ説明あって町長からも、冬は大変だったと、いろいろな面で、この大雪を乗り越えるには、やっぱり除雪機など、それぞれの町の除雪車もいくわけですが、その辺は、こういっただけ補助金を出して、冬乗り越えていただきたいというふうな答弁もございましたが、この対象者の条件としてですね、もう一つ聞きたいんですが、たいがい、除雪機は持っていると思います。大小かかわらず持っていると思いますが、この補助金に対する条件の中に、その古いものを、新しいのをまたか買うわけですが、中古車を下取りとしてまた新しいものを買うといったことがほとんどあるんじゃないかなというようなことでありますが、その辺の条件を満たすのか、あと金額ですね、小さな除雪機でも今、やっぱり馬力によってこれ違うわけですが200万を有にします。高いのは300万円以上もしますけど

も、その辺、下取りをして新しいものを買った場合も、その条件に補助金の対象になるのかというふうなことを一つお聞きしたいなと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

はい。ただいま 2 点ご質問いただきました。中古の下取りを考慮に入れるのかということと、その金額ということですが、申請をいただくに当たりまして、契約した際の契約書に書かれている金額もしくは見積もりをいただいた時の金額ということで、こちらの方は一旦申請を受けさせていただきます。

その際に下取りする機器のものがあって、その購入金額から引かれているものが、明記されていればその際に判断をいたしますがこの事業上、下取りを考慮に入れるかということころまでは、決定の材料には入れておりませんので、あくまでも購入いただく除雪機の購入価格の四分の 1、もしくは 10 万円ということで、判断させていただく予定としております。以上です。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

今課長の答弁を聞きますと、下取りあるものは対象にならないと言え、そういうのはこういうことなんですか。先ほど言ったように、ほとんど機械は持っていると思うんです。それでも、何年か経って、さっき年数も言いましたけども、10 年ぐらい経ってまた古くなったので新しい機械を購入したいといった場合ですね。まず、たいがい、私もその 1 人なんですけど、大体 300 万ぐらいします。それと、前の持った機械は、例えば買うとすれば 50 万ぐらいで取ると。まず 250 万を新しい機械のために出す。そういうケースが多いと思うんですが、ただポンと新しい機械を買うだけが対象になると、あまり該当者はいなくなるんじゃないかなと思うんですが、その辺はならないというふうな理解でよろしいですか。もう 1 回聞きます。

矢口議長 環境整備課長

環境整備課長

下取りを考慮に入れないというふうに回答させていただきましたので、あくまでも購入する除雪機の価格ということで判断させていただきます。

柴田議員

はい。それだと課長おかしくないですから、新しい機械を買うのに、私のことを言っ
てんじゃないですよこれは誤解されると困るんですほとんど機械は持ってるんです。

新しく新たに、この新車を買うだけが該当するというふうになるわけですか。同じこと
を聞きますけども、そうするとあまり該当者がいなくなるような気がします。
その価格もあると思うのですがその辺、もう一度くどいようですがそれ確認させていた
だき、それはそれでしょうがないんですが。

環境整備課長

はい。あくまでも購入する除雪機の価格の見積もり契約ということで判断させていただきます。そこから下取り等を引いたものということではございませんので、あくまでも購入する除雪機の取得価格です。

柴田議員

はい。それだけでいいと。

環境整備課長

そうです。

柴田議員

するか、しないか、わからないってことですか。

環境整備課長

いや、いやしません。例えば農業機械等でもそういうことがあるとは思いますが、
減価償却は取得価格で計算すると思います。その考えと同じであくまでも、除雪機の取得

価格。ということで、その買う機械の新車のパンフレットに載っている金額ということで、ご理解いただければと思います。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

最後になりますが、この件につきましては、理解しました。購入する機械のいわゆる見積額を提示するというだけでなるわけですな。あとはこっちで判断すると。わかりました。それ入れてもらえば、後は判断に任せるということですね。

矢口議長

環境整備課長。

環境整備課長

新車、中古車、買った価格、そのお店が売る際に提示した価格、そちらが判断させていただくことです。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

了解しました。別の件に入りますが、同じ一般会計の補正予算の中の 30 ページ 31 ページになります。7 款商工費の、4 目グリーンバレー神室費の 14 節、工事負担費として、175 万 2000 円ほど旧神室牧場の囲いの撤去工事というふうにあります。この辺のちょっと説明を今までずっと牧場内にまわしてりました。こちらの言葉でバラセンですか、あの辺の撤去になるのでしょうか。その辺ちょっと詳細に説明お願いします。

矢口議長 川崎産業課長。

産業課長

ただいまのご質問につきましては、今柴田議員おっしゃったように、神室放牧場にありますがいわゆるバラ線の撤去となります。

こちらに関しましては、現在、馬事業ということで、井上先生の方に場所をお貸ししてお

りまして、馬事業をする上で、支柱を利用して、バラ線は下にそのまま置いた状態で、支柱だけを利用して、電柵簡単な電柵を張りめぐらせて区画をくくって馬を放牧しているような状況にあります。

当初、井上先生の方にお貸しする際には、町としてバラ線すべて撤去をしようと思っていたんですが、使いたいという申し入れがあったものですから、じゃどうぞということで使っていただいております。

ただ、使ってみて馬事業の方サイドからすると、一つはバラ線を下にこう置きっ放しで使う場合に馬が怪我するリスクがあるということがあります。

あと、現状を見てみますと、バラ線専用の支柱っていうのは大分数が多いんですが、実際それよりももっと簡易的なポールのようなものを立てて電柵を、運用しているような状況もありまして、実際現場の方では、そのバラ線は馬事業では必要ないということで、今回撤去するというものでございます。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

はいわかりました。バラ線についても広大な面積の牧場の前にずっと策をめぐらして、何年も張っておったのが今度は牛の方は、やめて馬の方セラピーの方に、井上先生の方にあそこを貸すということを聞いております。

あの場所も大変夏場はいろいろな人たちがそこを訪れて、前は、牛が放牧される姿なんかを見て親子連れで笑顔ですね、見ていった光景なんかは何回も見ております。

何年ともなくしたんですが牛の数も少なくなって、畜産農家も減ってるっていうのが現状でございましたので、そういった時代の移り変わりで、そうなるは当然かなと思っていたんですが

今課長からいろいろお話もありましたように、今度は馬がですね、あそこを牛から馬に代わって、あの辺の中には馬入ってるんでしょうかね。道路を歩いて馬車なんか引いている

姿は、ずっと見ております。馬が牧場内に入って、草を食べている姿があまり見え目掛けてないんですけども、その辺も中に入って馬と牛は大分違うような気がしますけども、ただ傾斜地なもんですから、ぬかるみもありますし、いろいろ急な斜面も数多くありますが、その辺はどうなってるのかちょっと地元にもあんまり姿というのは見てなかったもんですから、その辺の状況をちょっとお尋ねしたいなと思います。

矢口議長 川崎産業課長。

産業課長

はい。馬が全くいないということではないと思います。私も毎日確認しているわけではありませんが、グリーンバレーの方にいった際は見るようにはしているんですけども、牛の場合だと結構広い範囲で放牧されておったんですが、馬に関しては、ちょっと必要最小限に区切ったような形で、数頭を放しているケースがあります。

いない時も確かあるとは思うんですけども、放牧しているという状況もあります。

当初、言われておったのが、急なところでも馬は大丈夫だということと言われておりましたが、実際ちょっと運用してみると、なかなか、やっぱり目の届くところでないとあまり、好ましくないのかもしれないのでどうしても管理道沿いといいますか神室の方からいくと右手の広場、あの辺を中心に何頭か常時いるようなイメージに私は思っております。

矢口議長 柴田議員。

柴田議員

これで最後にしたいと思いますが、確かに課長言われるように馬はあんまり、広範囲に、日頃から動くものではないなあというふうに思ってますが、牛もですね何十年にもなりますかね沢に1回落ちて、行方不明になった経緯もございますので、その辺は、馬はそう遠くまで放していないのかなというふうに思いますが、いずれにしても、あそこですね大変広い場所ですので、馬も下の方に限ると思いますが、遊んでいる姿なんか、草を食べている姿、そういったものも、確かに絵になるものだなというようなことで、囲いのことに

ついてちょっとお聞きしました。終わります。

矢口議長 他に。中村議員。

中村議員

はい。2番中村です。私の方からは、提案説明の2ページにあります。コンビニ交付システム導入事業、これについて伺いたいんですけども、このコンビニ交付については、町民の方々の利便性向上を、それから交付金がそれに際して、あるということで導入に至ったと、他の自治体でも数多く導入されているってことなんですけれども、一つお聞きしたいのが導入後の維持管理費、これは毎年どのぐらいかかっているのか、ということです。

私も以前、コンビニ交付、していただきたいなあと思ってちょっと調べたんですけども、導入ももちろんですし、維持管理の結構毎年、経費がかかっています。

執行部の説明によりますと、簡易な書類の証明書の交付程度のシステムだっていうことなんですけれども、住民票のようなものかなというふうに捉えたんですけど、簡易なそういう証明書のようなもの。実際この町でどの程度の需要があるのかなあというふうにもうちょっと、疑問に思います。

確かに夜間とか、役場を休んでる時、この住民票など取れるっていうことは、幾らかは、そういうことを利用される方もいらっしゃると思うんですけども、これ実際一つはその維持費度どのようなものが出るかと。

町でこういうあまり、利用頻度が少ないのに維持経費を払わなければならないものについて、これ財政サイドでこれどういうふうに考えているのかなあというふうにもうちょっと二つお願いします。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

それでは維持管理経費の方につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まずその前に交付の内容ですけれども、これにつきましては今中村議員、おっしゃいまし

たように当町の場合はいくつか種類ある中の簡易な最も簡易なシステムということで、小規模市町村向けのシステムということになっております。

その場合ですと、当初は住民票と、それから印鑑登録証明のこの二つというふうになっておるところなんですけれども、ただ今後、税証明なども追加される見込みとなっております。

維持管理経費につきましては、主にシステム保守料というものと、あと証明書交付センターというところへの負担金というこの二つあるんですけれども、このシステム保守料につきましては、年額でだいたい 150 万ほど見込まれているところではありますが、ただこの度の補正につきましては、12 月以降の 4 ヶ月分ということで、だいたい 50 万ほど計上しているところでございます。

一方のその証明書交付センターへの負担金なんですけれども、これにつきましてはだいたい年間 70 万ほどというふうに見込まれておるんですけれども、ただ今年度につきましてはこれが掛からないというふうになっておりまして、来年度につきましては、この 70 万ほどが半額というふうに、整備当初のそういった補助といいますかそういったものがあるということでございます。

ですので、年間としましては満額としてだいたい 200、20 万ほどかかるものというふうに見込んでおるところでございます。

どの程度のという利用があるかというところなんですけど、これはちょっとやってみないとわからない部分もあるんですけれども、今現在、証明書の発行ということで、住民票では年間だいたい 1500 件弱、あと印鑑登録証明につきましては、1200 ほどということになっておりまして、この内どの程度使っていただくかというのは、いろいろマイナンバーカードの普及ですとか、あと周知の方法もあるかと思うんですけれども、こちらとしましてはできるだけ多くの方が利便性の高いものだと思いますので、できるだけ多く使っていただきたいということで考えているところでございます。

矢口議長 総合政策課長

総合政策課長

二つ目の利用頻度が少ないことに対して財政サイドでどのように考えているのかという質問かと思えます。

今回のコンビニ交付システム導入に当たりましては、県の補助金がございますのでそれを除いた一般財源でふた部分については、特別交付税で措置されるということで導入に関してはかなり安く導入されるわけです。

こういったことにつきましては、全国市町村で一斉に導入されるものですから、その導入時期逃すと、金山だけ導入されてないっていう、反応が出てきますし、改めて導入する際にはその特別交付税の措置の期限を過ぎてしまうっていうことが考えられるかと思えます。

システム関係については大都市も、金山のような小さい町でも、ある程度もう揃えるものはそろえておく必要があるということで、お金がかかったとしても、システム関係はある程度、ある程度いいですか、標準的には整備しておく必要があるものと思えます。

コンビニでいろいろ対応できるっていうのはすごく利便性が上がると思えますし、近隣の市町村でも、そのコンビニで公金が収納できたり、するようですので、そういったところは、町としても、今後、利便性を考えて導入に向けて検討していく必要があると思えますし、他の市町村がやってることを、金山だけできないっていう理由には今後できないと思えますので、そこは標準的な内容で金山でもある程度整備していく必要があると考えております。

矢口議長 中村議員。

中村議員

今の財政の方からありましたように、やはりある程度経費がかかったとしても、こういうシステム、このタイミングで入れなければならないっていうのは、私もわかります。

それからお話もありましたけれども、コンビニ収納です。この町にとっての効果っていう

面では、コンビニ収納の方が、効果があるんじゃないかなっていうふうに思っております。やはり収納対策にもなりますけれども、もちろん、いずれ他町村でも、もちろんやってるところもありますし、以前見たときは、かなり規模の大きな自治体しかやってなかったんですけれども、先ほどコンビニ交付の国からの補助金のように、もしもそのようなタイミングがあったら、ぜひ遅れずに、コンビニ収納対応していただけるようにまずお願いしたいと思います。

それではもう 1 点。先ほど来ありました除雪機、これについてちょっと伺いたいんですけども、先ほどの答弁では、町外から購入しても大丈夫だというような、説明だったんですけども、この除雪機購入は、町単の事業ですよ。町単じゃないのか。これ県の事業。県の事業でもいいんですけども、やはりこういう事業あったのは、この購入場所が一切なかったら、もう選択肢を広げてもいいんですけども、実際あります。

除雪機買えるところ、町内にあります。そのような上で、範囲を広げるよりも、町内に買うところがあるんだったら、町内で購入していただくように限定したほうがいいんじゃないかなと。これはいずれ町にも、返ってきますんで町内のこの経済の循環そのようなことを考えると、町で要件を決められるような、補助事業だったらできる限り町の企業商店の方々に少しでもそういう効果がある方向にした方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、その点の考え方を一つと、もう一つが、除雪機の機種に関しては、結構幅広く見ていらっしゃるようなんですけど、例えばタイヤローダ。タイヤ、バケットについてるやつ。あれも対象になるのか。あれはかなり汎用性が高くて、除雪だけじゃなくて、いろんなものを使います。それからトラクターの後ろにつけるバケット、そのようなものもあります。

機種に関して、どの程度っていうのはもうちょっと詳しく、詳しくっていうか、ある程度、決めておいた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。ちょっとその 2 点について

お願いします。

矢口議長 環境整備課長

環境整備課長

1点目の町内限定はどうかということなんですけれども、確かに町内でも取り扱いの業者はございます。ただこの事業を計画する際に参考した例といたしまして管内の町村でも、町内外というふうな形で購入先の業者の指定をしておりました。

新庄市であれば市内という限定がありますけれども、当町では、町村の方にならしまして、町内外というふうにさせていただいた次第でございます。

対象機械の内容ですけれども、先ほどの質問でも回答させていただきました。その他の管内の自治体では家庭用の小型除雪機をはじめといたしまして、農耕用除雪用のアタッチメントというふうな形で、指定しているところもございますが、除雪機、除雪に関しましては、様々な家庭で使用する機械、使用したい機械が違うと思いますので、当町といたしましては、ホイールローダーやバックホーも含めて、広い範囲で除雪機に使うものというふうにしてとらえさせていただいております。以上でございます。

矢口議長 中村議員。

中村議員

バックホーも大丈夫だということだからかなり幅広いと思います。とそれからその補助事業の運用の仕方があるんですけど、例えばそれを購入して、それをまたすぐ転売したらどうなるのか。ちょっと思ったんですけど。

例えば、誰か町外の人でもいいですし、それを転売した場合そういうような場合は別に確認もなしで、すぐ補助金交付するっていう形でいいですか。例えば、年数を区切るとか、ある程度、要件設けるとかっていうのはないですか。

矢口議長 環境整備課長

環境整備課長

はい。これも先ほど、一部触れさせていただきましたが、他町村で保有期間を 7 年間で定めているところがございますが、当町では設定をさせていただいておりません。たとえ転売したといたしましても、その後また新たな機器を購入することになるものと考えられますし、1 世帯 1 度限りの助成ということですので、その際はもう助成を受けることはできません。

そういう点から考えますと、そこら辺の設定の必要性が薄いのではないかなというふうに判断させていただいております。

矢口議長 中村議員。

中村議員

わかりました。例えば自分の親とかね。町外の住んでる親とかに、この補助金を買った機械を持っていったらどうかなっていうふうにちょっと思ったものですから、そのような場合でも県の補助金だからいいという考えでいいですか。これ町の予算とか入ってないんですか。

矢口議長 環境整備課長

環境整備課長

いきいき雪国やまがた推進交付金が半分入っております、半分为町の一般財源となっております。あくまでも、昨シーズンの降雪のよう状況から、この事業を計画させていただきましたので、申請者が有効に使っていただけるために、この計画をさせていただいておりますので、そういうふうに判断させていただきたいというふうに、考えております。

中村議員

終わります。

矢口議長 他に質疑ありませんか。はい。須藤議員。

須藤議員

6 番須藤です。よろしく申し上げます。議第 46 号の一般会計補正予算の町長の説明の中

からお願いします。

まず 1 点目お願いしますが、上段の方に総務課関係ですが、地方公務員定年延長に伴う町例規改正業務委託費、132 万というのがあります。この、例規集を新旧変えるというようになことだろうと思うんですが、これ、そんなに難しいものなのかなあというか、庁舎内で出来ないものなんですか。という質問です。これ、委託するということになればどこに、どういう会社なのか。どっか別のそういう役所があるのか。その辺二つという点でお願いします。

矢口議長 総務課長。

総務課長

ただいまのご質問は、地方公務員の定年制に伴う新制度支援事業業務ということで、町としてその専門性の高い職員を抱えて、それにかかりっきりで迎えればできない業務ではないと思いますが、そういう状況にはございませんので、もう、こういう専門的なところを支援してもらって業務支援してもらってことは必要な状況にあるというふうに思っています。

特にこの定年延長に関しては、今年の 12 月の議会までに自治体では整理をしていくということになる流れなんですけれども、国の、或いは今の町の条例との関係性整合性をうまくとって、最終的には例規の形に仕上げ、町の方に提案をしてもらうというような内容になってきますので必要だというふうに考えております。

もう一つは、考えられる業者としては、例えば例えば株式会社ぎょうせいというのがあるわけですけど、そういった法令関係に、高い専門性を持ってこれまでの例規町の例規の改修等にお手伝いをいただいているところということ想定しているところです。以上です。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

庁舎内ではできないと、いう内容のものだということですね。時間があればできる。時

間があれば。

総務課長

専門性と時間と。

須藤議員

専門性はかなり難しいよね。そういう、専門性ね。それは、なかなかやっぱり庁舎内では難しいものだということになるんですか。できないと。できないかできるか。

矢口議長 町長。

町長

例規を適正に管理するということからしますと、先ほど具体的な例えば、出ている株式会社ぎょうせいというのは、全く行政団体に関する法令執務を全部そこがまずは、カバーしているというのが本当のところですよ。

それで、どちらかという、簡便な税法あたりの、またちょっと税法はすごく文面が長いんですが、ほぼ、なんていうんですか直すところが大体決まっているというか、そういったことは自力でということもできる状態ですが、公務員に係る例規なんかは特に、やはり今までも例えば今でた株式会社ぎょうせいこちらの方に、かなり相談をしながら、或いは、これまで例規管理自体も、ぎょうせいさんに、それらを委託してということもありますので、そちらで落ち度なく、適正に改正する或いは新しく作る。といった場合は、ほとんどその専門性に、こちらの方では、おんぶに抱っこ状態にあるのは現実だと思います。それらを特に何て言いますか、県庁とか大きい市ですと、文書管理専門の部署があります。

そこでその審査やら何やら、かなりこう専門性を持った職員が、人材としているという現実あると思いますが、市町村だとやはり例えば、うちの方で総務係がそういった例規のチェック機能を、どの程度をカバーできるかっていうと、一般的な例規を表面的な部分でいうと、それをチェックする能力は当然身につく部分ありますけれども、そこら辺の深い部

分といたしますか先ほど専門性という総務課長言いましたが、そこら辺の専門性を有するよ
うな、例規の改正であったり新しいものを作るといった場合には、やはりそういう民間の
力を借りないと現実的には難しいという状況にありますので、今回の定年延長関係につき
ましては新しい例規をいくつか設定する必要がある出てくると思いますので、そういったと
ころで、当然そういう業者さんの営業もありますので、そこら辺に委託するのが、より望ま
しい、適正な管理ができるという判断であります。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

わかりました。職員の若い方々のね、優秀な方がかなり採用されてますので、ぜひチャ
レンジする機会もあってこういう、そういう専門的なことをね、どっかで勉強しながら、
私やってみようぐらいの、ことが起きてくればいいかなと思ってますので、今後そういう
また、庁舎内できるものは、是非、いろいろ工夫しながら皆さんで作ってみるのも、これ
は一つ町としては大事なことじゃないかなというふうに考えますのでよろしくお願いま
す。

次にですね、町民税務課関係ですが固定資産税の評価替えということで、土地鑑定士の
方に業務を委託するというのが、こちらは331万9000円ということで出ております。

それで何点かお聞きしますけども、まずこの評価替えを、今やるという背景には何があ
るのか、国からの要請なのか、或いは内情の都合なのかですね、この辺どっちなのかお聞
きしたいと思います。

それから、地目、いろいろあるわけですけど、全地目をやるか、例えば、農地とか、或
いは宅地とかそういう限られた地目だけをやるか。この辺も、具体的にお聞きしたいと思
います。

そして簡単に言いますと非常に今、農村部、地方の土地の評価ってのは宅地含めてですね、
全般に下がってるっていうか、三角になってると思いますので、今後、これが出た後です

ね、固定資産税が町の非常に大きな財源になっているわけなので、かなりの影響も結果が出てみなきゃわかりませんがそういうことも予想されます。

財源を確保する上で非常に固定資産税は大きなウエイトを占めてるわけなんですけど、そのことについてもうちょっと、下落した場合ですね、評価額が非常に、例えば1割超とか2割とか、そういう評価額になった場合の税収入の町の影響この辺も含めてお聞きしたいと思います。2点お願いします。

矢口議長 町民税務課長。

町民税務課長

はい。まず評価替えをなぜ今するのか、ということでございますけれども、この評価替えにつきましては3年サイクルで行っておるものでございますので、昨年が評価が1年目ということで、価格が変わった年になっております。

今年が2年目で、来年は3年目ということで、また令和6年度にまた価格が変わるということで3年サイクルで行っているものでございます。

今年の評価2年目につきましては、予算に計上しておりますように、鑑定評価作業ですとか、様々な土地の価格の調査等を行われまして、案を検討するという事なんですけども、来年3年目につきましては、国県等での市町村間のバランスを取ったりですとかそういったあとは町でのその評価額の最終的な案の決定というような形で、来年3年目行いまして、次の年令和6年度にまた価格が変わるということで、3年サイクルで行っておるものでございますのでよろしくお聞きしたいと思っております。

この鑑定評価の地目ですけれども、これにつきましては、過去からの流れももちろん踏まえる必要がありますので、当町におきましては51ヶ所ということで、その標準値を決めておりましてこのうち宅地につきましては39ヶ所、それから田んぼ4ヶ所、畑が4ヶ所山林、4ヶ所というふうになっておりますけどもこのようにこの四つの地目で行っております。これにつきましては他の市町村とのバランスもありますけども全国で同じように、この四

つの地目で行って市町村間のバランスを図っているということでございます。

評価によって価格が下がってきているという傾向につきましては、須藤議員おっしゃる通りでございます。この令和 3 年度の評価外におきましても、やはりもちろん上がるといふことはちょっと難しいような状況でございます。下がっておりまして、固定資産税もやはりその減額の影響を受けているものでございます。

今後も実際のその売買が盛んなところであればこう上がったというところもあると思うんですけども、なかなかそういうところがない状況においては、やはり上がる要素ってのは、なかなかちょっと難しいのかなということで、見込んでいるような状況でございます。以上です。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

金山の税収っていうのはかなりすくなくって、4 億ちょっと、県内の市町村でいけば村を除けば、町では一番少ない状況でございますが、税収が落ち込みました時には、その分は普通交付税で、補填はなるとは言われてますけども、それらの全額がなるわけではなくて減収分の 75%。

が交付税で措置されるってことです。

当町のように税収が極めて少ない団体については交付税で、ある程度措置される仕組みにはなっているということでございます。以上です。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

わかりました。県内でもですね、最上管内、それからもう当然金山町もそうですが所得が非常に低いといえますか、200 万。ですから公表されてるのでは、そして 35 市町村のランクが下の方の所得、最上管内が全体そうなんですけども非常に所得が少ないということでもあります。

当然、町に納めるそういう納税も少なくなる、なってるわけなので、唯一その土地だけはいっぱいある。山林含めて、それで税率が 100 分の 4 かな。そういうふうに交付税措置がちゃんとされれば減った分ね。いいわけですけども、それはもちろん、どんどん、国の方に働きかけしてね、当然、いくら金山の中にある山林だと言えども、国の要件になるわけで、国からその面倒を見てもらえるのは俺の我々の権利としてあるわけですけど、この 100 分の 4 に関して、例えば、100 分の 5 にするとか、目減り分をです、ね、圧縮するというか何とか補うと。

これ大変な、こんなことしちゃう良くないんですけど、でもちゃんとした交付措置がされないとすれば、そういう自助努力をやるということも、あるんじゃないかと思うんですが、この辺に関しては町長その税率に関しての考え方どうでしょうか。

矢口議長 町民税務課長

町民税務課長

はい。今税率を上げられないかということだと思いますけれども、当町の固定資産税は今、1.4%ということでございますけれどもこれ国の方で、標準税率を上回ってる団体というのはちょっと取りまとめしております、その状況見ますと固定資産税、につきまして

は超過税率ということで、標準を上回っている団体が 152 団体ということであります。でもこれは多いのか少ないのかということなんですけども、約 1 割弱ということで、まず 9 割近くについてはもう標準税率で行われているということで、やはりそれを行うにはかなりのハードルっていうか住民の理解も必要ですし、なかなか難しい面は多いのかなというふうに感じているところでございます

矢口議長 町長。

町長

はい。今の税率の話とそれから標準税率をほとんど踏襲しているといいますかそういうことだと思いますが、やはり固定資産税につきましてもやっぱ未納の方も実際おります。

そういった中で、税率を個別に上げていくということについて、なかなかやっぱり理解をもらうにはハードルはぐっと高いというふうなことを思わざるをえないところです。

とにかく標準の中でやりながら、まず、現年度課税から、どうしてもそうなってしまいますが、とにかく納めていただくと、というようなことで一生懸命やっていきたいと思えますし、今過年度分が残ってるものを、少しずつ、未納を減らしていくというところをまずはやるべきかと思えますので、税率のアップについては、今の段階ではなかなか難しいという考えです。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

そうですね。まだまだ、頑張って、まず皆さん所得を上げて、そして滞納者もね、きちんと納められるような、そういう環境づくりに頑張っていただきたいと思えますよろしくお願いします。終わります。

矢口 議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、

議第 46 号から 51 号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行いません。

議第 46 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 47 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 48 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 49 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 50 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 51 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 52 号から 53 号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第 52 号から 53 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行いません。

議第 52 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 53 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 54 号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

須藤議員。

須藤議員

6 番須藤です。よろしくお願ひします。議第 54 号権利放棄について質問します。

それで、課長の方から説明の中では今回放棄される内容ですが個人が 55 法人が 9、それで金額が 568 万とび 849 円と。かなりの高額になってますそれから、対象人数多く法人も含まれてるということです。それでここの、今回放棄されるに至る担当課で作業として、担

当課でこのリストを作成されたところのこの説明です。まずここに、問題がないのか、お願いしたいと思う。というのはですね、全く個人の情報になりますので、我々も、それから第三者も知る権利はありません。

そこで、このリストの出し方について、やはり、第三者の委員会設置が必要ではないかとつまり、死亡されたとか、住所が不明で、連絡がつかなかった、それから法人に関しては倒産なり廃棄されてるといようなこともあるので、それらが適正に、そうなってるのかを確認する意味でも、委員会が必要第三者の委員会が必要だというふうに考えます。

それから、今後についてですね。業務を遂行する上で、やはり、滞納者が、速やかに納入できるように、適格に早くですね業務を遂行する必要がある。そのために、マニュアルを作っていただきたい。いわゆる水道料に関しては2年で滞納要件満たしてくるわけですが、少なくとも、一期、二期、三期となればですねその傾向があるというふうにして、納期ごとの対応を明確に謳ったマニュアルと、それから最終的に何期するかわかりませんが水道を止めるということを明記したですね。マニュアルを作って、そしてそれを町民の方に、きちっと告知する。つまり広報などで、水道料の徴収についてということで、明記してですね。速やかに実施していただきたいということです。これについて、できるかできないか、まずお聞きします。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

はい。この度の権利の放棄にあたりましてまず、個人の場合は死亡者、法人の場合は解散廃業、というパターンと、これまで徴収に努力してきましたけれども、所在不明等で、納入の見込みがないものということでの件数、金額を上げさせていただきました。

ここまでの経緯につきましては、当然担当課の方でこのリストを作成いたしまして、財政、町長含めまして、1件1件、確認をしながら、この度の提出ということになりましたので税の不納欠損の場合も、不納欠損の要綱にならって欠損者を、一応作成した上で欠損し

ておりますので、そのような形で一応事務局、担当者案を提示して決定させていただいたという形になります。

第三者委員会の設定が必要ではないかということに関しましては、これまでのこのやり方が、どうかということも含めましてまず考えさせていただきたいと思います。

今後のマニュアル作成での町民への公表というご意見ご提案をいただきました。これまでは納期限が来たものに対しまして未納の状況がある場合は督促を行い、その後まだ未納である場合は、催告、訪問、連絡等をとって対応させていただいておりました。それを含めて最終的には、給水停止、悪質な場合は給水停止という形をとった上で、今回のように、権利の放棄ということが、流れ的には一番最後になるかと思われま

す。この一連の流れで、先ほど須藤議員からもご提案ありました、納期ごとの対応など詳細の今後の収納までの計画を担当の方で策定いたしまして、また議員皆様の方にもご説明させていただくことになるかと思いますが、その上で公表できるかどうかも含めて、また考えさせていただければと思いますので、よろしくご理解の方よろしくお願ひします。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

この機会にですね、今までのことは、こととして、やはり滞納者にとってもですね、そうしたルールを明確にすることで、啓蒙に繋がると思います。

ですからその気になったらですね、やはり、早く、告知するということをお願いしたいと思いますが、納期がもう始まっているのかな。始まっていますので夏にかけて、かなり水道も使われる量が増えると思います。いつまでそれ町民の方に作成して、町の広報等ですね、明確に出せますか。この辺確認して終わりたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

はい。現在今後予定するために計画している内容もございますので、その内容も含めて、

担当側でマニュアル、計画等策定して庁舎内で確認していただいた上で、議員の皆様にはまずご説明させていただきたいと思いますので、次の定例会をめぐりに、まず説明を予定させていただきます。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

はい。それでは、9月の定例議会で内容を明記していただいて、議会に諮っていただくということですが、水道に関してはですねやはり、非常に大事なものありますけども、使ったものを払ってくださいよと、というような、明確な記事にして、内容にしてですねお願いしたいと思います。最後は止めるよと。簡単に言えば止めるよ。ということでお願いします。以上、確認しましたので終わります。

矢口議長 他に、はい。中村議員。

中村議員

2番中村です。この不納欠損処分になるんですけども、権利の放棄一つ目は、今回は個人55法人9、先ほど須藤議員からあったようになるんですけど、そのうち債権者本人が亡くなった。それから相続人や換価財産、財産がない場合それから所在不明などありますけれども、それを証明する何か文章のようなもの、これあるのかっていうことです。

何も証明するものがないように、町のいわば財産であるものを放棄するっていうのは、これいかなものかなあというふうに思いました。おそらく町民税務課などに問い合わせれば、ある程度、書類はそろうと思うんですけども、そのような書類も何もないまま所在が不明ですとか、或いは、換価財産ありません。それから、相続放棄されてます。そのようなことを、ある程度文書のような証拠がないと、まずいんじゃないかな、というふうに思いました。それが1点目。

2点目が、これまでこのような水道料金の権利の放棄これまでどのようになってたのか。話によると、かなり前からの事案もあるようなので、こういうことは、その時々町長の

裁決だけじゃなくて、やはりある程度基準があった上でしないと、いけないんじゃないかなというふうに思います。町にも不納欠損処分取扱要綱。ありますけれども、やはりこういう要綱に照らし合わせて、これからもう絶対回収の見込みがないとなったら、せめて年に1回程度はそういう会議なり持って、順次、こういう権利を放棄するぐらいの、迅速な対応をしないと収納対策専門員ですか、そういう専門の方も雇っているんで、その方の人件費も嵩んでしまいます。そういう、確実に回収できないんだったら、年に1回ずつ、これどんどん権利の放棄、不納欠損と、していくためにも、この不納欠損処分取扱要綱の運用例を作って毎年、今頃でもいいですし、6月なり、9月でも、いつでもいいんですけれども、年に1度はそういう会議をして、精査しなければならぬんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、ちょっと、この度はこれまでの精算ということでかなりご苦労されたと思います。

件数も多いですし、今後について先ほど須藤議員からもあったように、これを機会に改善していくものは改善していかないと、今回の議案も無駄になってしまうんじゃないかなというふうに思いました。

これをまた首長が変わるたびに、またずっとこうなげっぱなしにされたりすると思えますんで、ここらで先ほど、須藤議員質問にあったこの次の定例会まで、水道料金の徴収について、いろいろ検討するってことで、それからそれに合わせて、権利の放棄のするための、不納欠損処分取扱要綱の運用例のようなものを、ちょっと作っていただきたいと思うんですけれども。これ、町長いかがですか。

矢口議長 町長。

町長

今回の権利放棄ということで、今、先ほど須藤議員それから中村議員のご質問にあるようにやはり町の、財産を放棄するということの重い、議案として今回提案をさせていただきましたが、今回の前にこの議案同様議案は、令和元年の12月にしているようです。

そうすると、それから、後のことだけという内容はそのものではなくて、もっと前の方から、早いものと平成の初めの方の案件が今回載ったものもあります。

そういったことで、個別にそれなりの対応をして、おそらく、元年12月も明確な本当に明確なものを放棄をさせてもらう議案として出したものだと思いますが、今回今回として件数も55-9件ということで数が多いわけですが、これらを、今回こういう形で議案を提案させていただいた。

そうすると、またスパッとあとないのかというと、未納の部分はまだまだ正直、水面下に、数多くあります。それらについて先ほどの、また改めてアプローチし直しするか、そういったことは当然やっていきますが、でもなかなか回収というのは、厳しいものが、多くの割合としてあると思います。逆に、回収の見通しはたってる方が少ない。そんな状況にあるかと思います。

でも、今中村議員がおっしゃったように、やっぱり一つの基準というかそういったものがないと、その時々で考えが違った形でご提案するというのも、これは決していいことではないと思いますので、そういう意味では、先ほどの須藤議員の第三者委員会という部分も、ちょっと他の事例があるのかどうか、そこら辺もちょっと勉強させていただいて、そしてあと、今回のように、権利の放棄までのプロセスを明確化した基準というか、そういったものもぜひ作成をしていくようにしたいと思います。

全部をこの次の9月段階までそろえてこのようにできましたというふうになるかちょっとわかりませんが、少なくともそこら辺が、検証という学習を勉強して行ってそれでその、まず、この次にぜひとも今回の案件を生かしていくと、そういう心持ちは十分持って臨みたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

矢口議長 中村議員。

中村議員

先ほどの個別の案件にちょっと、証拠の文章なんかあるかっていうやつちょっと、

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

今回提案させていただいた、死亡に関しましては、その世帯に相続される方がもういない。もしくは、その家屋そのものがないというふうな形になります。法人も同じです。

解散されておりますので、引き継ぐ方がいないと思います。

所在不明の方というのは、すべて町内から転出されている方であって、たとえ、町内に在住されていた場合に住んでいた家に、現在も住んでいる方がいらっしゃるとしても、また別世帯の方が住んでいるということになりますので、文書という形ではなくても、納付書が発送されておきませんので、それで現在、いない、存在しないということが証明できるかと思えます。

矢口議長 中村議員。

中村議員

納付書発送されないってことは請求してないってことですか。請求しなければ、税は確か時効にはならないようなことを聞いたんですけれども、発送しなければいけないんじゃないかなってというのがまずその一つと。

やはり明確なこれまで、平成元年から今までの分のこれを今の町長が決断して、この度本当に苦渋の決断だと思いますが、この町長にとっては、褒められることではないんで、多分これまでの町長も、首長された方もなかなかこういうことをやりたくないっていう感じだったと思いますが、これを今町長が英断されたってことで、大変これ金額も結構多くなってますし、後々、何かしらの、この人は、こうだったから、公表までする必要はないんですけど、そういう証明するものはないともしかして、その担当職員の判断で、相続人がいませんでした。だけじゃ駄目だと思います。

例えば企業が解散する場合、清算人を立てて、解散手続きをするはずなんですけれども、その解散手続きの中で、余剰財産それを、債権者で案分する、その中には、町の税金とか、

ちょっとこう優先度が高く財産から引くことができるシステムになってるようです。そういうことを考えると、もうすでに解散したから取れないっていうのはおかしいんですよ。解散した段階で、そこに支払ってくださいと清算する権利はあるんですから、もうすでにもう手遅れですけど。

例えば、清算するとなったら、もしかしたらどっかに情報を町民税務課内とか入るそしたら、そのタイミングで、この税の方も回収にいかないと、いけないじゃないかなと。

今日この債権放棄っていうか、使用料請求についてちょっと見たんですけど、結局そういう債権が残っている状態で、書類上は解散したとしても、解散してないというふうに、裁判所は見るそうです。

それは出ても、もしもその場合余剰財産があれば、確実に取らなければならないですし、その辺、余剰財産が無いという確認をしっかりとったのか。

法人についてはですね、個人については、財産がないっていう、まず証明それから、もしかしたら、どっかに財産があって、それを相続したかどうかっていう確認もしとかなないと、こういう公金逃れってのは可能になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうふうなこれまでの、いろいろな段階をすべて行政サイドでは、全部チェックしたっていうことを、何かしら残しておかないと、今後、実際にとって、あのときの判断が、何か事件性があったんじゃないかとか何か、変な誤解を生むんじゃないかなと。

ただ、職員の判断で、この方は、財産がないとか、その辺、町民税務課にそういう資産状況など、問い合わせなどして把握できればいいんですけども、その点も確認しているのか、どのようなチェック体制になってるのか。それで、この方この方ってこう、リストアップしていったのか。それらを証明するものがあるか、どうかということについてちょっとお願いします。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

法人の解散の確認はされたのかという点、個人の財産の調査等の確認ということですが、公債権と私債権という中身でちょっと違いがございますので、水道料金は私債権になりますが、できる範囲での確認ということはさせていただいておりますが、公債権等は踏み込めない部分もございますので、そこら辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

先ほど私納付書を発送していないと言いましたが、これはこちらの誤りでございましたので、納付書は発送させていただいております。当然時効の援用されない限り、請求はできますので、こちらはしております。大変失礼いたしました。

なかなか今回、先ほど中村議員からもありました通り、金額、件数的にも大きな提案をさせていただいておりますので、これまでのものを、これまでなかなか権利の放棄をしてこなかった部分がございます。

それは制度に則ってことになりますけども、してこなかった部分がございますが、このままその回収見込みがないものをもっていても水道の事業上望ましくないと思われましたので、今後、税不納欠損のケースのように、毎年、決まった時期にすることを前提にして、することを考えた上で、この度まずは今、までの分を精査させていただいた状況でございます。

今後につきましては、今中村議員からおっしゃいましたとことを、確認することを前提に、権利の放棄、すべきかどうかという判断はさせていただきたいと思います。

この度の件数、住基上の確認で死亡転出等ということを確認させていただき、現在の金山町の状況は、職員であれば、だいたいどういう状況かというのが、狭い町でもございまずし、足で歩いて見えるところもございまずので、目で見て、確認した部分もございまずので、そういう情報で判断させていただきました。

矢口議長 町長。

町長

今環境整備課長が話したような内容でまずは最低限というか確認はしておりますが、あ

と加えまして公金というのは、やっぱりその水道料以外でも、税から始まりまして、あと給食センターの費用とかそれから住宅使用料、それから家畜関係のこととか、そういったことが公金が様々な種類があり住宅使用料、ありますが、それらについて、公金収納対策委員会ってというのは年に4回行っております。

その中では、全部の担当課が、その当該課の係の今の未納の状況について資料を出して、そこで情報共有も図りながら、対策も講じていくというやり方をしておりますので、水道についても、今時点の未納者こうだということではそういう場面でも出しながら、そうすると、その人は、何ていうか、もういないとか、そういうところに突合せも、一つのチェックはそういうとこで働かせを行っております。

ただ、それで全部完全できるかっていうところもちよっとありますので、先ほどらいりましたこの第三者的なところのチェックといいますか、意見というか、そういったところを担保する機関というものを設置をする必要が、あるようにもちよっと、今の議論させていただいて感じた部分でもありますので、そこら辺、他町村の例なんかもちよっと参考にさせていただきながら、例えば水道ですと水道運営協議会というのがありますけれども、その中の一部、しかるべき方をお願いして、そういった本当の個人情報そのものですが、けれども、そこら辺について、協議会自体では、全般的なお話しかならないわけですが、いざそういった重い、今回のような提案する前の時に、その第三者のチェックというか、部分では、そういった協議会の一定の人に、ちよっと見ていただくとか、そういったことなども考えられるかもしれないなというふうにもちよっと、今、議論しながら感じたところでありまして、もしくは、もっとこういい方法もあるかもしれませんので、それにこだわってるわけではありませんが、そういうことで、確かやっぱこういう議案を提案するにあたっては、十分やっぱりそれなりのさっきのマニュアル的な部分、或いはチェックの部分、そういったものを十分経た上での提案を、するというような姿勢に、さらにこちらとしてはやっていく必要あるなというふうに感じたところでもありますよろしく願いいたします。

矢口議長 中村議員。

中村議員

それでは担当職員が後々責任が追及されないようちゃんとしっかりした、説明ができるようにお願いして質問を終わります。

矢口議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、議第 54 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 54 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

賛成多数。

よって、議第 54 号は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議を終わります。

日程第 2 委員長報告

次に日程第 2「委員長報告」を行います。

産業厚生常任委員長から請願第 2 号の審査結果報告を求めます。

中村委員長。

2 番 中村忠行議員

2番 中村です。

請願第2号の審査結果の報告をいたします。

(請願書審査報告書のとおり)

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

それでは委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行いません。

委員長報告のとおり、請願第2号を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、請願第2号は、採択とすることに決定しました。

これで、委員長報告を終わります。

日程第3 議員派遣の件

次に日程第3「議員派遣の件」を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

このとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

矢口議長

会議の途中ですが、ここで、午後14時35分まで休憩します。 (15時45分)

— 休憩 —

矢口議長 休憩を打ち切り再開します。 (16時00分)

ただいま、町長並びに議員から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

(追加議案配付)

お諮りします。

お手元に配布いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

追加日程第1 「町長提出議案の追加一括上程」を行います。

議第55号 令和4年度金山町一般会計補正予算(第4号)

議第56号 金山町老人福祉センター改修工事請負契約の終結について

議第57号 農業集落排水事業(機能強化対策)令和4年度名安地区農業集落排水処理施

設改修工事請負契約の終結について

議第 58 号 除雪機械の取得について

以上、4 件を追加一括上程します。

追加日程第 2 提案理由の説明

次に、追加日程第 2「提案理由の説明」を求めます。

町長。

佐藤 英司町長

先ほどは、提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

追加議案は、議事日程にございますように、議第 55 号から議第 58 号までの 4 件であります。

その内容は、	令和 4 年度補正予算	1 件	
	その他（契約の承認）	3 件	でございます。

はじめに、議第 55 号 令和 4 年度金山町一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ 1 億飛び 9 8 0 万円を追加し、総額を 4 2 億 1 千 2 5 0 万円とするものでございます。

その内容でございますが、令和 4 年 4 月 2 6 日の第 2 回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が示され、地方公共団体が、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減が実施できる新型コロナウイルス地方創生臨時交付金 5 千 4 百飛び 2 万 2 千円の追加交付の内定が 4 月 2 8 日付けでございました。

こうしたことから、町内経済状況や町民生活への影響を鑑み、地方創生臨時交付金を活用し、一般会計当初予算及び補正予算（第 1 号）の専決処分におきまして、プレミアム商品

券、経営継続補助金、交流拡大対策等の財源といたしまして地方創生臨時交付金 3 千 5 1 8 万 8 千円を盛り込んできたところであります。

この度の補正予算の計上にあたりましては、4 月の 3 回目追加接種が大方完了し、コロナの新たな感染者がほぼ発生しない日が続いているものの、ロシア・ウクライナ紛争に伴う世界規模の混乱の只中にあり、原油価格や物価高騰の影響は町内経済や町民一人ひとりに大きく影響を及ぼしていることから、コロナ感染防止対策を講じつつ、町民の安定した生活支援や町内経済の回復を図ることといたしました。

先ずは、早期の町内経済の回復や原油価格・物価高騰に伴う町民生活支援策といたしまして、町民一人当たり 1 万円の商品券を配布する地域経済応援商品券配布事業 5 千 3 7 1 万円を盛り込んだところであります。

次に、稲作農業者への支援といたしましては、コメの在庫過剰を要因とする米価安値傾向のなか、肥料等の農業資材が高騰していることから、米生産資材価格高騰支援事業費補助金 1 千 6 7 万 3 千円を盛り込み、生産調整に参画している稲作農業者の負担軽減を図って参りたいと考えております。

学校給食事業につきましても、当初予算において一食あたり 5 0 円を補助しておりますが、食材等の値上がりが続く見込みであることから、保護者負担を増やすことなく学校給食を円滑に実施するために、1 食あたり 1 5 円を追加補助するため、学校給食物価高騰等対策費補助金 1 1 7 万円を増額しております。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策関係及び原油価格・物価高騰等総合緊急対策関係以外の補正でございますが、

総合政策課関係では、今冬の豪雪により第 1 貸工場(アキレスエアロン株式会社)において、屋根部分の堆雪が落雪時の過重により、下屋部分の一部破損が生じたので、第 1 貸工場屋根等修繕工事 2 千 7 9 0 万円を増額しております。財源につきましては、建物共済金

を全額充当して対応いたします。

また、かねやまハウス(旧保育園 普通財産)は障がい者の小規模作業所として活用いただいておりますが、施設の防火対策として排煙窓を改修するよう、県(新庄保健所)から利用法人に対する指摘がございましたので、利用者の安全性を確保するため、かねやまハウス排煙窓改修工事122万2千円を増額しております。

健康福祉課関係では、昨年度、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施しておりますが、令和3年度の所得状況により、新たに住民税非課税世帯該当となった80世帯に対し、一世帯10万円を交付するため、給付金800万円を増額しております。

また、福祉燃料購入支援事業で一世帯7千500円の補助を予定しておりましたが、燃料高騰が長期化するような状況にございますので、一世帯2千500円を追加し、1万円の支援とすることで、より安心して冬場を過ごしていただくよう福祉燃料購入支援事業費補助金142万5千円を増額しております。

産業課関係では、グリーンバレー神室に関連しまして、幼児から小学生を対象とした遊具の設置(滑り台、ブランコ)について、町民アンケートや説明会の折に多くのご要望がありましたので、グリーンバレー神室への誘客策の一助として早急に着手するため、グリーンバレー神室遊具設置工事570万円を増額しております。

以上、補正予算の財源につきましては、国庫・県支出金、資産活性基金繰入金、前年度繰越金及び雑入(建物共済金)を増額して調整させていただきました。

次に、議第56号 金山町老人福祉センター改修工事請負契約の締結について でございますが、介護予防事業や避難所機能の充実を図るため、老人福祉センターやくし苑の大規模改修工事を行い、より利用しやすい施設となるようバリアフリー化として、出入り口のスロープ整備や調理場、入浴施設の改修を行うこととし、工事費等については令和4年度当初予算及び補正予算により措置したところであります。

発注の準備を進め、6月2日に入札を執行した結果、契約予定価格を消費税込7千飛び

40万円、請負先を 星川建設株式会社 取締役社長 星川 広喜 とする契約の承認を
求めるものでございます。

次に、議第57号 令和4年度明安地区農業集落排水処理施設改修工事請負契約の締結
について でございますが、農業集落排水施設の機能回復・強化を図るため、平成28年
度を実施した機能診断において改修が必要と判断された処理施設内の機械設備及び電気設
備において改修を行うこととし、令和4年度当初予算により措置したところであります。

発注の準備を進めてきたところですが、6月3日に入札を執行した結果、契約予定価格
を消費税込9千680万円、請負先を 星川建設株式会社 取締役社長 星川 広喜 と
する契約の承認を求めるものでございます。

最後に、議第58号 除雪機械の取得について でございますが、安定した除排雪事業
に寄与するため、除雪機械の計画的な更新を行ってきたところですが、今年度は稼働から
14年が経過したロータリ除雪車を更新することとし、購入費用を令和4年度当初予算に
措置をしたところであります。

購入の事務を進め、5月26日に入札を執行した結果、取得予定価格を消費税込3千16
8万円、取得先を 昭和建機株式会社 代表取締役 石川 清 とする契約の承認を求め
るものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明申し上げま
すので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせ
ていただきます。

矢口議長 ありがとうございます。

追加日程第3 提出議案の説明

次に、追加日程第3「提出議案の説明」を求めます。

総務課長。

丹敏雅総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

以上です。よろしく願いいたします。

矢口議長

ありがとうございました。

追加日程第4 議案審議

次に、追加日程第4「議案審議」に入ります。

それでは、議第55号から58号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

沼澤議員。

沼澤議員

4番、沼澤です。ちょっと二つだけ。一つはこの、提案説明の1ページの町民に対する1人1万円の商品券、それから、稲作農家への支援これの取り組み時期についてお聞きします。

それから稲作農家への支援は具体的に言うと、これ全額で1000万なんだけども、具体的にどういう支払い基準になるのか。二つ。これが1つです。

もう一つは、グリーンバレー神室に、ブランコとすべり台を、を作るという話ですな。

正直言って今更という感じが私はします。

決して反対はしませんが、今のグリーンバレーの方向性、これからの方向性を議論している或いは、ある程度のめどもついてきた中で、あそこにまたこういうものを作ることが、どういう方向性なのか。非常によくわかりません。

もう一つ言うと、あの広ところにブランコと滑り台おくと、それは非常に小さくなるんです。

私はそれよりは、中央方公民館の脇のあれがあるね、芝生のああいうところにちょこちょ

こっと置くレベルだと。子供たちは、使えそうな気はするんですね。

神室に置くとあそこにわざわざ、ちゃっこい 2.3 歳の子供を連れて行って大きな空間の中で、ちょっぴりとしたブランコ、さあ、どういう心理になるかと。ということなんですな。そういう意味からいくと、本当適切なものなのか。ここについては二つです。

一つは、今後のグリーンバレー神室の方向性、ブランコを置くと賑やかになる、つまり、ある意味前向きな方向性をここで示し、そこと、今まで、町民説明会で説明した、風呂場も無くす、あるいは、スキー場も無くする。こういう、ある意味、ちょっと方向性の寂しい方向性ということ。どういうふうに整理して考えたらいいのかなということですよ。

それと、そこにブランコも置くと、本当にこのちっちゃい 2.3 歳の子供たちが、遊ぶところそれは、小学校になると遊びません。

小学校になったらどこさいくかという、なんていうのか、何かダーッと乗ってくる。

つまり、ああいうものを組み合わせてもう少し形として作るんだったらわかるんです。

そして、親たちはあそこに連れて行って遊ばせて来る。そういう意味では、ちょっと空間として大きすぎてしょうがないということもあって、この案には、何か、理解できないところがあるので、少しその辺、理屈を語って欲しいということの 2 点です。終わります。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

私の方からは地域経済応援商品券の配布事業につきましては、昨年と同様に、お盆前に配布をいたしまして、商品券の期限といたしましては、8月1日から12月31日まで使えるように、考えております。

去年は5000円のうち、飲食店券を千円としておりましたけども、今年度は商工会という調整をさせていただきまして、1万円のうち、飲食店の商品券分については、1000円という内容にいたしております。以上でございます。

矢口議長 産業課長。

産業課長

それでは二つ目の稲作農業者への支援ということでございます。総額に関しましては記載の通り、1067万3000円でございますが、その内容といたしましては、1反歩1000円というものになります。で、今回の主旨いたしましては、米を生産する上での資材いわゆる肥料の高騰によるものを、を支援するというような主旨でございまして、肥料代として1反歩当たり、平均的には6315円がかかっているというデータがありますので、それが令和4年度、令和3年度は5018円となるというものが出ております。その差額が約1300円となるんですが、そのうちの1,000円を町の方で支援をしたいとそういうような内容です。

実施時期につきましては、あくまでも、今年度の作付に対するものとなりますし、制度の内容といたしましては、転作がすべて確認、面積がすべて確認を終えてからでないとう交付ができない。申請を受けられないものですから、やはりどうしても年末から年始のあたりというふうなことになろうかと思っております。

ただ、対象といたしましては、生産資材価格高騰支援ということもありますので、昨年度でありますと、いわゆる人の口に入るお米だけを対象とした支援というのをやったんですが、今回に関しましては、米全部、またw s cも含めまして、すべてのお米というふうにご考えております。ただ、先ほど申しましたように、転作といいますか生産調整に協力した方のみを対象としたいという方向で、今のところ考えております。

今の段階で、交付金事業でありますし、今のタイミングで補正予算に計上させていただいて、こういったことも取り組みますということで、米農家の皆様からも、少しでも安心してこう取り組んでいただけるような意味合いもありますので、よろしく願いいたします。

矢口議長 町長。

町長

大きい二つ目のご質問ですが、グリーンバレーに遊具を置くという事についてでちよっ

とお答えをしたいと思います、グリーンバレーの方向性について様々議論をさせていただいておりますけれども、その中ではとにかく、あそこの空間広場については、もちろんやっぱり適正に管理をしていく活用していく。

夏場は当然綺麗にしていかないと、あそこの全体の魅力を落としてしまうということがありますので、それらは維持管理を適正にやっていくと。それをぜひやっていきたいと思っておりますが、その中で遊具の話は、これは今回の説明会の中でも、特に最初の4月22日、有屋地域の説明会の時に、地元の方でしたけれども、ぜひとも遊具が欲しいというお話をいただきました。

それからあと、町民アンケート、まちづくりアンケートの中にも、グリーンバレーに遊具がないということの指摘というか、ちっちゃい子供を連れてあそこにふらっと遊びに連れて行きたいけれども、そういったものがなくて、というようなご意見も入っております。

私自身は、やはり今回例えば、遊具、子供に2.3歳という小学校ぐらいまで、ブランコとすべり台ということで本当だと、もう少し金額が安いものかと思って、もう一つ二つぐらいできないものかというふうにちょっと思ったんですが、差し当たり、あんまりそのスペースとして邪魔にならないっていうところも、考えて2つで、ここで570万だったと思いますが、それで、そんなに、ちゃちでないもの、かといって場所的には一角、当然やっぱり真ん中たりすれば当然邪魔になってしまうってことありますので、グリーンバレーの一角で邪魔ならないところで、あそこで子供さんは遊ぶ、であと広場は本当の自由に遊ぶ、私は、必ずしも遊具がなくとも自由に遊べるんじゃないかという気持ちもなくはありませんけれども、やはりちっちゃい子供さんを連れて行って遊ばせるときに、ちょっとした変化といいますか、そういったものに遊んで、それで退屈したら、ちょっと広場で寝っ転がる、走る、飛び回ると、また、また遊具に飽きたらこっち来る、というようなことが、ちっちゃい子供さんだとやっぱりあった方がというふうな気持ちも、私もその意見として、そういう遊具あった方がいいという意見についてはそういう考えでなるほどなあというふ

うに思ったところですよ。

ただ、2つを入れることで、遊具がきちっとそれで整備ということではなくて、まずは2つという考えです。

あと、どれぐらいお金をそこにかけるかというところはこれからもうちょっと研究が必要ですけども、それで、さっき沼澤議員の方、お話の中で大きいな空間の中で、余りにもというような言い方でもあるわけですが、本当にその遊具にも様々本当に、大掛かりな遊具をやっているとこもあるかもしれませんが、それは今度お金も金額的に、千万台の、当然そういったことも関わってくるかと思えますし、あと、あのぐらい今広場といいますか、当然、冬はスキー場としてのことですから、位置的に邪魔にならないところに置くので、そして喜んでいただけるものというのと、自然と、今回2つですけども、あともう少し加えられるかどうかは、もう少し研究したいと思いますが、そういう意味で何て言うんですか。

グリーンバレーの今後のあり方ということでは、あそこの空間は、やはり大事にする活用していくという考え方はもう基本には持っておりますので、そこにお金をなんていいますか効率よく、投下して、喜んでいただけるものを、模索していくというか、その一つが今回の予算措置とさしてもらった部分であります。

そういう意味では、何ていうか、今、見直しもしていくことと、逆行ということではないものだというふうに考えております。

矢口議長 沼澤議員。

沼澤議員

うちの孫がもう少し小さい時にあったらそこで遊ばせたいなっていうふうに思いますので、必要なことはわかるんですけども果たして、今の少子化の中で、どれだけ利用率が高まるか。

この辺を心配される場所ですね。

私からするともうちょっと今ずっと滑っているもう少し、小学校の中学年ぐらいまでが滑遊べるような形のものがあっていいのかなあという感じがする。

これからおそらく山形とか何とかってすごい屋内で、遊べる施設がもうできてるわけだから、今の若い人の方が買い物の行くていうと地元よりも、車で旅行がてら行っている、そういうふうに行ってる状況ですから、東根、山形は近いところになっちゃう。

そういうことも踏まえると、やっぱりあそこの自然の中で遊べる特徴のある遊具を見つけたほうがいいような気がした。

あんまり常識的にブランコと滑り台と言うじゃなくて、滑り台するんだったら今ドコドコと滑って来るね、ああいうものをもう少し上から流すとか、何とか工面して、屋外は神室でそういうふうで遊べる、雨降った時は、山形あたりまで行くとか、東根に行くとかと、こういうことがあると子育て役立つかなと思いつながら、この話を聞いたわけですので、ぜひ成功するように期待申し上げて質問を終わります。

矢口議長 町長。

町長

今回の遊具はまずとりあえず2つということで、あと第2弾というのはどういう形が可能か、そんなことを少し時間をかける形になると思いますが、遊具をどういったものを備えることで喜んでいただけるかということは、少し研究していきたいと思います。

本当に今回は、差し当たり、そういったご意見答える形というか、そんなことで、しかも空間にあまり邪魔にならないというふうなことで考えた予算措置でありますので、引き続き、そちらの方は第2弾ということも考えながら、良い遊具といえますか、遊具については、高額だというのはちょっとやっぱりありますけれども、そこら辺、費用対効果といつかそういったことを見極めながらさらに研究検討していきたいと思います。

矢口議長 他に、寒河江議員。

寒河江議員

7番寒河江でございます。私からは、だいたい、沼沢議員同じような質問でこの別な観点から、質問させていただきますけども、今回ですね補正予算で支出の方で総務の方にありますけども、国の方から、原油価格そして物価高騰ということで補助金がきたわけですが、その活用について、私も、今回、商店の方にもこういう、大変ありがたいことだと思っております。

そんな中ですね、昨年も、担当課長から説明ありましたが、昨年も、5000円の券をやったわけです。その中でやはり、飲食店限定でもいいんです。

高齢者の方々とか、一人暮らしの方が500円だったら便利だという意見もありました。そんなところを踏まえて、どのような対応をしたのかなということですね。

あとですね、この商品券ですね昨年も、実施しておりますのでそれを検証するという意味合いから、どのぐらい、例えば飲食店の分に関しては、どのぐらい使われなかった金額があるのか。そして、また、飲食店以外でも、使われない金額が把握してるとすれば、それを検証しながら次に、プラスのようないい方向に行くと思うんで、その辺についてどんな、どうだったのかということについてお聞きしたいと思います。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

令和の3年度の実績からお話しさせていただきますと未換金分っていうのがございまして換金されなかったものとして、共通券で23万円。飲食券で39万4000円。合わせて62万4000円になります。換金率としては共通券で98.9%。飲食券で92.5%、合計では97.6%という全体の換金率としてはかなり高いものになっているものと見ております。

商品券500円と1000円の扱いですが、特に私どもの方で、商工会といろいろお話をさせてもらって、令和3年度の検証とかをさせてもらってましたけども、特に500円券という話はちょっといただいてなかったんですけども、令和4年度の扱いとしては、まずは千円券で対応させていただきたいと思っております。

あと換金できなかった、多分高齢者などいるかと思うんですけどもそこについては、事あるごとにぜひ使ってくださいの周知をするとともに高齢者の集会等ございましたら、そういう機会を利用して、利用拡大を進めていきたいと思えます。

換金にできなかった金額については、これは元の財源が国の補助金交付金ですので、それは精算されますので、決して商工会にその分が支払いなっているというわけではございませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

矢口議長 はい。寒河江議員。

寒河江議員

はい。課長から説明ありましけれども、私も最初考えたのが、商工会の券を町で買い取りして、その分を配布するという事なので、換金にならないのかなと思っていたところだったんですが、課長から説明していただきましてわかりました。その中で、飲食店分で、39万4000円。そして、そうでないところですが、23万円。合わせて、62万4000円という金額があります。

単純計算ですよ。単純計算でした場合、今回1万円になるわけですので、その倍になるという仮定とすればやはり飲食店としても、お店としてもやっぱり使ってもらえれば、その分国に戻さなくてもいいわけなんで、ぜひ100%使っていただきたいという私の思いです。

そうすることによって、金山町のやっぱり商店そして物が動くということなんで、経済的にも皆さん助かると思えます。

この時期を聞きましたら、盆のころに言うことで、本当に今年は今コロナもうこういう状況なので、ふるさとに戻ってくる方も大変多くなると思えます。そうなれば、また、このまま落ち着いていけばですけども、そうなればと願っているところなんですけども、是非ですね、通知っていうかねそういう多く、課長が言いますけども、単純に言いますけども、どのような方法で、それをするかっていうのが一番の問題だと思うんです。ただ、放送

して、広報でしたりしても一人暮らしの高齢者の方は見ないと思う。その辺をやはり、健康福祉課なりそういう、横の繋がりを持ちながらですね、是非、検討していただきたいと思ってるんですけども、いかがですか。

矢口議長 はい。総合政策課長。

総合政策課長

はい。寒河江議員のおっしゃる通り高齢者関係ですと健康福祉課、または社会福祉協議会などとも連携をしながら、換金率 100%を特に高齢者においては、使われるように、サポートしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

是非、よろしく願いしたいと思います。

そしてもう 1 点ですね、沼澤議員からありましたけども、遊具に関してですね。町長がとりあえずという言葉を使いました。邪魔にならないところに、言いましたけれども、私は、今後のグリーンバレーを考えた場合のビジョンを考えて、先ほど沼澤議員も言いましたけれども、冬のことも全部考えて、どこに設置したらいいのかということのを是非、とりあえずじゃなくて、空きスペースではなくて、これからのビジョンを考えて設置していただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

矢口議長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第 55 号から 58 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 55 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 55 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 56 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 57 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 57 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 58 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 5 議員提出議案の追加上程

議長

次に、追加日程第 5 議員提出議案の追加上程を行います。

発議第 5 号 令和 4 年度水田活用の直接支払い交付金の見直しに関する意見書

以上 1 件を追加上程します。

追加日程第 6 趣旨説明

議長

追加日程第 6 趣旨説明を求めます。中村委員長。

中村忠行議員

(発議第 5 号朗読、説明省略：議案書のとおり)

ありがとうございました。

追加日程第 7 議案審議

議長

追加日程第 7 議案審議に入ります。

それでは、発議第 5 号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第 5 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第5号は原案の通り可決されました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもまして、令和4年6月金山町議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(16時44分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

矢口政一

署名議員

早坂憲明

署名議員

栗田保則